

大口町地域防災計画 マニュアル編

(令和4年度改訂)

大口町防災会議

大 口 町 地 域 防 災 計 画

マ ニ ュ ア ル 編 目 次

第 1 章 総 則

第 1 節 災害対策本部

M1-01-01	災害対策本部の組織図	M1-1
M1-01-02	災害対策本部の配備人員	M1-2

第 2 節 配備体制

M1-02-01	配備体制（風水害）	M1-3
M1-02-02	配備体制（地震）	M1-4
M1-02-03	配備体制（突発事故等）	M1-5
M1-02-04	配備体制（行方不明）	M1-5

第 3 節 所掌事務

M1-03-01	災害予防における所掌事務	M1-6
M1-03-02	災害応急対策における所掌事務	M1-10

第 4 節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

M1-04-01	大口町の事務又は業務の大綱	M1-13
M1-04-02	愛知県関係機関の事務又は業務の大綱	M1-14
M1-04-03	指定地方行政機関の事務又は業務の大綱	M1-15
M1-04-04	指定公共機関及び指定地方公共機関の事務又は業務の大綱	M1-18
M1-04-05	公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の事務又は業務の大綱 ..	M1-20
M1-04-06	自衛隊の事務又は業務の大綱	M1-21

第 2 章 災害予防マニュアル

第 1 節 防災協働社会の形成推進

M2-01-01	防災協働社会の形成推進	M2-1
M2-01-02	自主防災会との連携	M2-2
M2-01-03	防災ボランティアとの連携	M2-3
M2-01-04	企業防災の促進	M2-4
M2-01-05	広域応援・受援体制の整備	M2-5
M2-01-06	防災訓練及び防災意識の普及・向上	M2-6

第 2 節 避難行動の促進対策

M2-02	避難行動の促進対策	M2-8
-------	-----------------	------

第 3 節 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

M2-03-01	指定避難所の指定・整備	M2-12
M2-03-02	要配慮者支援対策	M2-14
M2-03-03	帰宅困難者対策	M2-16
M2-03-04	物資の備蓄、調達供給体制の確保	M2-16
M2-03-05	救護・救援対策	M2-17

第 4 節 風水害予防対策

M2-04-01	河川防災対策	M2-18
M2-04-02	雨水出水対策	M2-19

M2-04-03	農地防災対策	M2-19
第5節 都市防災性の向上		
M2-05-01	防災施設等整備	M2-20
M2-05-02	公共施設安全確保整備	M2-22
M2-05-03	都市施設・防災拠点の整備	M2-25
M2-05-04	都市空間の活用	M2-25
第6節 建築物等の安全化		
M2-06-01	防災建造物整備対策	M2-26
M2-06-02	交通関係施設対策	M2-26
M2-06-03	ライフライン施設対策	M2-27
M2-06-04	建築物耐震推進計画	M2-30
M2-06-05	学校等における対策	M2-31
M2-06-06	文化財保護対策	M2-32
M2-06-07	罹災証明書等の発行体制の整備	M2-33
第7節 事故・火災等予防対策		
M2-07-01	危険物保安対策	M2-33
M2-07-02	毒物劇物等化学薬品類保安対策	M2-33
M2-07-03	火災予防対策	M2-34
M2-07-04	災害廃棄物対策	M2-35
第8節 防災に関する調査研究の推進		
M2-08	防災に関する調査研究の推進	M2-36

第3章 災害応急対策マニュアル

第1節 活動態勢		
M3-01-01	気象予警報発令時の初動対応～災害対策本部の設置・運営	M3-1
M3-01-02	地震発生時の初動対応～災害対策本部の設置・運営	M3-4
M3-01-03	職員の安否確認・非常参集	M3-7
第2節 避難行動		
M3-02	避難行動	M3-9
第3節 情報の収集・伝達・広報		
M3-03-01	被害状況等の収集・伝達	M3-11
M3-03-01a	人・住家等被害の収集・伝達	M3-14
M3-03-01b	河川等被害の収集・伝達	M3-15
M3-03-01c	道路施設被害の収集・伝達	M3-16
M3-03-01d	電信電話施設被害の収集・伝達	M3-17
M3-03-01e	電力施設被害の収集・伝達	M3-18
M3-03-01f	ガス施設被害の収集・伝達	M3-19
M3-03-01g	水道施設被害の収集・伝達	M3-20
M3-03-01h	公共土木施設被害の収集・伝達	M3-21
M3-03-02	通信の運用	M3-23
M3-03-03	災害広報及び報道	M3-25

第4節 応援協力・派遣要請

M3-04-01	ボランティアの受入れ及び労務供用	M3-26
M3-04-02	広域応援要請	M3-28
M3-04-03	防災活動拠点の確保	M3-29
M3-04-04	自衛隊の災害派遣	M3-30

第5節 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

M3-05-01	避難所の開設・運営	M3-32
M3-05-02	要配慮者支援対策	M3-33
M3-05-03	帰宅困難者対策	M3-34

第6節 救出・救助対策

M3-06-01	救出・救助活動	M3-35
M3-06-02	防災ヘリコプターの活用	M3-36

第7節 医療救護・保健衛生・防疫対策

M3-07-01	医療救護・保健衛生	M3-37
M3-07-02	防疫	M3-39

第8節 交通の確保・緊急輸送対策

M3-08-01	防犯・地域安全活動	M3-40
M3-08-02	道路施設対策	M3-41
M3-08-03	緊急輸送手段確保	M3-42
M3-08-04	交通の確保	M3-43

第9節 水防計画

M3-09-01	浸水対策	M3-45
M3-09-02	防災営農	M3-47

第10節 消防活動・危険性物資対策

M3-10-01	消防活動	M3-48
M3-10-02	危険物施設対策、毒物劇物取扱施設対策	M3-50

第11節 ライフライン施設の応急対策

M3-11-01	電力施設対策	M3-52
M3-11-02	ガス施設対策	M3-53
M3-11-03	L P ガス施設対策	M3-54
M3-11-04	上水道施設対策	M3-55
M3-11-05	下水道施設対策	M3-56
M3-11-06	通信施設の応急措置	M3-56

第12節 水・食料・生活必需品等の供給

M3-12-01	飲料水の供給	M3-57
M3-12-02	食品の供給	M3-58
M3-12-03	被服・寝具・その他生活必需品の供給又は貸与	M3-60

第13節 遺体の捜索・処理・埋火葬

M3-13	遺体の捜索・処理・埋火葬	M3-61
-------	--------------------	-------

第14節 交通施設の応急対策

M3-14-01	航空災害対策	M3-63
M3-14-02	道路災害対策	M3-65

第 15 節 環境汚染防止及び廃棄物処理対策

M3-15-01	環境汚染防止対策	M3-67
M3-15-02	廃棄物処理対策	M3-68

第 16 節 住宅対策

M3-16-01	被災建築物・被災宅地の応急危険度判定	M3-70
M3-16-02	被災住宅等の調査・罹災証明書等の発行	M3-71
M3-16-03	応急仮設住宅の設置・管理運営	M3-72
M3-16-04	住宅の応急修理・障害物の除去	M3-73
M3-16-05	町営住宅等への一時入居	M3-75

第 17 節 学校等における対策

M3-17	学校等における対策	M3-76
-------	-----------------	-------

第 4 章 災害復旧・復興マニュアル

第 1 節 復興体制

M4-01	復興体制.....	M4-1
-------	-----------	------

第 2 節 公共施設災害復旧事業

M4-02	公共施設災害復旧事業	M4-1
-------	------------------	------

第 3 節 震災復興都市計画の手続き

M4-03	震災復興都市計画の手続き	M4-2
-------	--------------------	------

第 4 節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成・激甚災害の指定

M4-04	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成・激甚災害の指定	M4-3
-------	---------------------------------	------

第 5 節 被災者等の再建の支援

M4-05-01	支援金等の支給又は貸付け	M4-4
M4-05-02	健康支援・心のケア	M4-5

第 6 節 義援金品等の募集・受付・配分

M4-06-01	義援金品等の受付・配分	M4-5
----------	-------------------	------

第 7 節 商工業・農林水産業の再建の支援

M4-07	商工業・農林水産業の再建の支援	M4-6
-------	-----------------------	------

第 5 章 避難所運営マニュアル

M5-01	事前対策.....	M5-1
M5-02	初動期.....	M5-4
M5-03	展開期.....	M5-7
M5-04	安定期.....	M5-17
M5-05	撤収期.....	M5-19

第6章 原子力災害対策マニュアル

第1節 災害予防

M6-01	災害予防.....	M6-1
-------	-----------	------

第2節 災害応急対策

M6-02-01	原子力災害発生時の初動対応～災害対策本部の設置・運営	M6-3
M6-02-02	核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	M6-4
M6-02-03	県外の原子力発電所等における異常時対策	M6-6

第3節 災害復旧

M6-03	災害復旧.....	M6-8
-------	-----------	------

第7章 東海地震事前対策マニュアル

第1節 地震災害対策本部の設置等

M7-01	災害対策本部の設置、情報の伝達等	M7-1
-------	------------------------	------

第2節 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

M7-02	発災に備えた資機材、人員等の配備手配	M7-4
-------	--------------------------	------

第3節 発災に備えた直前対策

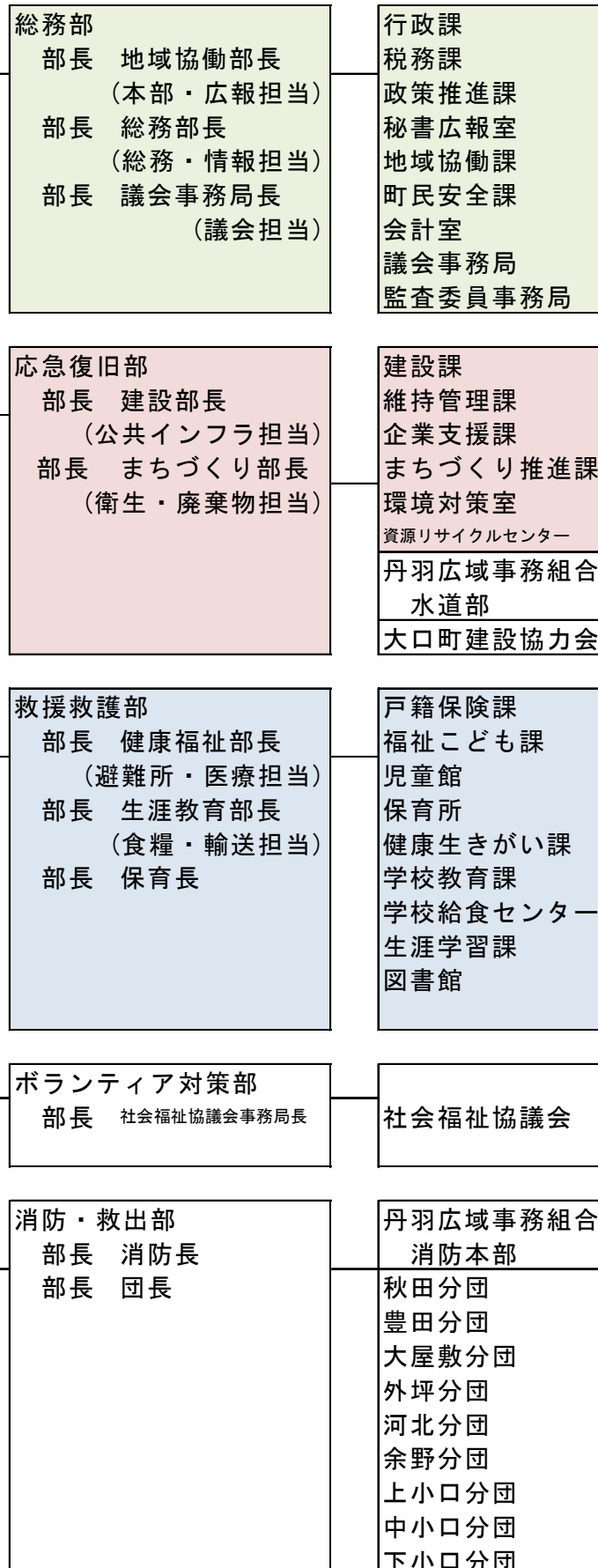
M7-03	発災に備えた直前対策	M7-6
-------	------------------	------

第4節 町が管理又は運営する施設に関する対策

M7-04	町が管理又は運営する施設に関する対策	M7-10
-------	--------------------------	-------

M1-01-01 災害対策本部の組織図

災害対策本部員会議
 本部長
 町 長
 副本部長
 副町長
 教育長
 本部員
 部長級
 消防団長
 丹羽広域事務組合消防長
 丹羽広域事務組合水道部長
 社会福祉協議会事務局長



M1-01-02 災害対策本部の配備人員

	非常 配備	第3						B C P		
		第2								
		第1								
		計 30	(連 絡 員)	計 42	合計 72	計 60	(連 絡 員)	合計 132	計 0 132	
災害対策本部員会議 本部長 町 長 副本部長 副町長 教育長 本部員 部長級 消防団長 丹羽広域事務組合消防長 丹羽広域事務組合水道部長 社会福祉協議会事務局長	地域協働部	16	(2)	10	26	15	(2)	41	0 41	
	総務班(長：行政課長)	4		1	5	4		9	9	
	情報収集班(長：税務課長)	6		6	12	6		18	18	
	対応決定班(長：町民安全課長)	4		2	6	3		9	9	
	広報班(長：秘書広報室長)	2		1	3	2		5	5	
	行政課	9	(1)	6	15	10	(1)	25		
	税務課									
	政策推進課									
	秘書広報室									
	地域協働課	6	(1)	3	9	2	(1)	11		
	町民安全課									
	会計室									
	議会事務局									
	監査委員事務局	1		1	2	1		3		
	本部連絡員 総 務 部 (2) 応急復旧部 (2) 救援救護部 (2) ボランティア対策部 (1) 消防部 (1)	応急復旧部	6	(2)	11	17	9	(2)	26	0 28
		公共土木対策班(長：建設課長)	2		7	9	5		14	16
		衛生・廃棄物班(長：まちづくり推進課長)	4		4	8	4		12	12
建設課		3	(1)	5	8	4	(1)	12		
維持管理課		3	(1)	6	9	5	(1)	14		
企業支援課										
まちづくり推進課										
環境対策室										
資源リサイクルセンター										
丹羽広域事務組合水道部										
町内建設業協会										
救援救護部		8	(2)	21	29	36	(2)	65	0 65	
医療活動支援班(長：健康生きがい課長)		0		4	4	14		18	47	
避難者対策班(長：戸籍保険課長)		6		8	14	10		24	27	
救援物資班(長：福祉こども課長)		1		5	6	8		14	13	
配送調整班(長：学校教育課長)		1		4	5	4		9	8	
戸籍保険課	4	(1)	15	19	26	(1)	45			
福祉こども課										
児童館										
保育所										
健康生きがい課	4	(1)	6	10	10	(1)	20			
学校教育課										
学校給食センター										
生涯学習課										
図書館										
ボランティア対策部										
災害ボランティア調整班										
社会福祉協議会		(1)				(1)				
消防・救出部										
丹羽消防事務組合消防本部		(1)				(1)				
大口町消防団										

※本部連絡員の人数は内数

※本部連絡員の人数は内数

※第1、第2非常配備は各部で必要人数を配備

※第1、第2非常配備の体制が長時間となる場合は第3非常配備の人員と交替

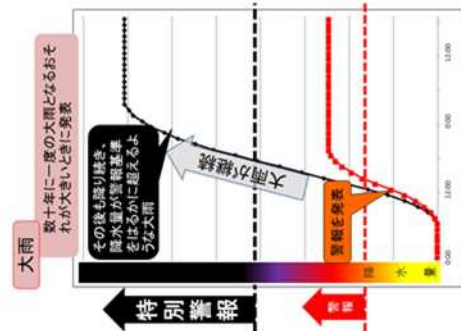
(配備人員は毎年見直し)

M1-02-01 配備体制（風水害）

体制	配備基準			配備人員	その他	時間外の対応
	豪雨	大雨警報時	平常時 ・時間雨量20mm超えを確認した時 ・大雨警報時			
平常時組織	第1警戒	暴風	・風速15m超えを確認した時 ・暴風警報時	町民安全課（課長＋2名） 維持管理課（課長＋2名）	急務を要するときは、町民安全課長の判断により第1非常配備へ移行する	町民安全課長の判断により体制を整える
	第2警戒		台風が接近し、風雨が強く事前に注意する必要がある場合 また、ゲリラ豪雨等により、注意する必要がある場合 県内（県全域、県西部または尾張西部）に大雨、洪水あるいは暴風のいずれかの警報が発表され、かつ災害の発生の恐れがあるとき	部長会議（各部長） 町民安全課（課長＋2名） 維持管理課（課長＋2名）	配備体制の移行や災害対策本部の設置を部長会議で検討し、地域協働部長が判断する	
災害対策本部	第1非常配備		警戒体制中で事態が悪化すると予想されるとき	M1-01-02に準じる 警報時は、全職員は連絡が取れる体制をとる	状況に応じて災害対策本部を設置する	
	第2非常配備		第1非常配備中で事態が悪化したとき 町内のいたるところで風水害による被害が発生したとき	M1-01-02に準じる 全職員は連絡が取れる体制をとる	災害対策本部を設置する	
	第3非常配備		第2非常配備中で事態が悪化したとき 大雨特別警報が発表されたとき 町内の全域または相当の地域に大規模の風水害等の災害が発生し、または発生すると予想されるとき 町内に予想されない重大な災害が発生したとき	M1-01-02に準じる （全員）	災害対策本部を設置する	

参考：大雨特別警報（出典：気象庁HP）

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	暴風が吹くと予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により 高潮になると予想される場合
波浪	高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

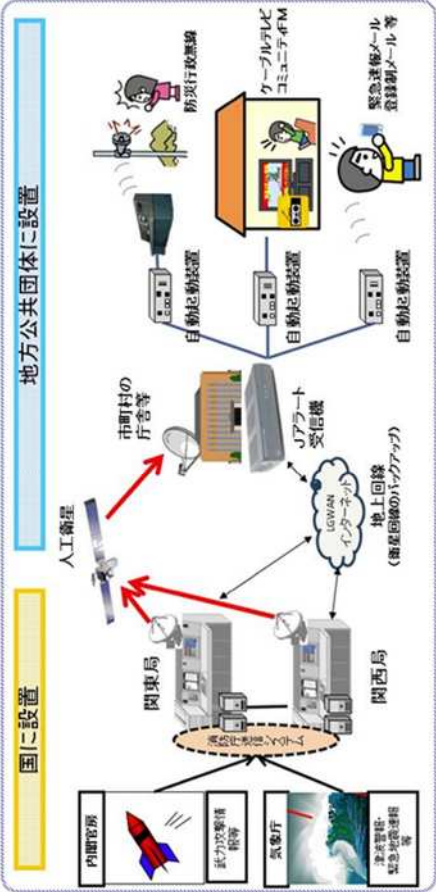


M1-02-02 配備体制（地震）

体制		配備基準		配備人員	その他
平常 組織時	警戒	震度4以上が予想されるとき （緊急地震速報）	J-ALERTによるメールで 確認		
災害対策本部	第1非常配備	震度4の地震が発生したとき		町民安全課（課長＋2名） M1-01-02に準じる	状況に応じて災害対策本部を設置する
	第2非常配備	震度5弱の地震が発生したとき		M1-01-02に準じる 全職員は連絡が取れる体制をとる	災害対策本部を設置する
	第3非常配備	震度5強以上の地震が発生したとき 町内の全域または相当の地域に大規模の災害が発生したとき		M1-01-02に準じる （全員）	災害対策本部を設置する

参考：J-ALERT（出典：消防庁）

弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の同報系の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム



M1-02-03 配備体制（突発事故等）、M1-02-04 配備体制（行方不明）

体制		配備基準		配備人員	その他	時間外の対応
平常時組織	初動	火事	建物火災時	丹羽消防サイレン あんしん・安全ねっとによるメール 広報無線	町民安全課（3名＋地域協働部長）	アイシス
		原子力災害	判明時		町民安全課（全員＋地域協働部長） 部長会議（各部長）	
		インフルエンザ	判明時		町民安全課 健康生きがい課	
		その他	判明時		町民安全課（状況に応じて） 関係各部（状況に応じて）	江南保健所との連携
災害対策本部	第1 非常配備	住民からの応急復旧要請があったとき		部長会議（各部長） M1-01-02に準じる	部長会議で災害対策本部の設置や配備体制の移行を判断 状況に応じて災害対策本部を設置する	
		初動体制中で事態が悪化すると予想されるとき				
	第2 非常配備	その他必要により町長が指令したとき		M1-01-02に準じる 全職員は連絡が取れる体制をとる		
		その他必要により本部長が指令したとき				
	第3 非常配備	その他必要により本部長が指令したとき		M1-01-02に準じる （全員）		

体制		配備基準		配備人員	その他
平常時組織	初動	行方不明	判明時	町民安全課＋関係課（対象職員）	深夜（23時以降）の捜索は原則なし （家族との打合せのみ）
		江南警察公開FAX 家族等からの依頼			

M1-03-01 災害予防における所掌事務（部は平常時の組織名称）

部等	課	所掌事務
地域協働部	町民安全課	1 防災活動の取り組みを推進する枠組み作り 2 家庭における安全対策の促進 3 気象等観測施設・設備等の整備 4 通信施設・設備等の整備、同報系防災行政無線のデジタル化 5 緊急地震速報の伝達体制の整備 6 家庭内備蓄の推進 7 町職員に対する防災教育 8 防災訓練の実施、防災訓練に対する指導・協力 9 防災の意識啓発 10 防災に関する広報活動 11 自主防災会の設置・育成、自主防災会との連携による防災活動の推進 12 自主防災会と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進 13 防災リーダーの育成及びネットワーク化の推進 14 市町村相互応援協定 15 危険地域の把握、危険地区の被害想定 16 地震災害に関する基礎的調査 17 被害想定に関する調査研究、災害防止・都市の防災化に関する研究 18 災害調査研究成果の活用 19 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備 20 指定緊急避難場所・指定避難所・避難経路の標識の整備 21 要配慮者の支援システムや救助体制の整備 22 避難所・避難場所の指定 23 避難道路の確保と交通規制計画の策定 24 防災倉庫・消防施設・水防施設・防災資機材等の整備 25 住民問い合わせ・相談窓口等の体制確保 26 警戒宣言後の避難状況等に関する情報収集・伝達システムの整備 27 帰宅困難者・滞留旅客対策 28 ボランティアコーディネーター養成講座の開催 29 クラウド型被災者支援システムの準備（被災者台帳の作成等）
	地域協働課	1 避難施設の耐震性・耐火性の確保・向上 2 避難施設の施設・設備の点検・整備 3 避難施設の耐雨水性能の確保、雨水流出抑制機能の確保 4 要配慮者の支援システムや救助体制の整備（外国人対応） 5 防災知識の普及活動の多言語化（外国人対応） 6 ボランティア関係団体との連携
会計管理者	会計室	会計事務の効率化の追求
総務部	行政課	1 防災拠点施設の屋上の番号表示 2 避難施設の不燃化、耐震性の確保・向上 3 避難施設の耐雨水性能の確保、雨水流出抑制機能の確保 4 クラウド型被災者支援システムの整備
	税務課	1 家屋等被害認定調査におけるスキルアップ 2 罹災証明書・被災証明書の発行体制構築（クラウド型被災者支援システム等）

部等	課	所掌事務
	秘書広報室	1 プレスリリースの準備、方法検討 2 避難に関する広報活動、警戒宣言発令時の広報活動
	政策推進課	1 市町村相互応援協定 2 業務継続計画の策定及び実施体制の整備 3 職員派遣関係書類の整理
議会	議会事務局	議会との連絡体制の整備
監査委員	監査委員事務局	－
建設部	建設課	1 道路施設対策（道路・橋梁等の整備・防災構造化の推進、ライフライン共同収容施設の整備、緊急輸送道路の指定・改築・整備、交通規制用資機材の増強・整備など） 2 河川防災対策（河川維持改修、河川改修、総合治水対策、河川情報の提供） 3 農地及び農業施設防災対策（湛水防除事業、用排水施設整備事業、老朽化施設の整備） 4 都市排水対策（都市下水路事業、公共下水道事業、総合治水対策） 5 洪水予報の伝達方法の確立 6 緊急輸送道路の指定 7 避難道路の確保と交通規制計画の策定 8 危険地域の把握、危険地区の被害想定 9 災害調査研究成果の活用 10 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備 11 下水道施設対策（管渠施設、処理施設） 12 下水道施設復旧における緊急連絡体制の確保、復旧用資機材の確保 13 浸水想定区域内の施設等の公表
	維持管理課	1 道路災害対策（道路構造物の定期点検、実践的な訓練の実施、救急救助用資機材の整備、情報通信手段の運用・管理及び整備） 2 都市防災対策（街路・公園緑地の整備、防災空間の整備拡大）
	企業支援課	1 事務所における安全対策・企業防災の促進 2 事業継続計画の普及啓発活動 3 事業継続計画の策定に関する情報提供や相談体制の整備
	まちづくり推進課	1 避難施設の不燃化、耐震性の確保・向上 2 避難施設の耐雨水性能の確保、雨水流出抑制機能の確保 3 危険地域の把握、危険地区の被害想定 4 災害防止・都市の防災化に関する研究、災害調査研究成果の活用 5 地籍調査 6 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備 7 耐震改修促進計画の策定 8 一般建築物の耐震性の向上促進 9 被災建築物の応急危険度判定の体制整備（県と連携）

<第1章 総則>

部等	課	所掌事務
	環境対策室	1 廃棄物の適切な保管方法・保管施設構造の指導 2 廃棄物大量保管施設の処理促進指導 3 廃棄物の流出防止等の安全対策の指導 4 防疫活動確保用資機材・人員の配置 5 廃棄物の収集搬送及び処理用資機材・人員の配置 6 し尿収集運搬及び処理用資機材・人員の配置
健康福祉部	戸籍保険課	1 避難所及び避難者管理体制の構築（クラウド型被災者支援システム等） 2 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の確認
	福祉こども課	1 避難施設の耐震性・耐火性の確保・向上 2 避難施設の施設・設備の点検・整備 3 避難施設の耐雨水性能の確保、雨水流出抑制機能の確保 4 保育園・児童センターにおける防災組織の整備、防災教育・防災訓練の実施、避難計画の策定 5 保育園・児童センターにおける登降園の安全確保 6 社会福祉施設等における緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の実施 7 要配慮者（在宅者）の状況把握、緊急情報システムの整備、防災教育・防災訓練の実施 8 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成 9 避難施設における避難所としての適切な整備、必要面積の確保、備えるべき設備の整備、避難経路の表示 10 生活必需品（日用品・食品・衛生用品）の確保、仮設トイレの備蓄
	健康生きがい課	1 避難施設の耐震性・耐火性の確保・向上 2 避難施設の施設・設備の点検・整備 3 避難施設の耐雨水性能の確保、雨水流出抑制機能の確保 4 社会福祉施設等における緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の実施 5 要配慮者（在宅者）の状況把握、緊急情報システムの整備、防災教育・防災訓練の実施 6 避難施設における避難所としての適切な整備、必要面積の確保、備えるべき設備の整備、避難経路の表示 7 生活必需品（日用品・食品・衛生用品）の確保、仮設トイレの備蓄 8 医療救急体制の整備 9 災害時救急医療の研修・教育システムの構築 10 住民向け災害時の応急手当指導

部等	課	所掌事務
生涯教育部	学校教育課	1 避難施設の耐震性・耐火性の確保・向上 2 避難施設の施設・設備の点検・整備 3 避難施設の耐雨水性能の確保、雨水流出抑制機能の確保 4 学校における防災組織の整備、防災教育・防災訓練の実施、避難計画の策定 5 学校における登下校の安全確保 6 避難施設における避難所としての適切な整備、必要面積の確保、備えるべき設備の整備、避難経路の表示 7 生活必需品（日用品・食品・衛生用品）の確保、仮設トイレの備蓄
	学校給食センター	1 施設の耐震性・耐火性の確保・向上 2 施設・設備の点検・整備
	生涯学習課	1 避難施設の耐震性・耐火性の確保・向上 2 避難施設の施設・設備の点検・整備 3 避難施設の耐雨水性能の確保、雨水流出抑制機能の確保 4 文化財の愛護精神の向上及び防火思想の普及 5 文化財の管理・保護について指導・助言 6 歴史民俗資料館の適切な修理の実施、防火設備設置の促進 7 管理担当施設における避難所としての適切な整備、必要面積の確保、備えるべき設備の整備、避難経路の表示 8 生活必需品（日用品・食品・衛生用品）の確保、仮設トイレの備蓄

M1-03-02 災害応急対策における所掌事務（部は災害対策本部の組織名称）

部	課	所掌事務
総務部	町民安全課	1 防災会議の運営
		2 災害対策本部の設置・廃止
		3 災害対策本部員会議の運営
		4 職員の非常配備・非常参集・動員要請
		5 関係機関等への通報・相互協力要請、関係機関等との連絡調整
		6 自主防災会との連携
		7 通信連絡系統の整備・運用
		8 情報の収集・伝達、水防情報の収集
		9 報道機関への発表
		10 避難のための準備情報・指示
		11 警察への交通規制及び現場警備等の依頼
		12 水防団等の出動指令
		13 ライフライン施設の応急対策依頼
		14 航空災害・道路災害等における応急対策（警戒区域の設定・立入制限・退去等の命令、被災者の収容所・遺体収容所等の設置・手配、被災者への食料等の供給、臨時電話・電源その他資機材等の確保）
		15 知事、他市町村長、緊急消防援助隊に対する応援要請
		16 応援要員の受入体制の準備
		17 地区防災活動拠点の確保
		18 自衛隊の派遣要請、撤収要請、災害派遣部隊の受入
		19 防災ヘリコプターの出動要請
		20 相談窓口の開設
		21 帰宅困難者の避難所対策・救援対策、帰宅困難者への情報提供
総務部	地域協働課	1 緊急通行車両等確認の申請
		2 自主防災会との連携
		3 帰宅困難者の避難所対策・救援対策、帰宅困難者への情報提供
	会計室	1 会計事務、公金運用事務、備品・消耗品管理事務
	行政課	1 関係機関等への通報・相互協力要請、関係機関等との連絡調整
		2 警察への交通規制及び現場警備等の依頼
		3 ライフライン施設の応急対策依頼
		4 相談窓口の開設
		5 記録写真等の作成
	税務課	1 情報の収集・伝達、水防情報の収集
		2 罹災証明書・被災証明書の発行
		3 住家被害認定調査
	秘書広報課	1 住民に対する広報活動
		2 報道機関への発表
	政策推進課	1 職員の安否・参集状況の確認
		2 知事、他市町村長、緊急消防援助隊に対する応援要請
		3 応援要員の受入体制の準備
		4 自衛隊の派遣要請、撤収要請、災害派遣部隊の受入
		5 防災ヘリコプターの出動要請
		6 応急工事等の各種応援協力要請

部	課	所掌事務
	議会事務局 監査委員事務局	総務部内のサポート
応急復旧部	建設課	1 道路・橋梁等の応急措置、応急復旧（路面の応急復旧、障害物の除去、交通の確保、代替橋の確保） 2 復旧資機材等の確保 3 応急工事の応援協力要請 4 排水ポンプによる応急排水 5 下水管渠の応急措置による排水機能の回復 6 仮設ポンプ施設や仮管渠等の設置
	維持管理課	1 水防活動（監視及び警戒、水防作業）、湛水排除 2 河川・水路の等の巡視 3 浸水危険箇所等の監視及び警戒 4 浸水対策用資機材の整備 5 漏・溢水防止のための応急復旧
	企業支援課	1 事業者への応急対策実施指導 2 応急復旧部内のサポート
	まちづくり推進課	1 応急危険度判定実施本部の設置 2 応急危険度判定活動の実施（県、民間判定士と連携） 3 被災住宅等の調査 4 応急仮設住宅の建設（県と連携） 5 一時入居住宅の提供 6 住宅の応急修理（登録事業者へ協力要請） 7 農地及び農業用施設に対する応急措置
	環境対策室	1 鼠族・昆虫等の駆除 2 避難所の生活環境管理（し尿処理） 3 し尿・ゴミの収集、処分 4 被災地域における動物の保護 5 障害物の除去（登録事業者へ協力要請） 6 水害廃棄物処理基本計画の策定 7 廃棄物処理体制の確立、収集運搬機材・処理場の確保 8 廃棄物処理業者等の連絡調整、応援協力要請 9 環境汚染物質の流出・拡散防止のための措置 10 環境調査、モニタリングの実施 11 農作物に対する応急措置
救援救護部	戸籍保険課	1 遺体の収容及び一時保存、洗浄、搬送 2 遺体の検視（警察官への依頼） 3 遺体の検案（医師への依頼） 4 遺体の処理（遺体の洗浄） 5 遺体の身元確認及び引き渡し 6 遺体の埋火葬（死亡届の受理、火葬許可証の交付、遺体の搬送、相談窓口の設置） 7 避難所の開設・運営

<第1章 総則>

部	課	所掌事務
	福祉こども課	1 生活必需品（日用品・食品・衛生用品）の供給、帳簿等の整理 2 医薬品その他衛生材料の確保（血液製剤） 3 保育園への災害に関する予報・警報等の把握・伝達 4 保育園児の避難誘導 5 義援金品の募集・受付・配分
	健康生きがい課	1 医療・救護活動の実施（丹羽消防本部と連携） 2 医療救護班の編成・派遣（医師会との協定に基づく） 3 医薬品その他衛生材料の確保 4 医療・助産の応援協力要請 5 感染症の病原体に汚染された場所の消毒 6 防疫組織の設置 7 防疫薬剤の配布 8 避難所の防疫、生活環境管理（健康管理） 9 臨時予防接種
	学校教育課	1 炊き出し・その他による食品の供給 2 米穀の調達、副食品・調味料の調達あっせん 3 運送関係業者等の保有車両の調達 4 輸送力の確保、緊急輸送の実施、輸送の応援協力要請 5 学校への災害に関する予報・警報等の把握・伝達 6 児童・生徒の避難誘導 7 文教施設・設備等の確保及び応急教育の実施（小・中学校と連携） 8 臨時休校等の措置（小・中学校と連携） 9 教職員の確保（小・中学校と連携） 10 教科書・学用品等の給与
	学校給食センター	1 炊き出しの実施 2 救援救護部内のサポート
	生涯学習課	救援救護部内のサポート
	図書館	救援救護部内のサポート

M1-04-01 大口町の事務又は業務の大綱

機関名称	事務又は業務の大綱
大口町	1 災害予警報等情報、地震に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等）の収集伝達を行う。 2 災害による被害状況の調査及び報告を行う。 3 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）等）を行う。 4 避難場所、避難路、その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。 5 避難の指示を行う。 6 被災者の救助を行う。 7 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 8 水防活動、消防活動及び浸水対策活動を行う。 9 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。 10 公共土木施設、農地及び農業用施設等の新設、改良及び防災並びに災害復旧を行う。 11 農作物に対する応急措置を行う。 12 水防、消防、浸水対策、その他防災に関する施設、設備の整備を行う。 13 自主防災会の育成、ボランティアによる防災活動の推進を行う。 14 防災上必要な教育及び訓練並びに防火思想の普及を行う。 15 被災建築物・宅地の危険度判定等を行う。 16 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。 17 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。 18 洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対象河川の水位通知等の伝達を受けた際、必要な措置を行う。
丹羽広域事務組合消防本部	1 被災者の救助を行う。 2 消防活動を行う 3 消防、救助その他防災に関する施設、設備の整備を行う。 4 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
丹羽広域事務組合水道部	1 水道施設の応急措置及び災害復旧を行う。 2 供給不能等の需要者に対して飲料水の供給を行う。

M1-04-02 愛知県関係機関の事務又は業務の大綱

機関名称	事務又は業務の大綱
愛知県尾張県民事務所	1 災害予警報等情報、地震に関する情報の収集伝達を行う。 2 町の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。 3 町の実施する消防活動及に対する指示、調整を行う。 4 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。
愛知県一宮建設事務所	1 公共土木施設に対する応急措置を行う。 2 公共土木施設の新設、改良及び災害復旧を行う。 3 雨量、水位及び流量の観測を行う。 4 水防管理団体の実施する水防活動に対する指示、調整を行う。 5 町の実施する浸水対策活動に対する指示、調整を行う。
愛知県江南警察署	1 災害に関する情報の収集伝達及び災害原因調査を行う。 2 避難の指示、誘導を行う。 3 緊急通行車両の事前審査、確認及び確認証明書の交付を行う。 4 交通規制、警戒区域の設定を行う。 5 犯罪の予防その他被災地における地域安全活動、各種犯罪の取締りを行う。 6 警察広報を行う。 7 被災者の救出、救護を行う。 8 行方不明者の搜索を行う。 9 検視を行う。
愛知県江南保健所	1 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
尾張農林水産事務所一宮支所	1 農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。 2 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。

M1-04-03 指定地方行政機関の事務又は業務の大綱

機関名称	事務又は業務の大綱
名古屋地方気象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表をする。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
中部地方整備局	(1)災害予防 1 降雨、河川水位などについて観測する。 2 木曽川、長良川に洪水のおそれがあるとき、名古屋地方気象台・岐阜地方気象台と共同して洪水予報〔（木曽川、長良川）氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報〕を発表し、関係機関に連絡する。 3 木曽川、長良川の水防警報を行う。 4 所管施設の地震に対する安全性を確保するため、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性の確保に努める。 5 災害発生後の応急復旧を円滑に進めるため災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。 6 防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。 7 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度、ボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。 (2)初動対応 1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 2 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。 3 緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を行う。 (3)応急復旧 1 災害が発生した場合又はおそれのある場合、必要な体制を整え所掌事務を実施する。 2 気象庁が地方整備局管内で震度 4 以上を発表した場合、自動的に職員が参集する等の災害対策体制を整え所掌業務を実施する。 3 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力を行う。 4 災害発生時における緊急輸送道路の確保として、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去等を実施する。 5 災害発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。 6 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター・各災害対策車両等を被災地支援のため出動させる。

機関名称	事務又は業務の大綱
東海財務局	1 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図る上からできるだけ早期に災害復旧事業を実施することができるようにする。 2 地方公共団体が緊急を要する災害復旧事業等のために災害つなぎ資金を希望する場合には、短期貸付の措置を適切に運用する。 3 地方公共団体が災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置する。 4 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する。 5 災害が発生した場合における応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。 6 上記1～5の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員（リエゾン）を派遣する。
東海農政局	1 農地防災事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。 2 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集を行う。 3 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るため必要な指導を行う。 4 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置について指導を行う。 5 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施に関する指導及び助言を行う。 6 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。 7 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。 8 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。 9 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。 10 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。
中部経済産業局	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 2 電力及びガスの安定供給の確保に関すること。 3 災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。 4 中小企業者の業務を確保するため、その事業の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。 5 必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣を行う。
中部近畿産業保安監督部	1 高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、電気、ガス等施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。

機関名称	事務又は業務の大綱
東海総合通信局	1 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理を行う。 2 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。 3 被災地区における電気通信施設、放送施設等の被害状況の調査を行う。 4 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関するを行う。 5 非常通信協議会の運営に関するを行う。 6 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与を行う。

M1-04-04 指定公共機関及び指定地方公共機関の事務又は業務の大綱

機関名称	事務又は業務の大綱
独立行政法人都市再生機構	1 関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。 2 国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としてのUR賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。
日本赤十字社愛知県支部	1 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため平常時から計画的に救護員を要請・確保するとともに医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資機材の点検を行う。 2 避難所の設置に係る支援を行う。 3 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く）の業務を行う。 4 血液製剤の確保と供給を行う。 5 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット、お見舞い品セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。なお、配分にあたっては地方公共団体やボランティア等の協力を得ながら行う。 6 義援金の受付と配分を行う。なお、配分については、地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速・公正な配分に努める。
日本放送協会	1 激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全の体制を整える。 2 地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。 3 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。 4 緊急地震速報（警報）、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。 5 災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充を図る。
日本郵便株式会社	1 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。 3 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。 4 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。
中部電力パワーグリッド株式会社小牧営業所	1 電力施設の災害予防措置を講ずるとともに、被害状況を調査し、早期復旧を図る。 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合、応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。
東邦ガス株式会社小牧営業所（※）	1 ガス施設の災害予防措置を講ずるとともに、防災応急対策に係る措置を実施する。 2 発生後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して早期供給再開を図る。 ※東邦ガスネットワーク株式会社を含む。（以降同じ。）

機関名称	事務又は業務の大綱
西日本電信電話株式会社東海支店	1 災害時における情報等の正確・迅速な収集、伝達を行う。 2 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。 3 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。 4 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。 5 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 6 気象等警報を町に連絡する。 7 災害関係電報電話料金等の免除を行う。
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	1 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 2 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。 3 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 4 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 5 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。
KDD I 株式会社	1 災害対策本部を設置し、直ちに災害応急対策を行う。 2 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。 3 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
株式会社NTTドコモ	1 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 2 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。 3 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 4 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 5 携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。
ソフトバンク株式会社	1 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。 2 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。 3 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。
楽天モバイル株式会社	1 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 2 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。 3 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
愛知県土地改良事業団体連合会	1 土地改良区の管理する農業用施設の整備並びに点検及び災害復旧対策への指導及び助言について協力する。
愛知県尾張水害予防組合	1 水防施設・資器材の整備と管理を図る。 2 水防計画の策定及びその推進を図る。
社団法人愛知県トラック協会	1 災害応急活動のため関係機関からの緊急輸送要請に対応する。

M1-04-05 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の事務又は業務の大綱

機関名称	事務又は業務の大綱
一般社団法人尾北医師会	1 医療、助産、防疫、その他保健衛生活動に協力する。
産業経済団体 農業協同組合、商工会	1 それぞれ関係の被害調査を行い、災害対策の指導及び必要資機材の融資あつせんに協力する。
文化事業団体	1 救援物資の配布等協力する。
大口町土木建設協力会	1 防災活動及び災害応急復旧活動のため、必要な資機材、要員について町長から要請があつたときは、その配備に協力する。
自主防災会	1 区域内被害調査、応急対策及び救援物資の配布等に協力する。
不特定かつ多数の者が出入りする施設管理者	1 病院、劇場、百貨店、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者は、当該施設の利用者の安全を確保するため必要な措置を講じる。
危険性物資等の施設管理者	1 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、放射線物資等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設の管理者は、災害の発生を予防し、及び被害の拡大を防止するため防災管理上必要な措置を講じ、防災活動について町に協力する。
建築関係団体 (財)愛知県建築住宅センター (社)愛知県建築士会 (社)愛知県建築士事務所協会	1 応急危険度判定の実施に協力する。

M1-04-06 自衛隊の事務又は業務の大綱

機関名称	事務又は業務の大綱
自衛隊	■災害派遣の準備 1 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集を行う。 2 災害派遣計画を作成する。 3 災害派遣計画に基づく訓練を実施し、積極的に参加する。 ■発災後の対処 1 被害状況の把握を行う。 2 避難の援助を行う。 3 遭難者の捜索救助を行う。 4 水防活動、消防活動を行う。 5 道路又は水路の啓開を行う。 6 応急医療、救援及び防疫を行う。 7 人員及び物資の緊急輸送を行う。 8 給食及び給水を行う。 9 入浴支援を行う。 10 救援物資の無償貸付又は譲与を行う。 11 危険物（火薬類等）の保安及び除去を行う。 12 その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。

M2-01-01 防災協働社会の形成推進（町民安全課，企業支援課，政策推進課）

課の実施内容		詳細実施内容		摘要
1	町民安全課が中心となって地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作りを行う。	1-1	「新しい公」という考え方を踏まえ、住民、事業者、自主防災会等とが一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や住民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りを行う。	
		1-2	あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施する。	
2	町民安全課は、災害被害の軽減に向け、住民を対象とした取組みを行う。	2-1	様々な主体を通じた防災知識の普及啓発を行う。	
		2-2	各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭等における安全に対する備えの促進を図る。	
3	企業支援課は、災害被害の軽減に向け、事業所を対象とした取組みを行う。	3-1	各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、事業所における安全に対する備えの促進を図る。	
4	政策推進課は、激甚な被害を被った場合に備え、業務継続計画を策定する。	4-1	発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画（BCP）を策定し、そのために必要な実施体制を整える。	

M2-01-02 自主防災会との連携（町民安全課、地域協働課、自主防災会）

課の実施内容		詳細実施内容		摘要
1	町民安全課は、自主防災会の設置・育成を行う。	1-1	「自主防災組織設置推進要綱」に基づき、自主防災会を設置し、災害に対する地域連携の強化を図るため、実践的な消火活動や定期的な訓練を行うなど育成を図る。	
2	地域自治組織及び自主防災会は、防災計画に基づき防災活動を行う。	2-1	地域の実情に応じた防災計画に基づき、災害発生時に備え、平常時から効果的に防災活動を行う。 ・情報の収集伝達体制の確立 ・防災知識の普及及び防災訓練の実施 ・火気使用設備器具等の点検 ・防災用資機材等の備蓄及び管理	
		2-2	防災計画に基づき、災害発生時における防災活動を認識し、定期的な訓練を行う。 ・初期消火の実施 ・地域内の被害状況等の情報の収集 ・救出救護の実施及び協力 ・住民に対する避難命令の伝達 ・集団避難の実施 ・炊き出しや救助物資の配分に対する協力	
3	地域協働課及び町民安全課は、防災リーダーの養成及びネットワーク化を推進する。	3-1	地域防災の中心として情報の収集や伝達、発信を行え、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーを養成する。	
		3-2	あいち防災カレッジを修了し、防災に関する知識と技術を身につけた防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、県と協力し、防災リーダーの継続的な資質向上を図るとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。	
		3-3	自主防災会が防災に関するNPO、消防団、各種防災ボランティア団体など防災関係機関同士と顔の見える密接な関係を構築することを推進するため、ネットワーク化を図り防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施及び支援、指導を行う。	

自主防災会設置状況（名称、設立年月日）		
余野防災会（昭和61年3月1日）	上小口防災会（昭和61年3月10日）	大屋敷防災会（昭和61年5月1日）
豊田防災会（昭和61年11月1日）	秋田防災会（昭和62年7月1日）	中小口防災会（昭和62年7月1日）
下小口防災会（昭和63年7月1日）	さつきヶ丘防災会（昭和63年7月1日）	外坪防災会（平成元年7月1日）
河北防災会（平成元年7月1日）	垣田防災会（平成元年7月1日）	

M2-01-03 防災ボランティアとの連携（社会福祉協議会，町民安全課，地域協働課）

課の実施内容		詳細実施内容		摘要
1	社会福祉協議会は、ボランティアの受入体制を整備する。	1-1	災害発生時の対応や連絡体制について、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換を行う。	
		1-2	防災訓練においてNPO・ボランティア関係団体等の協力を得て、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。	
2	社会福祉協議会、町民安全課、地域協働課は、ボランティアコーディネーターの養成講座を開催する。	2-1	NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保を図る。	
		2-2	ボランティアコーディネーター養成講座を開催する。	
		2-3	養成したボランティアコーディネーターに、県が開催する、コーディネートの知識、技術の向上を図るためのレベルアップ研修を受講させる。	
3	社会福祉協議会は、防災ボランティア活動の普及、啓発を行う。	3-1	ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるため、普及啓発活動を行う。	
		3-2	若年層のボランティア活動を活発化するため、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させる。	

M2-01-04 企業防災の促進（各企業、企業支援課）

課の実施内容		詳細実施内容	摘要
1	各企業は、防災活動の推進を図る。	1-1 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用する。	
		1-2 次のような事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて、防災活動を推進する。 ・ 損害保険等への加入 ・ 融資枠の確保等による資金の確保 ・ 防災体制の整備 ・ 防災訓練の実施 ・ 事業所の耐震化 ・ 予想災害からの復旧計画の策定 ・ 各計画の点検・見直し ・ 燃料、電力等のライフライン供給不足への対応 ・ 取引先とのサプライチェーンの確保	
		1-3 特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関などは、行政との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力する。	
		1-4 顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保する。	
		1-5 落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策を実施する。	
		1-6 緊急時においては地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮する。	
2	企業支援課は、企業防災促進のための取組を行う。	2-1 商工団体等と連携し、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発し、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図る。	
		2-2 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。	
		2-3 企業が事業継続計画（BCP）を策定するには想定リスクを考える必要があるため、策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表する。	
		2-4 商工団体等と連携し、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討する。	
		2-5 災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制を整備する。	
		2-6 商工団体等と連携し、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておく。	
		2-7 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。	

M2-01-05 広域応援・受援体制の整備（町民安全課、丹羽広域事務組合消防本部）

課の実施内容		詳細実施内容		摘要
1	町民安全課は、市町村相互応援協定を整備する。	1-1	他の市町村との間で災害に関し、物資等の提供、あつせん及び人員の派遣などについて応援協定を締結する。	
2	町民安全課、丹羽広域事務組合消防本部は、愛知県内広域消防相互応援協定を整備する。	2-1	愛知県下で大規模災害が発生した場合、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が迅速的確に実施できるように努める。	
3	丹羽広域事務組合消防本部は、緊急消防援助隊を整備する。	3-1	大規模災害発生時に、人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化する。	
		3-2	実践的な訓練等を通じて、消防活動能力の向上及び受援体制を確立する。	
4	丹羽広域事務組合消防本部は、広域航空消防応援が実施できるよう努める。	4-1	大規模特殊災害が発生した場合、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細則」に基づく広域航空消防応援が、円滑迅速に実施できるように努める。	

M2-01-06 防災訓練及び防災意識の普及・向上

(町民安全課、まちづくり推進課、福祉こども課、健康生きがい課、学校教育課、生涯学習課)

課の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 町民安全課、福祉こども課、健康生きがい課、学校教育課、生涯学習課は、防災訓練を実施・促進を図る。	1-1 防災関係機関が中心となり、公共的団体、民間協力団体、学校及び地域住民等あらゆる機会をとらえて科学的、かつ計画的な、図上又は、実働訓練の実施を重ね、責任の自覚と技術の練磨を図る。	
	1-2 居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。	
	1-3 大規模な地震災害に備えて防災訓練を実施する。 ・非常配備員の参集訓練 ・情報の伝達、広報の訓練 ・現場指揮本部訓練 ・地震防災応急対策の訓練 ・避難所の機能確保訓練 ・ボランティアの受入体制の訓練 など	
	1-4 以下の防災訓練を実施する。 ・有線設備（特に地下、架空ケーブル等）や無線設備の被害による通信の途絶を想定した通信連絡訓練 ・浸水対策に関する実践的な訓練 ・地震災害時における職員の動員訓練	
	1-5 訓練の際には、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。	S2-01 防災訓練の種類・内容
	1-6 防災訓練にともなう交通規制は、江南警察署が、災害対策基本法又は大規模地震対策特別措置法の定めるところにより、必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して実施する。	
	1-7 訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講ずる。	
	1-8 防災関係機関や自主防災会が防災訓練を実施する場合、必要に応じ指導・協力する。	
2 町民安全課は、防災のための意識啓発や広報を行う。	2-1 災害発生時等に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。	S2-02 啓発の内容
	2-2 住民に対して、ラジオ、テレビ、新聞を通じ、また講演会、映画会等を開催し、並びに広報パンフレット等を作成、配布して防災思想の普及を図る。	S2-03 広報の内容
3 町民安全課は、家庭内備蓄等を推進する。	3-1 災害時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料その他の生活必需品について、1週間程度の家庭内備蓄を推進する。	
	3-2 南海トラフ地震が発生した場合、物資の不足量は1週間位まで増え続けるとされているため、住民・事業所等においては、今まで以上に備蓄量を増やすことを呼びかけ、発災後不足する物資に対して備える。	

課の実施内容	詳細実施内容	摘要
4 町民安全課、学校教育課は、学校において地震防災教育を行う。	4-1 学校教育の一環として、自主防災思想の涵養を図るため、児童生徒の成長段階及び地域の実情に応じて学校教育活動全体を通じて地震防災教育の徹底を図る。	S2-04 児童生徒に対する地震防災教育の内容
5 町民安全課は、職員に防災教育を行う。	5-1 防災上必要な知識及び技能の向上を図るため、防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各部局において処理すべき防災に関する事務又は業務などの知識及び実務等に関する講習会、研究会、研修会等を実施し、その指導を行う。	
	5-2 地域の防災力の充実を図る観点から、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携を図るなど、防災に関して専門的な知識や行動力を有する人材を育成するための仕組みを構築する。	
6 町民安全課は、地域住民や自動車運転者に防災教育を行う。	6-1 防災に関する展覧会、映写会等の行事、パンフレットの配布等により、災害時における心得等の知識を普及する。	
	6-2 地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図り、地域住民の防災に関する認識を高揚する。	
	6-3 警戒宣言が発せられた場合又は地震が発生した場合における運転者として適切な行動がとれるよう、事前に広報等を行う。	S2-05 自動車運転者に対する地震教育の内容
7 町民安全課、まちづくり推進課は、防災意識調査及び地震相談を行う。	7-1 住民の地震災害対策に関する防災意識を把握するため、アンケート調査等を必要に応じ実施する。	
	7-2 地震が起きた場合の住民の不安を解消するため、耐震相談を実施する。また、住宅の耐震診断についても適宜実施する。	
	7-3 地震について不安をもっている住民のために、相談に応ずる。	
8 町民安全課は、保険への加入を促進する。	8-1 被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度である保険・共済への加入を促進する。	

M2-02 避難行動の促進対策

(町民安全課、戸籍保険課、福祉こども課、健康生きがい課、学校教育課、生涯学習課)

課の実施内容		詳細実施内容	摘要
1	町民安全課は、避難情報の情報伝達体制を整備する。	1-1 防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等の伝達手段を整備する。	
		1-2 登録制メール「あんしん・安全ねっと」の周知を図るとともに、事前登録を推進する。	
		1-3 迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、住民への伝達内容等について検討する。	
2	町民安全課は、指定緊急避難場所を指定する。	2-1 災害の種類に応じて、危険の及ばない施設等がない常時開けた場所を指定緊急避難場所として指定する。	
		2-2 指定避難所及び指定緊急避難場所の誘導標識を設置するなど周知徹底に努める。誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種類に対応した場所であるかを明示する。	
		2-3 必要に応じて、指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。	
		2-4 指定緊急避難場所までの避難路を次の基準により選定し、住民へ周知徹底する。 1. 避難路はおおむね8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。 2. 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。 3. 避難路は、相互に交差しないものとする。 4. 浸水等の危険のない道路であること。 5. 自動車の交通量になるべく少ないこと。	

課の実施内容	詳細実施内容	摘要
3 町民安全課は、避難情報の判断・伝達マニュアルを作成する。	3-1 避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。 1. 豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意する。 2. 収集できる情報として、気象予警報及び気象情報、河川の水位情報、指定河川洪水予報を踏まえる。 3. 「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にする。 4. 区域の設定に当たっては、河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）を踏まえるとともに、いざというときに町長自らが躊躇なく避難情報を発令できるよう具体的な区域を設定する。 5. 情報の提供に当たっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。 6. 洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況（[警戒レベル5]）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意する。	
	3-2 避難情報の発令基準等については、次の点に留意する。 1. 降水量や河川水位などの数値、防災気象情報など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定する。 2. 避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定する。 3. [警戒レベル4]避難指示については、災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所への立退き避難を完了することが期待できる。 4. [警戒レベル5]緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。 5. 一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、可能な範囲で発令する。	
	3-3 中部地方整備局や県、名古屋地方気象台に助言を求め、避難の判断基準や発令対象区域を設定する。	
	3-4 平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。	

<第2章 災害予防マニュアル>

課の実施内容	詳細実施内容	摘要
4 町民安全課、戸籍保険課、福祉こども課、健康生きがい課、学校教育課、生涯学習課は、避難誘導等に係る計画を策定する。	4-1 以下の事項を定めた避難誘導等に係る計画を作成する。 1. 避難情報を行う基準及び伝達方法 2. 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 3. 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法 4. 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 ・ 給水、給食 ・ 日用品等の支給、応急救護等 ・ 毛布、寝具等の支給 ・ 衣料、日用必需品の支給 ・ 負傷者に対する応急救護 5. 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項 ・ 緊急避難場所や避難所の秩序保持 ・ 避難者に対する災害情報の伝達 ・ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底 ・ 避難者に対する各種相談業務 6. 災害時における広報 ・ 広報車による周知 ・ 避難誘導員による現地広報 ・ 住民組織を通ずる広報	
5 町民安全課は、広報活動を実施し、住民の意識啓発を図る。	5-1 緊急避難場所や避難所について、以下の事項につき住民への周知を図る。 1. 緊急避難場所、避難所の名称 2. 緊急避難場所、避難所の所在位置 3. 避難地区分け 4. 緊急避難場所、避難所の区分 5. その他必要な事項 ・ 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が異なること ・ 指定緊急避難場所は災害の種別に応じて指定がなされていること。	

課の実施内容	詳細実施内容	摘要
	5-2 避難のための知識として、以下の事項につき、住民に対して普及のための措置をとる。 1. 平常時における避難のための知識 2. 避難時における知識 ・避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。 ・避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。 ・洪水時等については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになっていることなどから、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まるなど、居住者等がハザードマップ等確認し自らの判断で、計画的に身の安全を確保することが可能であること。あらかじめ、ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと。 ・町長から[警戒レベル5]緊急安全確保が発令された場合、未だ避難できていない住民は、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣でとり得る次善の行動を確認すること。 3. 緊急避難場所、避難所滞在中の心得 4. 災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方	

M2-03-01 指定避難所の指定・整備

(町民安全課、戸籍保険課、福祉こども課、健康生きがい課、学校教育課、生涯学習課)

課の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 町民安全課、福祉こども課、健康生きがい課、学校教育課、生涯学習課は、指定避難所の指定・整備を行う。	1-1 地域の実情に応じた避難者数を想定し、市町村相互の応援協定のバックアップのもとに避難所等の整備を図り、指定避難所を指定する。 〈指定避難所の指定における留意点〉 ・建物自体の安全性が確保されている施設 ・環境衛生上問題ない施設 ・防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点は使用しない。	
	1-2 大震災の場合、消火活動に阻害要素が考えられる住宅密集地では延焼火災が心配されるため、住民の生命、身体の安全を確保するため避難所を指定し、確保しておく。 ・拠点避難所：大勢が滞在することができる施設で、資機材等は町が整備する。学校が再開する目途がついても、長期にわたり避難生活を余儀なくされた方を集約する施設。 ・一般避難所：各小中学校等の公共施設で開設する施設で、資機材等は町が整備する。 ・地域避難所：地域拠点施設等で各地域（自主防災会等）が開設、運営する施設で、資機材等は町の支援の下、各地域で整備する。 ・福祉避難所：一般避難所では、避難生活が困難な高齢者、障がい者、妊産婦等の要配慮者等に配慮した施設。町施設の他、協定を結んだ社会福祉施設等も活用する。	
	1-3 福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、受入れ対象者を特定して公示する。また、この公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。	
	1-4 中央公民館の耐震性を早急に確保し、避難所として整備を進める。また飲料用耐震性貯水槽及び防災倉庫を整備する。	
	1-5 各行政区の地域自治拠点施設を避難所として整備する。	
	1-6 指定した避難所に標識を設置し、平素から住民に周知を図り速やかに避難できるようにする。	
	1-7 社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要援護高齢者、障がい者等が安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を選定する。 なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮する。	
	1-8 公私立学校、公民館等に避難所として適切な施設がない場合、公園、広場を利用して、野外へ建物を仮設し、又はテント等を設営するため、平常時から安全な広場等及び仮設に必要な資機材の調達可能数を把握確認する。	

課の実施内容		詳細実施内容	摘要
		1-9 必要に応じて町丁界や行政界を越えて避難を考慮し、整備していく。	
2	町民安全課、福祉こども課、健康生きがい課、学校教育課、生涯学習課は、避難所における必要面積を確保する。	2-1 避難所の避難状況に応じた最小限のスペースを確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、災害時要救護者等に対応できるスペースの確保も行う。 ＜一人あたりの必要占有面積＞ ・1㎡/人＝発生直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積 ・2㎡/人＝緊急対応の初期段階での就寝可能な占有面積 ・3㎡/人＝避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積 ＜新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積＞ 一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。	
3	町民安全課、福祉こども課、健康生きがい課、学校教育課、生涯学習課は、避難所に必要な設備を整備する。	3-1 緊急時に有効と思われる設備について、平常時から避難所等に備え付け、即座に利用できるよう整備を行う。また、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備を行う。 ＜避難所の備えるべき設備＞ ・情報受発信手段（防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等） ・運営事務機能（コピー機、パソコン） ・バックアップ設備（投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等）	
	町民安全課、戸籍保険課、福祉こども課、健康生きがい課、学校教育課、生涯学習課は、避難所運営体制の整備を行う。	4-1 避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、「大口町避難所運営マニュアル」を活用し、各地域の実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図り、可能な限り多くの避難所の開設に努める。 4-2 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。	

指定避難所		
施設名	所在地	区分
大口町中央公民館	大口町伝右一丁目47	指定避難所
大口町健康文化センター	大口町伝右一丁目35	指定避難所（兼 福祉避難所）
大口町立大口中学校	大口町丸一丁目38	指定避難所
大口町立大口南小学校	大口町奈良子三丁目116	指定避難所
大口町立大口北小学校	大口町中小口三丁目258	指定避難所
大口町立大口西小学校	大口町余野六丁目440	指定避難所
大口町民会館	大口町丸二丁目8	指定避難所
大口北防災センター	大口町城屋敷一丁目308	指定避難所
大口町立北保育園	大口町中小口二丁目619	指定避難所（地域避難所）
さつきヶ丘防災センター	大口町さつきヶ丘二丁目258	指定避難所（地域避難所）

M2-03-02 要配慮者支援対策

(各社会福祉施設、地域協働課、町民安全課、福祉こども課、健康生きがい課、建設課)

課の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 各社会福祉施設管理者は、施設における安全確保対策を行う。	1-1 風水害等災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立を図る。	
	1-2 近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりを図る。	
	1-3 消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。	
	1-4 食糧や生活必需品の備蓄を図る。	
	1-5 発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保する。	
2 各社会福祉施設管理者は、施設において防災教育・防災訓練を実施する。	2-1 要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の災害時要救護者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。	
3 健康生きがい課、福祉こども課は、在宅の要配慮者対策を行う。	3-1 要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導体制の確立を図る。	
	3-2 被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立を図る。	
	3-3 要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。	
4 健康生きがい課、福祉こども課は、避難行動要支援者対策を行う。	4-1 災害時に援護が適切に行われるよう、各課が保有している要介護高齢者や障害者等、要配慮者の情報を把握する。	
	4-2 要配慮者のうち、避難行動要支援者の要件(要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等)を設定して、以下の事項等を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。 1. 氏名、生年月日、性別 2. 住居又は居所 3. 電話番号その他の連絡先 4. 避難支援等を必要とする理由 ※要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応する。	
	4-3 避難行動要支援者名簿に記載された情報は適宜更新し、適切な状態に保つ。	

課の実施内容	詳細実施内容	摘要
	4-4 避難行動要支援者ごとに、以下の必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。 1. 氏名・生年月日・性別 2. 住所又は居所 3. 電話番号その他の連絡先 4. 避難支援等を必要とする理由 5. 避難支援等実施者の氏名又は名称 6. 避難支援等実施者の住所又は居所 7. 避難支援等実施者の電話番号その他の連絡先 8. 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路	
	4-5 要配慮者本人へ郵送や個別訪問などを働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報及び個別避難計画を避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。	
	4-6 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画のうち、書面により本人の同意を得られた者について、以下の避難支援等関係者に事前に提供し、関係者間で共有する。 【避難支援関係者】 消防機関、警察、社会福祉協議会、地域包括支援センター、行政区、自主防災組織、地域自治組織、民生委員・児童委員	
	4-7 名簿情報及び個別避難計画は、施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、適切に取り扱われるよう指導する。 なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、適切に管理する。	
	4-8 避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先・移送方法についてあらかじめ定める。	
5 地域協働課は、外国人等に対する防災対策を行う。	5-1 広域避難場所や避難路の標識等にピクトグラム等を用い、簡明かつ効果的なものにするとともに、多言語化を推進する。 5-2 地域全体で外国人等への支援システムや救助体制の整備に努めるものとする。 5-3 多言語による防災知識の普及活動を推進する。 5-4 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。 5-5 災害時に多言語情報を提供する愛知県災害多言語支援センターを活用する。	
6 町民安全課、建設課は、浸水想定区域内施設の対策を行う。	6-1 浸水想定区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。	

<第2章 災害予防マニュアル>

課の実施内容	詳細実施内容	摘要
	6-2 浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。	
	6-3 地域防災計画に定める要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保計画の策定、避難訓練の実施を指示し、必要に応じて支援を行う。	
	6-4 施設管理者が、避難確保計画の策定を行わない場合は、その旨を公表する。	

M2-03-03 帰宅困難者対策（町民安全課，企業支援課）

課の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 町民安全課、企業支援課は、帰宅困難者対策を行う。	1-1 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、積極的に広報する。	
	1-2 事業所等に対して、従業員等を一定期間職場等に滞在させることができるよう必要物資の備蓄等を促す。	
	1-3 発災時における交通情報の提供や水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図る。	

M2-03-04 物資の備蓄、調達供給体制の確保

（町民安全課，丹羽広域事務組合水道部，学校教育課，学校給食センター，福祉こども課，健康生きがい課）

課の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 町民安全課及び丹羽広域事務組合水道部は、飲料水の確保体制の整備を行う。	1-1 県と協力し、発生後3日間は1人あたり1日3リットルの飲料水を供給し、以降は順次供給量を増加できるように、被災後の経過日数ごとに、目標数量、給水方法等を定める。	
	1-2 給水車等及び給水用資機材を整備する。	
	1-3 被災市町村で対応できない大規模な災害を想定し、他市町村と締結するなど、相互応援協定を整備する。	
2 町民安全課は、保管場所の整備を行う。	2-1 備蓄倉庫を整備する。	
	2-2 耐水性を考慮した保管場所を確保する。	
3 学校教育課、学校給食センター、福祉こども課、健康生きがい課は、食品の確保を行う。	3-1 県が策定した「応急用米穀取扱要領」9に基づき、事前に米穀届出事業者等と米穀の供給協定の締結を行う。	
	3-2 乾パンなどの主食を確保する。	
4 学校教育課、福祉こども課、健康生きがい課は、生活必需品(日用品)の確保を行う。	4-1 毛布、被服、日用雑貨、炊事道具・食器類、光熱用品等の生活必需品(日用品)を確保する。	

課の実施内容	詳細実施内容	摘要
5 学校教育課、福祉こども課、健康生きがい課は、生活必需品(衛生用品)の確保を行う。	5-1 紙おむつ、生理用品、簡易トイレ等の生活必需品(衛生用品)を確保する。	
6 町民安全課は、家庭内備蓄を推進する。	6-1 災害発生時には、ライフラインの途絶等が予想されるため、1週間程度の飲料水、食料その他の生活物資の家庭内備蓄を推進する。	

M2-03-05 救護・救援対策（福祉こども課、健康生きがい課、丹羽広域事務組合消防本部）

課の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 健康生きがい課は、丹羽広域事務組合消防本部と連携し、救急医療体制を整備する。	1-1 負傷者が軽症の場合は、町の医療班で対応ができるよう、医療体制を確立する。	
	1-2 負傷者が重症の場合は、関係医療機関及び近隣市町の災害医療拠点、丹羽広域事務組合消防本部等の協力のもと、救急車による病院等への搬送体制を確立する。	
2 福祉こども課、健康生きがい課は、医師会等と連携し災害時救急医療研修・教育システムを構築する。	2-1 日本赤十字社、尾北医師会の協力のもと、町内医療機関に属する医師、看護師等の災害時救急医療研修、教育を推進する。	
3 健康生きがい課は、住民向けに災害時の応急手当等の指導・普及を行う。	3-1 自主防災会等を活用して、住民向けに災害時の応急手当、心肺蘇生法等の技術の習得システムを構築し、普及を図る。	
	3-2 町内の事業所に対して、災害時の外傷の処置、心肺蘇生法等の普及を行い、事業所の災害時の自主救急体制づくりを推進する。	

M2-04-01 河川防災対策（建設課）

課の実施内容		詳細実施内容		摘要
1	建設課は、河川維持改修を行う。	1-1	河川を巡視して河川施設の状況を把握し、必要に応じ対策を実施する。	
		1-2	洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持・補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂の除去を進める。	S2-9 重要水防箇所
2	建設課は、河川改修を行う。	2-1	河口部の堤防、水門等について改築を実施する。	
		2-2	地盤沈下による治水機能の低下に対応して、排水機場設置などにより低地河川としての整備を併せて実施する。	
3	建設課は、総合治水対策を行う。	3-1	特定都市河川浸水被害対策法に基づき、一定規模以上の雨量の流出量を増加させるおそれのある行為に対し、雨水調整池などの雨水貯留浸透施設を設置する。	
		3-2	治水施設の整備を積極的に推進することにより災害の防止と軽減に努める。	
4	建設課は、河川情報の提供を行う。	4-1	水害による被害を最小限に食い止めるため、河川改修によるハード対策とともに、ソフト対策として、県から提供される水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位のデータを収集する。	
		4-2	洪水による甚大な被害を生じるおそれのある河川での洪水予報を実施する。	
		4-3	住民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るための洪水ハザードマップを活用し、想定浸水情報の提供を実施する。	S2-10 被害区域想定（木曽川） S2-11 被害区域想定（新川・新郷瀬川） S2-12 被害区域想定（入鹿池）
		4-4	浸水想定区域に指定されている区域毎に気象警報等の伝達方法を定め、避難体制を充実強化する。	

町内1級河川			
水系	河川名	区間	
		上流端	下流端
庄内川	合瀬川	左岸 犬山市大字橋爪字榎坪39番の1地先 右岸 犬山市大字橋爪字大橋31番地先	新川への合流点
庄内川	五条川	犬山市字西片草48番の1地先の五条川分流樋門	新川への合流点
庄内川	巾下川	左岸 大口町二ツ屋二丁目117番の2地先 右岸 大口町二ツ屋二丁目142番地先	五条川への合流点
庄内川	矢戸川	左岸 大口町替地一丁目213番地先 右岸 大口町御供所三丁目300番地先	巾下川への合流点
庄内川	境川	左岸 大口町外坪二丁目112番地先巾下川分流点 右岸 大口町外坪二丁目112番地先	巾下川への合流点

M2-04-02 雨水出水対策（建設課）

課の実施内容		詳細実施内容		摘要
1	建設課は、都市下水路事業を行う。	1-1	都市化に伴い、浸水被害が発生しやすい市街地、ポンプ場、下水路の新設及び改修を実施する。 必要に応じて調整池を設ける。	
		1-2	排水ポンプ場施設の新設、改修にあたり、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を実施する。	
2	建設課は、公共下水道事業を行う。	2-1	生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図る。	
		2-2	市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を実施する。必要に応じて調整池を設ける。	
		2-3	排水ポンプ場施設の新設、改修にあたり、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を実施する。	
3	建設課は、浸水想定区域における対策を行う。	3-1	想定し得る最大規模の降雨により雨水が排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、次の内容を公表する。 ・指定の区域 ・想定される水深 ・浸水継続時間	

M2-04-03 農地防災対策（維持管理課）

課の実施内容		詳細実施内容		摘要
1	維持管理課は、湛水防除事業を行う。	1-1	一流域の開発等立地条件の変化により湛水被害のおそれのある地域において、被害防止のための排水機、樋門、排水路、排水管理施設等の新設又は改修を実施する。	
2	維持管理課は、用排水施設整備事業を行う。	2-1	自然的社会的状況の変化、施設の脆弱化等により、農地、河川堤防、公共施設等の被害発生を防ぐため、樋門、水路等の改修を実施する。	

M2-05-01 防災施設等整備（町民安全課，行政課，丹羽広域事務組合水道部）

課の実施内容		詳細実施内容		摘要
1	町民安全課、丹羽広域事務組合水道部は、飲料水兼用耐震性貯水槽等を整備する。	1-1	地震発生時に予想される火災等に対処するため、飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備を図る。	
2	町民安全課は、避難地及び避難地標識を整備する。	2-1	居住者等の避難の円滑化と避難者に対する延焼防止からの保護等を図るため町は避難地及び避難地標識の整備をする。	
3	町民安全課、行政課は、防災倉庫、資機材等の整備を行う。	3-1	地震発生直後から迅速な対応ができるように、避難所及び役場に防災倉庫を整備する。	
		3-2	地震災害に救助活動等の消防活動を有効に実施するため、資機材等の整備をする。	
		3-3	震災に備え、感染症の流行防止、給水活動等を円滑に行えるよう、必要な資機材等の整備をする。	
		3-4	避難者、帰宅困難者の大量発生や水道被害による水洗トイレの使用不能に伴う多量の仮設トイレ需要に備え、各避難所における仮設トイレの備蓄も整備を図る。	
		3-5	保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の設備を図り、最低3日間の発電が可能となるような燃料の備蓄に努める。	
4	町民安全課、行政課は、災害情報を一元的に把握し、共有することのできる、通信体制の整備を行う。	4-1	迅速かつ的確に災害情報を収集・連絡するため、被災現場等において情報を収集・連絡する要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じて航空機、無人航空機、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。	
		4-2	警戒宣言時等における電話の異常輻輳、地震災害による通信の途絶などに備え、災害対策上重要な通信の確保をする。	
		4-3	全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び防災行政無線を使用して、緊急地震速報の伝達体制を整備する。	
		4-4	無線のデジタル化を進め、避難所等の双方向通信を確保する。また、屋外拡声子局の増設及びデジタル戸別受信機を導入することにより、伝達範囲の拡大を図る。	
		4-5	災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するため、次の対策等を行う。 ・通信施設の災害に対する安全性の確保 ・停電対策及び危険分散 ・通信路の多ルート化 ・通信ケーブルの地中化の促進 ・有線・無線化 ・地上・衛星系によるバックアップ対策	

課の実施内容	詳細実施内容	摘要
	4-6 電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。	
	4-7 通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所に整備し、その保守点検等を実施する。	
	4-8 被災現場の状況を迅速かつ、的確に収集・伝達するため、ヘリコプターテレビ電送システムを整備する。	
5 行政課は、防災用拠点施設の屋上番号標示を行う。	5-1 災害時において、ヘリコプター等航空機による空からの情報収集活動が、効率的に実施できるように役場の屋上に番号標示を行う。	
6 政策推進課は、業務継続性を確保する。	6-1 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画を策定する。	
	6-2 業務継続計画の策定に当たっては、地域に想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定める。 1. 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制 2. 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 3. 電気・水・食料等の確保 4. 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保 5. 重要な行政データのバックアップ 6. 非常時優先業務の整理	
7 町民安全課は、防災関係機関相互の連携を図る。	7-1 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。	
	7-2 職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。	
	7-3 災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成する。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。	

M2-05-02 公共施設安全確保整備（建設課、維持管理課、丹羽広域事務組合水道部、各機関）

課の実施内容		詳細実施内容		摘要
1	建設課、維持管理課は、道路施設等の対策を行う。	1-1	交通パトロールカー等により道路構造物の定期的な点検を行い、事故防止を図る。	
		1-2	災害応急活動の実施に必要な物資、資機材、要員の緊急輸送を行うため、道路施設整備を実施する。	
		1-3	電気、電話、ガス、上下水道等のライフラインの安全性、信頼性の向上を図り、災害応急対策を円滑に行うため、共同溝、電線共同溝の整備を実施する。	
		1-4	地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、緊急輸送道路をあらかじめ指定する。	S2-14 地震発生時に通行を確保すべき道路
		1-5	地震発生後、早期に緊急輸送道路を確保するため、交通安全施設等の増強、整備を実施する。	
		1-6	緊急交通路の確保等の際に使用する交通規制表示板等、必要な資機材の増強、整備を実施する。	
		1-7	大規模道路災害に対処できるように救急救助用資機材の整備を行う。	
		1-8	大規模道路災害を想定し、関係機関と連携してより実践的な訓練を実施するように努め、防災体制の強化を図る。	
		1-9	大規模道路災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。	
		1-10	県及び県警察とともに、危険箇所等の発見及び点検に努め、大規模道路災害に発展するおそれのある事故等を認識した場合における関係機関との連絡体制及び道路利用者等への情報の伝達体制の整備を図る。	
2	建設課は、河川の整備を行う。	2-1	地域開発の増進により排水量が急増し、施設機能が低下している箇所について、堤防のかさ上げ等の応急対策を実施する。	
		2-2	堤防の損傷に起因する浸水を未然に防止するため、河川の維持水位を低下させる河川改修を計画的に推進する。	
		2-3	排水施設について、震災に対してその機能が保持できるよう改築及び整備を行う。	
3	維持管理課は、農地及び農業施設対策を行う。	3-1	農地及び排水機、樋門、水路等の農業用施設について、老朽化施設等の整備を推進する。	
4	建設課は、下水道対策を行う。	4-1	管渠を敷設する場合は地質、構造等の状況を配慮し、管種の設定については可撓性、復元性の大きいものを選び、管渠の接合部には可撓性伸縮継手を使用する等地震による被害の縮小を図る。	
		4-2	処理施設の機能を最低限維持するよう、震災により破損が想定される箇所の補強、整備を実施する。	
		4-3	被害の把握や復旧のために、各関係機関等の相互連絡体制を確立する。	

課の実施内容		詳細実施内容	摘要
		4-4 復旧に必要な資機材（土のう、自家発電機、可搬式排水ポンプ等）を確保する。	
		4-5 被災時には、関係業者、手持ち機械器具、復旧用資機材だけでは対応が不十分となることが予想されるため、支援体制の確立を検討する。	
		4-6 下水道施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等と協定を締結する。	
5	丹羽広域事務組合水道部は、上水道対策を行う。	5-1 給水タンク、ポリ容器、バケツ、濾水機、消毒用塩素剤、水質検査用器具等の応急給水用資機材を平素から整備し、点検補修を実施する。	
6	電力事業者は、電力施設対策を行う。	6-1 発、変電設備について、過去に発生した災害やこれに伴う被害の実態等を考慮し、主要設備及び主要機器の被害防止対策を講ずる。	
		6-2 地震による不等沈下、地すべり等を生ずる可能性が高い軟弱地盤にある送、配電設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避ける。	
		6-3 電力施設設備の巡視、点検を行い、保安の確保を図る。	
		6-4 応急復旧用資機材及び車両、食糧その他の物資の確保体制を確立する。	
		6-5 災害発生時に供給力が不足すること考えられるので、他供給機関との電力融通体制を確立する。	
7	ガス事業者は、ガス施設対策を行う。	7-1 新設するガス製造設備は、ガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針等に基づき、耐震性を考慮した設計とする。	
		7-2 既設のガス製造設備については、耐震性を維持するため、設備の重要度に応じて定期点検を行い、補強等必要に応じた対策を講じる。	
		7-3 新設するガス供給設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき、耐震性を考慮した設計とし既設設備は必要に応じて補強を行う。	
		7-4 緊急時の保安確保を図るため、高中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球型ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。	
		7-5 迅速な地域ブロック化が可能となるよう、中圧B導管、低圧導管等を使用し、遮断する設備を整備する。	
		7-6 地震情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定し、急速な応急対策を講じるため、供給区域内主要地点に地震計を設置し、S I 値、加速度値等を収集できるよう整備する。	

<第2章 災害予防マニュアル>

課の実施内容	詳細実施内容	摘要
	7-7 主要拠点間の情報連絡、データ伝送、遠隔操作等に必要な無線通信設備の整備拡充を図る。また、緊急処理、復旧作業時の情報連絡のための移動無線等の整備拡充を図る。	
	7-8 平常時から、応急復旧体制の整備を実施する。	S2-15 ガス事業者の応急復旧体制の整備
8 通信事業者は、通信施設対策を行う。	8-1 災害時においても通信の確保ができるよう、施設の耐震、防災、防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図る。	S2-16 通信事業者の防災対策 S2-17 災害時の伝言サービス
	8-2 災害時情報連絡手段として、町及び防災関係機関に設置されている無線を利用した専用通信を確保する。	S2-18 専用通信確保にあたっての留意点
	8-3 災害現場に集結する各防災関係機関の情報伝達手段として、各防災関係機関が開設する防災相互通信用無線を利用する。	
	8-4 非常災害における住民への情報伝達手段として、以下の放送機能の確保対策を推進する。 1. 送信所の建築物の耐震力の強化 2. 放送設備（放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等）の耐震対策 3. 放送設備等重要な設備の代替又は予備設備の設置 4. 防火施設等を設け、二次災害の発生を防止 5. 建築物、放送設備等の耐震性等の定期的な自主点検	
	8-5 非常通信については、非常通信協議会の拡充強化を行うとともに、非常通信訓練を実施する。	

M2-05-03 都市施設・防災拠点の整備（維持管理課，建設課，まちづくり推進課）

課の実施内容		詳細実施内容		摘要
1	維持管理課、まちづくり推進課は、土地区画整理を行う。	1-1	市街化区域内の未整理地域において、土地区画整理事業を実施し、道路、公園及び上下水道等を整備し、計画的な都市化を図る。	
2	維持管理課、建設課は、道路の整備を行う。	2-1	町内道路の整備、拡幅により町内に空間を与え、火災延焼を防止し、非常災害時には緊急輸送道路及び避難路としての機能を確保する。	
3	維持管理課は、公園緑地の整備を行う。	3-1	市街地の公園緑地の規模と配置の適正化に留意しながら、拡充整備を図る。	
		3-2	施設外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大防止及び非常災害時の緊急避難場所として、災害の防止並びに復旧に対処する。	

M2-05-04 都市空間の活用（維持管理課，まちづくり推進課）

課の実施内容		詳細実施内容		摘要
1	維持管理課、まちづくり推進課は、建築物の火災耐力等の増強策を推進する。	1-1	大規模建築物や不特定多数の人が使用する人命に危険性の多い建築物は、防火上、避難上の各種措置の徹底を図る。	
2	維持管理課、まちづくり推進課は、防災空間（オープンスペース）を整備拡大する。	2-1	災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地帯等として活用するため、緑地保全地区を指定する。	
		2-2	大規模火災や地震時の緊急避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、都市公園の整備を推進する。	

M2-06-01 防災建造物整備対策（まちづくり推進課、各施設整備・管理各課等）

課の実施内容		詳細実施内容		摘要
1	まちづくり推進課及び各施設整備・管理各課等は、公共建造物の不燃化を行う。	1-1	公営住宅、公団住宅、学校、病院等の公共建造物の不燃化を図る。	
2	まちづくり推進課及び各施設整備・管理各課等は、防災上重要な施設の耐雨水性を確保する。	2-1	防災拠点など防災上重要な施設に、浸水等の水害による大きな機能障害を発生させず、機能を確保するために、新設等に際して以下の浸水対策等を実施する。 ・建築物の浸水対策設計・施工 ・町施設の浸水対策のための設計指針の策定	
3	まちづくり推進課及び各施設整備・管理各課等は、公共建築物における雨水流出抑制機能を確保する。	3-1	河川への雨水流出抑制を図る必要があることから、公共建築物の新設に際して、必要な雨水流出抑制機能の確保を促進する。	

M2-06-02 交通関係施設対策（建設課）

課の実施内容		詳細実施内容		摘要
1	建設課は、道路施設の防災構造化及び予防措置を行う。	1-1	幹線道路の交通機能の拡充に努める。	
		1-2	被災した場合に、交通の隘路となるおそれが大きい橋梁等交通施設の防災構造化を推進する。	
		1-3	浸水時の転落防止のため、占用者に対してマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等必要な対策を指導する。	

M2-06-03 ライフライン施設対策（電気事業者、ガス事業者、通信事業者、丹羽広域事務組合水道部）

課の実施内容		詳細実施内容		摘要
1	電気事業者は、設備面の対策を行う。	1-1	発・変電設備について、被害軽減のための諸施策を実施し、予防措置を講じる。	
		1-2	送電設備について、飛来物による被害が考えられることから、破損・飛散しやすい工事用防護ネット、ビニールハウス等の補強又は一時撤去について、施設者へ協力を依頼する。	
		1-3	配電設備について、集中豪雨などによる対策として建設ルートの選定にあたっては、土砂の流出、崩壊を起こしそうな箇所を極力避け、迂回させる。	
2	電気事業者は、体制面の対策を行う。	2-1	設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。	
		2-2	災害時のために、平常時から応急復旧用資機材及び車両や食糧その他の物資等の確保体制を確立する。	
		2-3	災害発生時に供給力が不足することが考えられるため、他電力事業者との電力融通体制を確立する。	
3	ガス事業者は、風水害発生時に備えた設備面の対策を行う。	3-1	浸水のおそれのあるガス製造設備には、防水壁、防水扉及び排水ポンプ等の設置及び機器類、物品類の嵩上げによる流失防止等の必要な措置を講じる。	
		3-2	ガス製造設備について、風水害の影響を受けやすい箇所の補強又は固定を行うとともに、不必要なものの除去を行う。	
		3-3	風水害の発生が予想される場合、あらかじめ定めるところによりガス製造設備を巡回し点検する。	
		3-4	ガス供給設備について、風水害の発生が予想され場合、あらかじめ定められた主要供給路線、橋梁架管及び浸水のおそれがある地下マンホール内の変圧器等を巡回・点検する。	
4	ガス事業者は、ガス事故対策に備えた設備面の対策を行う。	4-1	ガス製造設備について、消防関係法令、ガス事業法等に基づき、所要の対策を講ずるとともに、消火設備の整備・点検、火気取締等の実施により火災防止を図る。	
		4-2	ガス供給設備について、大規模なガス漏洩などガス事故を予防するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づき、ガス遮断装置、導管防護措置、他工事に関わる導管事故防止措置を行う。	
		4-3	ガス供給所には、消防設備を設置するとともに、架管、地区制圧器等については、一般火災に対しても耐火性を確保する。	
5	ガス事業者は、防災業務設備の整備を行う。	5-1	災害発生時において、速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に検知・警報設備等を設置し遠隔監視をする。	
		5-2	緊急時の安全確保を図るため、高・中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型油貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。	

<第2章 災害予防マニュアル>

課の実施内容		詳細実施内容	摘要
		5-3 液化ガス貯槽、油貯槽、ガス発生設備等には、必要に応じて消火設備を整備する。	
		5-4 液化ガス等の流失拡大防止を図るため液化ガス貯槽、油貯槽については、必要に応じ防液堤を設置するとともに、オイルフェンス、油処理剤等を整備する。	
		5-5 製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。	
		5-6 災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。	
		5-7 常用電力の停電時において、防災業務設備の機能を維持するため、必要に応じて自家発電設備等を整備する。	
6	ガス事業者は、災害対策用資機材等の確保及び整備を行う。	6-1 製造設備、供給設備の配管材料、工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。また、資機材リストを整備するとともに、調達先等をあらかじめ調査しておく。	
		6-2 非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、重要なガス施設においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼動可能な状態に整備しておく。掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は、関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備しておく。	
		6-3 ガス供給停止時における代替熱源の供給について、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類の調達ルートを明確化しておく。	
		6-4 協力会社等との間の非常時の連絡、応援について、事前に体制を強化しておく。	
7	通信事業者は、一般通信施設の対策を実施する。	7-1 災害の恐れのある地域の電気通信施設整備等の耐水機能を高めるなど、防災構造化をすすめる。	
		7-2 主要区間、主要地域及び住民の生活上、福祉上重要な施設、設備等の防災化、伝送経路の分散化、重要設備等の二重化等防災対策を実施する。	
		7-3 災害が発生した場合に迅速に復旧できるよう、施設、設備の設置基準を設けるとともに、構造の改善をすすめる。	
		7-4 定期的に、施設、設備等の点検、整備を実施する。	
		7-5 災害が発生した場合に備えて、あらかじめ応急対策計画を定めるとともに、代替機能設備、応急対策用資機材を整備する。	
8	丹羽広域事務組合水道部は、水道施設の対策を実施する。	8-1 主要な水道施設については、必要に応じて強風に対し安全な構造とする。	
		8-2 取水施設等の河川区域内施設については、洪水による流水の作用に対し安全な構造とする。	

課の実施内容	詳細実施内容	摘要
	8-3 浸水による被害の恐れのある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設等については、浸水を防止する構造とし、嵩上げするなど、給水に支障がないよう必要な措置を講ずる。	
	8-4 災害時に被害の拡大の防止と飲料水を確保するため、必要に応じ緊急遮断弁を設置する。	
	8-5 洪水による水道施設への汚染を防ぐため、必要な措置を講じる。	
	8-6 地表水を水源とする場合、濁度上昇に対応できるよう体制を整備する。	

M2-06-04 建築物耐震推進計画（まちづくり推進課、各施設整備・管理各課等）

課の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 まちづくり推進課は、耐震改修促進計画を推進する。	1-1 学校、病院、事務所等多数の人が利用する一定規模以上の特定建築物の所有者に対し、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を実施するよう指示する。	
	1-2 一定規模以上の特定建築物のうち、必要な耐震診断・改修が行われていないと認めるものには、必要な指示を行う。	
	1-3 特定建築物の所有者・管理者に対して、パンフレットなどにより、耐震診断・改修を普及・啓発する。	
	1-4 特定既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため、「耐震改修計画」の認定制度、建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等を適切に施行する。	
2 まちづくり推進課、各施設整備・管理各課等は、公共建築物の耐震性の確保、向上を図る。	2-1 防災上重要な各施設の耐震性の確保について、数値目標を設定し、災害時の施設機能停止・低下の回避を図る。 〈防災上重要な建築物〉 ・災害時に情報収集、情報伝達及び避難誘導等、防災業務の中心となる役場 ・被災者の緊急救護所、被災者の避難所となる学校施設等	
	2-2 重要な建築物については、激甚な災害にあっても大きな機能障害を発生させないため、新築建築物については耐震設計・施工の確保、既存建築物については耐震診断、既存建築物のうち耐震性に疑問がある建築物は耐震改修を推進する。	
	2-3 多数の人が利用する特定建築物やその他防災上重要な建築物について、耐震性の確保、強化を図る。	
	2-4 災害時の拠点となる庁舎等については、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後にも継続使用できるための改修を推進する。	
3 まちづくり推進課は、一般建築物の耐震性の向上促進を図る。	3-1 昭和56年5月以前に着工された旧基準の木造住宅について、大規模地震により人命に関わる倒壊の危険性が高いため、耐震診断を実施する。	
	3-2 昭和56年の建築基準法施工令が一部改正される以前の鉄筋コンクリート造等の建築物について、財団法人愛知県建築住宅センター等の耐震診断を案内する。	
	3-3 多数の人が利用する、又は避難に配慮を必要とする方が利用する建築物のうち、耐震診断の結果報告が義務付けられている建築物に対し、県の助成を受けて耐震改修補助事業を行う。	
4 まちづくり推進課は、被災建築物の応急危険度判定の体制を整備する。	4-1 県や愛知県建築物地震対策協議会と協力し、応急危険度判定士を養成する。	
	4-2 震災時における応急危険度判定の実施をより迅速かつ的確に行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会において、県内市町村相互の支援、判定体制を確立する。	

M2-06-05 学校等における対策（町民安全課、福祉こども課、学校教育課）

課の実施内容		詳細実施内容		摘要
1	福祉こども課、学校教育課は、防災上必要な組織を整備する。	1-1	災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて、職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備する。	
		1-2	児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全確保を最優先する。	
2	福祉こども課、学校教育課は、丹羽広域事務組合消防本部と連携し、防災上必要な教育を実施する。	2-1	児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため、学校において、教育課程の一貫として安全教育を行う。	
		2-2	関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研修会等の実施を促進する。	
		2-3	関係職員の災害及び防災に関する専門的知識の涵養・技能の向上を図る。	
		2-4	PTA、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の場を活用して、防災思想の普及を図る。	
3	福祉こども課、学校教育課は、防災上必要な計画及び訓練を実施する。	3-1	災害の種別に応じ、学校等の規模、施設整備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画を事前に定め、周知徹底を図る。	
		3-2	避難に関する計画策定に際しては、関係機関との連絡を密にして、専門的立場から指導・助言を受ける。	
		3-3	学校における訓練は、教育計画に位置付けて実施するとともに、児童会・生徒会等活動と合わせて、十分な効果をあげるように図る。	
		3-4	訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。	
4	福祉こども課、学校教育課は、登下校（登降園）の通学路を設定する。	4-1	通学路について、警察署、建設事務所、消防署等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内のさまざまな状況下における危険箇所を把握し、点検を行う。	
		4-2	平常時の通学路に異常が生じる場合に備え、緊急時の通学路を設定する。	
		4-3	異常気象時における通学路の状況把握について、情報収集の方法を確認する。	
		4-4	児童生徒の個々の通学路及び誘導方法について、常に家族と連携をとり、確認する。	
		4-5	幼児の登下校には、原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添うものとする。	
5	福祉こども課、学校教育課は、登下校の安全指導を行う。	5-1	異常気象時の児童生徒等の登下校について、指導計画を綿密に確認する。	
		5-2	通学路における危険場所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。	
		5-3	登下校における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。	

<第2章 災害予防マニュアル>

課の実施内容		詳細実施内容	摘要
6	福祉こども課、学校教育課は、文教施設の耐震・耐火性能を保持する。	6-1 文教施設及び設備を、災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、改修工事等を促進し、耐震・耐火性能を保持する。	
		6-2 校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。	
7	福祉こども課、学校教育課は、文教施設・設備等の点検及び整備を行う。	7-1 文教施設、設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。	
		7-2 災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。	
8	福祉こども課、学校教育課は、丹羽広域事務組合消防本部と連携し、危険物災害の予防措置を講じる。	8-1 化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校等は、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害の発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。	

M2-06-06 文化財保護対策（生涯学習課）

課の実施内容		詳細実施内容	摘要
1	生涯学習課（歴史民俗資料館）は、平常時から文化財保護対策を講じる。	1-1 文化財に対する住民の愛護精神を高め、防火思想の普及を図る。	S2-19 指定文化財一覧
		1-2 管理者に対する防火知識の普及を図るとともに、管理、保護について指導、助言を行う。	
		1-3 災害が発生した場合に備え、管理者等は、県及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。	
		1-4 適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。	
		1-5 自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。	
		1-6 文化財並びに周辺の環境整備を、常に実施する。	
		1-7 県において国指定、県指定文化財の所有者ごとに「文化財レスキュー台帳」に整備されたデータをクラウド上で共有し、文化財の保存（保管）状況を掌握する。 1. 所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名・変更履歴・所有者住所 2. 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、解説、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、その他） 3. 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人時の警備方法、消火方法他特別な設備等、その他） 4. 所在地内の地図・周辺地図・広域地図・写真	
		1-8 被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害を防止する。	

M2-06-07 罹災証明書等の発行体制の整備（税務課）

課の実施内容		詳細実施内容		摘要
1	税務課は、罹災証明書・被災証明書の発行体制を整備する。	1-1	県の用意する住家被害調査担当者のための研修機会を活用し、住家の被害認定及び罹災証明の担当者を育成する。	
		1-2	他の地方公共団体や民間団体との応援協定を締結し、応援の受け入れ体制の構築等を進める。	
		1-3	効率的な罹災証明書・被災証明書の交付のため、クラウド型被災者支援システムを活用する。	

M2-07-01 危険物保安対策（各事業所）

課の実施内容		詳細実施内容		摘要
1	各事業所は、自主点検体制の確立を図る。	1-1	日常の点検事項及び点検方法等を、あらかじめ具体的に定める。	
		1-2	自主防災会の編成を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。	
		1-3	隣接する危険物等事業所の相互応援に関する協定を促進し、効果ある自衛消防力の確立を図る。	
2	防災関係機関及び関係企業は、防災技術、設備等の研究開発を行う。	2-1	それぞれ又は共同して、災害防止技術及び消防用設備、資機材の研究開発を実施する。	

M2-07-02 毒物劇物等化学薬品類保安対策（各事業所，丹羽広域事務組合消防本部）

課の実施内容		詳細実施内容		摘要
1	各事業所は、災害予防対策を実施する。	1-1	毒物劇物屋外貯蔵タンクについて、事故時の流出を防止するため、防油堤、貯留槽等を設置する。	
		1-2	毒物劇物の貯蔵施設について、可能な限り耐火構造の専用施設とし、やむを得ず同一施設内に他の物品と混在する場合は、防火区間とする。	
		1-3	毒物劇物を貯蔵し、又は保管する施設の表示について、見やすい場所に「保管管理責任者氏名・電話番号等連絡方法」「医薬用外」「毒物」「劇物」等を表示する。	
		1-4	毒物劇物の大量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危害防止対策の確立を図る。	
		1-5	毒物劇物の保有施設については、応急措置に必要な設備機材等の配備促進を図る。	
2	丹羽広域事務組合消防本部は、立入検査を強化し、災害予防対策を推進する。	2-1	業務上毒物若しくは劇物を取り扱う場所に計画的に立ち入り、帳簿その他の物件を検査し、災害予防対策を推進する。	

M2-07-03 火災予防対策（丹羽広域事務組合消防本部）

課の実施内容		詳細実施内容		摘要
1	丹羽広域事務組合消防本部は、一般家庭に対して火災予防の指導を行う。	1-1	消防団、自主防災会等各種団体を通じて、住宅用火災警報器、消火器具、消火用水の普及徹底を図る。	
		1-2	器具等の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震時における初期消火活動の徹底を図る。	
		1-3	地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会社等と共に、感震ブレーカー等の普及や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて、啓発を図る。	
2	丹羽広域事務組合消防本部は、防火対象物の防火体制を推進する。	2-1	消防法に規定する防火対象物について、防火管理者を必ず選任させる。	
		2-2	防火管理者に対し、震災対策事項を含む消防計画の作成を指導する。	
		2-3	定めた消防計画に基づき、消火、通報及び避難訓練の実施、消防用施設等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を実施する。	
		2-4	防火対象物について、消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を実施する。	
3	丹羽広域事務組合消防本部は、立入検査を強化する。	3-1	消防法に規定する立入検査を、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的に強化実施し、常に当該区地域内の防火対象物の状況を把握する。	
		3-2	火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を行う。	
4	丹羽広域事務組合消防本部は、危険物等の保安確保について指導する。	4-1	消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施する。	
		4-2	危険物施設等について、必要の都度、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をする。	
		4-3	丹羽広域事務組合火災予防条例に規定されている少量危険物、指定可燃物等の管理及び取扱いについても、所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導する。	
5	丹羽広域事務組合消防本部は、建築同意制度を活用し、消防力の整備強化を行う。	5-1	地震等の災害による被害を最小限に制圧するため、「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設等の整備を行う。	
		5-2	災害時初期消火活動について、耐震性貯水槽、可搬式動力ポンプの整備を図る。	
6	丹羽広域事務組合消防本部は、建築同意制度を活用し、消防団の機能を強化する。	6-1	訓練の実施等による質的向上を図る。	
		6-2	資機材等については、今後諸事情を勘案しながら、さらに改善、充足を図る。	S2-20 大口町消防団保有消防力

M2-07-04 災害廃棄物対策（環境対策室）

課の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 環境対策室は、災害廃棄物の処理について、指導を行う。	1-1 災害廃棄物が適正処理されるまでの間、保管されている廃棄物について、保管方法、保管施設の構造が適正であるよう指導を行う。	
	1-2 廃棄物が大量に保管されている場合は、処理の促進を図るように指導する。	
	1-3 廃棄物の処理施設について、廃棄物の流出防止措置を講ずる等安全対策について指導する。	
	1-4 災害廃棄物処理計画を策定し、次の事項について具体的に示す。 ・災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針 ・一般廃棄物の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制 ・周辺の地方公共団体との連携・協力	
	1-5 中部地方環境事務所、県環境部とともに、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携を促進する。	
	1-6 十分な大きさの仮置場・最終処分場を確保する。	
	1-7 広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について、災害廃棄物への対応として一定程度の余裕を持たせ、処理施設の能力を維持する。	

M2-08 防災に関する調査研究の推進（町民安全課、建設課、維持管理課、まちづくり推進課）

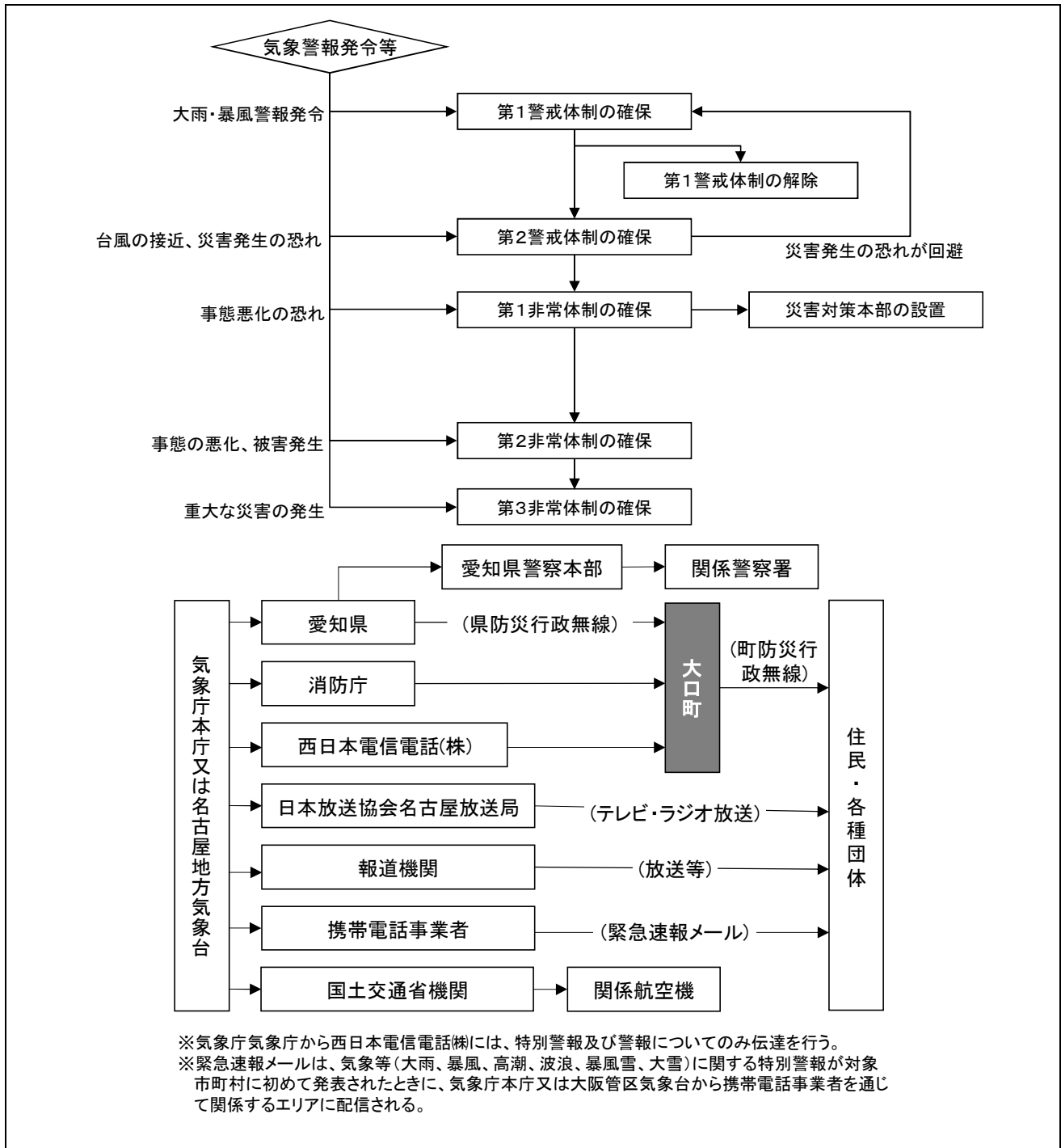
風水害

課の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 町民安全課、建設課、維持管理課は、危険地域を把握するとともに、危険地域の被害想定を行う。	1-1 危険災害地域の指定を受けた地域の現況調査を行うとともに、水害危険地域、地すべり危険地域、火災危険地域について、あらゆる角度から広範囲に調査し、実態を把握する。	
	1-2 災害時において、迅速的確な災害対策が求められる危険地域について、関係機関、学識経験者等と共同して実態調査を行い、調査結果並びに過去に受けた災害状況等から被害想定を行う。	
2 町民安全課は、調査研究成果を活用する。	2-1 調査研究の成果を、将来の具体的防災施策樹立の参考に資するよう計画するとともに、教訓となるべき要素を収録して関係者に配布し、一般防災意識の高揚を図る。	
	2-2 地域の水害リスクや災害時にとるべき行動について、普及啓発するとともに、危険地域の把握、危険区域の被害想定等各種の調査研究による成果を活用したコミュニティレベル（集落単位、学校区単位、自主防災会単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。	
3 まちづくり推進課は、地籍調査を行う。	3-1 円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を、世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。	

地震

課の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 町民安全課は、基本的調査を行う。	1-1 自然条件については、地形、地質、地盤の構造、沖積層の分布、活断層、流砂現象危険度について調査研究を実施する。	
2 町民安全課は、被害想定に関する調査研究を行う。	2-1 震災対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基礎的調査及び地震の発生、規模等に関する調査を基礎に、建物倒壊予測、火災予測、人的被害予測、公共構造物の耐震診断実施と被害予測等を実施する。	
3 町民安全課、まちづくり推進課は、災害防止、都市の防災化に関する調査を行う。	3-1 被害想定に関する調査研究を基礎に、地震による被害を最小限に食い止めるため、大震災対策、避難所及び避難路、自主防災会等について調査研究を実施する。	
4 町民安全課、建設課、維持管理課、まちづくり推進課は、防災カルテ等を整備する。	4-1 防災アセスメントを実施することにより、その成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベル（自治会単位、学校区などの単位等）でのきめ細かな防災マップの作成を推進する。	

M3-01-01 気象予警報発令時の初動対応～災害対策本部の設置・運営

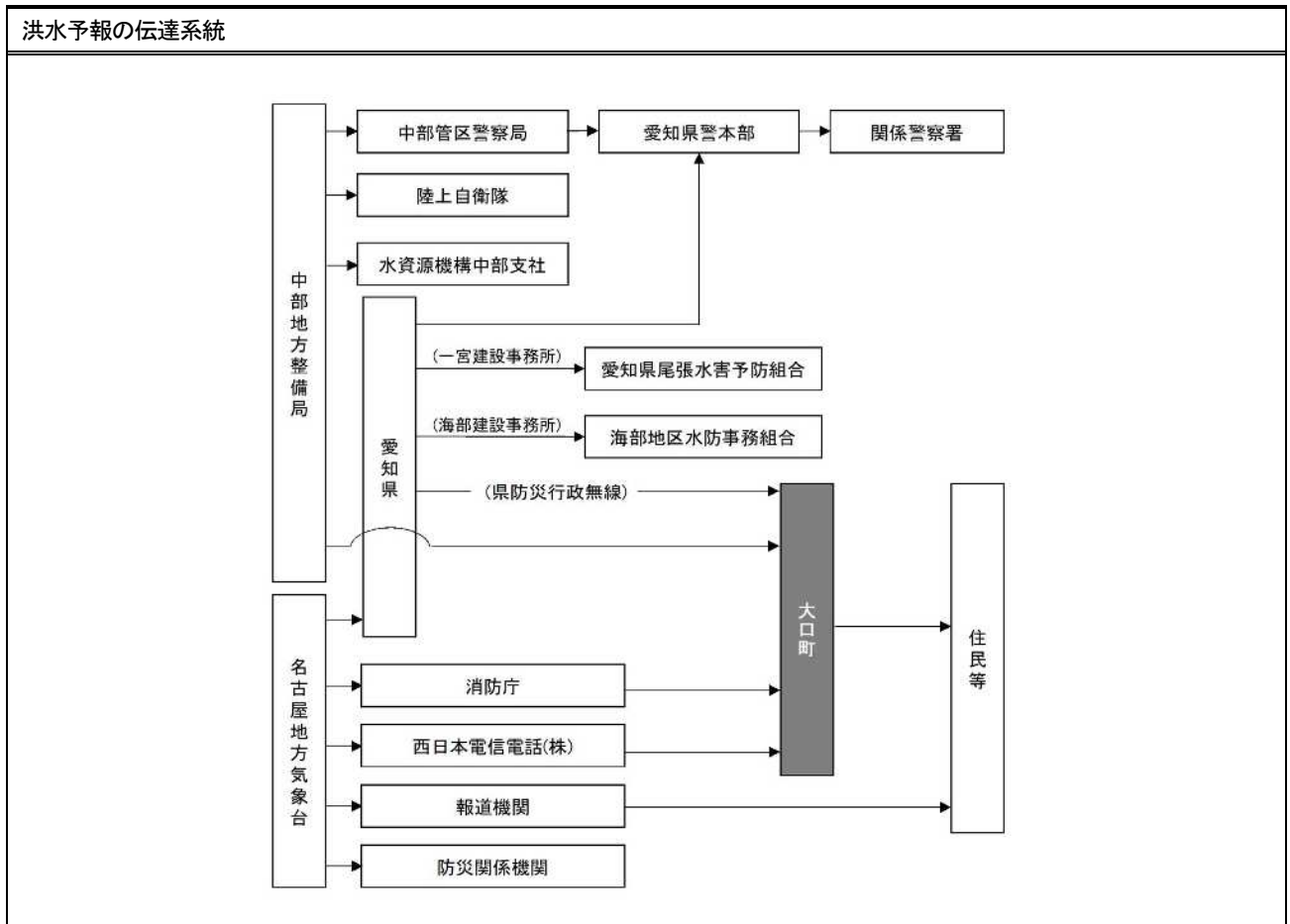


部の実施内容		詳細実施内容	摘要
1 総務部は、気象予警報等の情報を収集・伝達する。	1-1	県防災行政無線の一斉指令により、情報を収集する。	
	1-2	消防庁からの伝達により、情報を収集する。	
	1-3	西日本電信電話(株)からの伝達により、情報を収集する。	
	1-4	本部が設置された場合、テレビ、ラジオ放送からも情報を収集する。	
	1-5	収集した情報を、町防災行政無線によって、住民及び各種団体に伝達する。	
大雨警報・暴風警報等発令時			
2 総務部は、第1警戒体制を	2-1	配備人員(課長+2名)を確保する。	

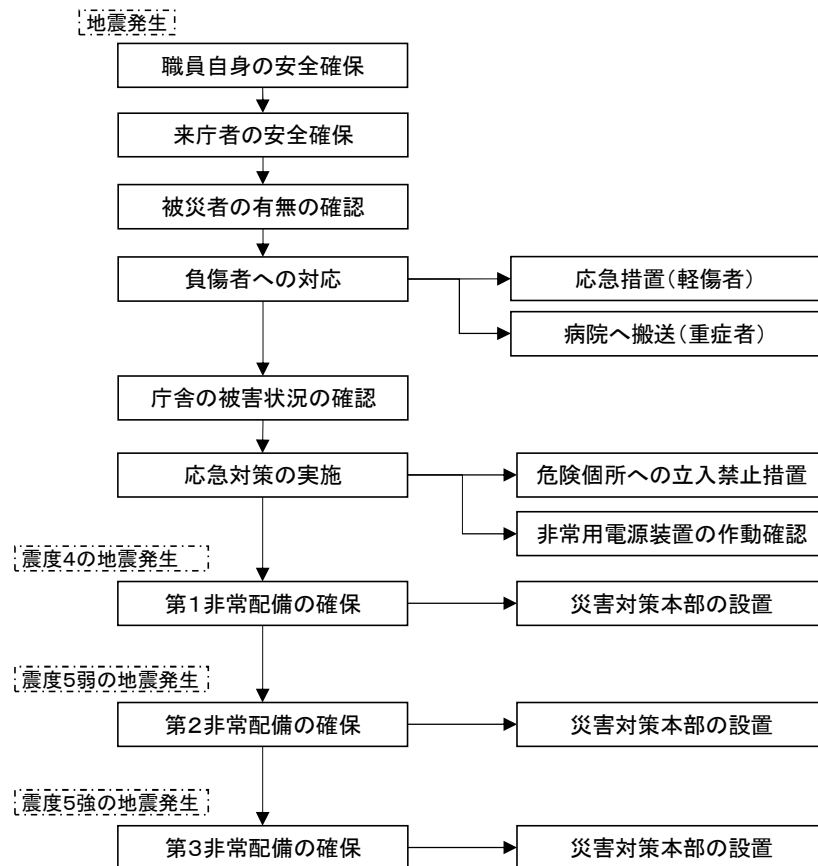
<第3章 災害応急対策マニュアル>

部の実施内容		詳細実施内容		摘要
	とる。	2-2	応急復旧部に気象予警報発令を連絡し、第1警戒体制をとることを伝達する。	S3-01 気象等に関する予報警報等の種類と発表基準
		2-3	各部に気象予警報発令情報を伝達する。	
		2-4	第1警戒体制を設置した旨を県（防災安全局）へ報告する。	
大雨警報・暴風警報等解除				
3	総務部は、第1警戒体制を解除する。	3-1	各部に気象予警報解除情報を伝達する。	
		3-2	第1警戒体制を解除する。	
		3-3	第1警戒体制を解除した旨を県（防災安全局）へ報告する。	
台風の接近、災害発生の恐れがある場合				
4	総務部は、第2警戒体制へ移行する。	4-1	各部長に第2警戒体制をとることを伝達する。（部長参集）	
		4-2	第2警戒体制を設置した旨を県（防災安全局）へ報告する。	
		4-3	部長会議を開催し、配備体制の移行や災害対策本部の設置を判断する。	
災害発生の恐れが回避された場合				
5	総務部は、第1警戒体制へ移行する。	5-1	部長会議を開催し、第2警戒体制から第1警戒体制への移行を判断する。	
		5-2	第2警戒体制から第1警戒体制へ移行する。（部長解散）	
		5-3	第2警戒体制から第1警戒体制に移行した旨を県（防災安全局）へ報告する。	
事態が悪化すると予想されるとき				
6	総務部は、部長会議での判断に基づき、第1非常配備体制へ移行する。	6-1	庁舎内放送・電話等により気象予警報発令情報及び第1非常配備体制（警戒本部）へ移行することを伝達する。	
		6-2	消防団、丹羽広域事務組合消防本部、丹羽広域事務組合水道部、社会福祉協議会事務局へ第1非常配備体制（警戒本部）へ移行することを伝達する。	
		6-3	第1非常配備体制（警戒本部）の参集状況を把握する。	
		6-4	第2警戒体制から第1非常配備体制に移行した旨を県（防災安全局）へ報告する。	
7	総務部は、部長会議での判断に基づき、災害対策本部を設置する。	7-1	災害対策本部を設置する。	
		7-2	消防団長、丹羽広域事務組合消防長、丹羽広域事務組合水道部長、社会福祉協議会事務局長へ災害対策本部を設置することを伝達する。	
		7-3	本部表示板を庁舎正面玄関に掲出する。	
		7-4	災害対策本部を設置した旨を県(防災安全局)へ報告する。	
事態が悪化又は被害が発生したとき等				
8	総務部は、災害対策本部員会議での判断に基づき、第2非常配備へ移行する。	8-1	庁舎内放送・電話等により第2非常配備体制へ移行することを伝達する。	
		8-2	第2非常配備体制の参集状況を把握する。	

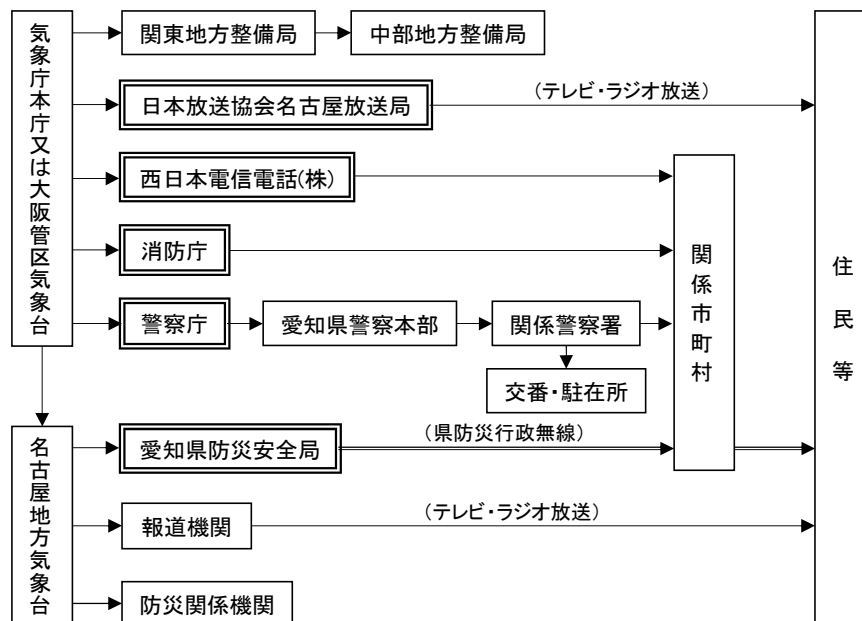
部の実施内容	詳細実施内容	摘要
	8-3 消防団、丹羽広域事務組合消防本部、丹羽広域事務組合水道部、社会福祉協議会事務局へ第2非常配備体制へ移行することを伝達する。	
	8-4 第1非常配備体制から第2非常配備体制に移行した旨を県（防災安全局）へ報告する。	
重大な災害が発生したとき等		
9 総務部は、災害対策本部員会議での判断に基づき、第3非常配備へ移行する。	9-1 庁舎内放送・電話等により第3非常配備体制へ移行することを伝達する。	
	9-2 第3非常配備体制の参集状況を把握する。	
	9-3 消防団、丹羽広域事務組合消防本部、丹羽広域事務組合水道部、社会福祉協議会事務局に第3非常配備体制へ移行することを伝達する。	
	9-4 第2非常配備体制から第3非常配備体制に移行した旨を県（防災安全局）へ報告する。	



M3-01-02 地震発生時の初動対応～災害対策本部の設置・運営



地震情報等の伝達系統図



※二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
 ※二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

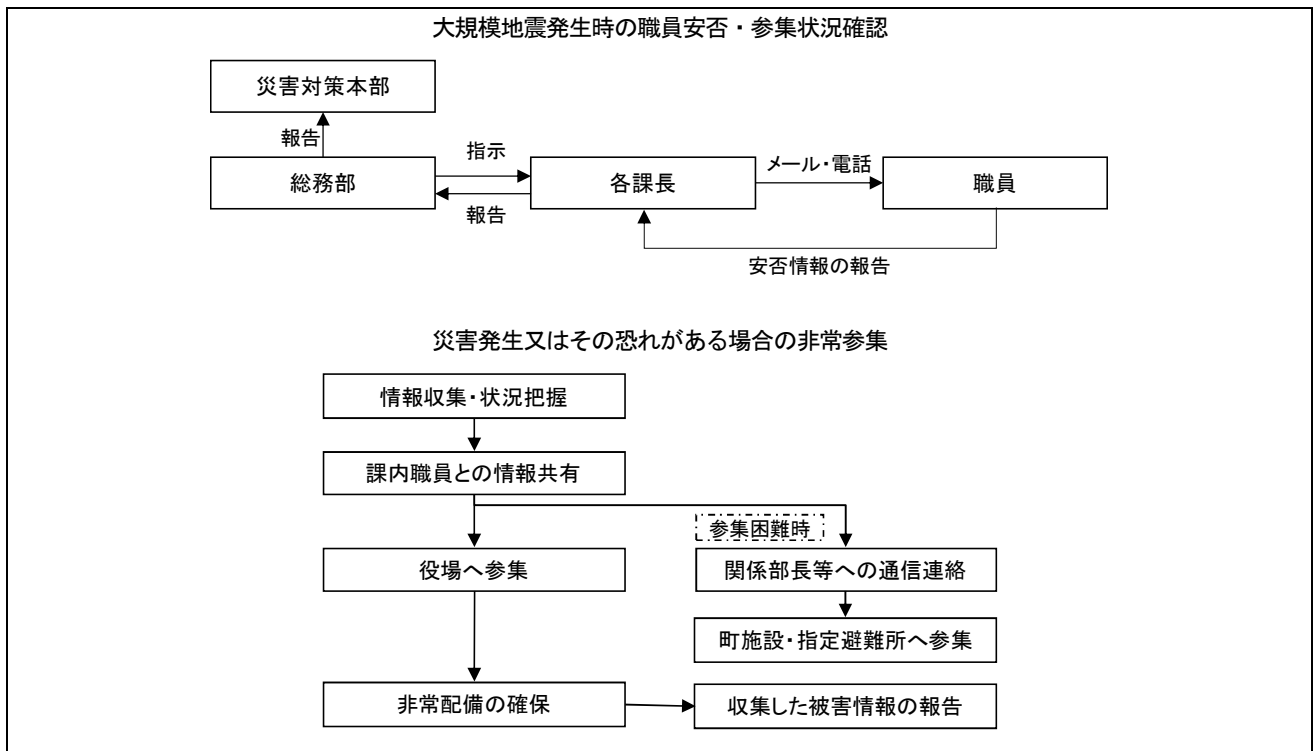
部の実施内容	詳細実施内容	摘要
地震発生		
1 職員は、身の回りの安全を	1-1 机の下に隠れるなど、自分の安全を守る。	

部の実施内容		詳細実施内容		摘要
	守り、来庁者の安全を確保する。	1-2	来庁者を安全な場所へ誘導する。	
		1-3	庁舎内の火の元を確認する。火災を発見した場合は、初期消火活動を実施し、必要に応じて消防へ通報する。	
2	職員は、負傷者への対応を行う。	2-1	庁舎内の被災者の有無を確認する。	
		2-2	軽傷の場合は、職員による応急措置を行う。	
		2-3	重傷の場合は、病院へ搬送するとともに、身元を確認し家族へ連絡する。	
3	総務部は、庁舎の被害状況を確認し、応急対策を実施する。	3-1	庁舎の被害状況（建物の亀裂・損傷、設備の異常など）を確認し、必要に応じて応急対策を行う。	
		3-2	危険箇所について、立入禁止の措置を行う	
		3-3	庁舎設備メンテナンス委託契約会社に、応急対策を指示する。	
		3-4	停電対策として、非常用電源装置の作動状況を確認し、燃料を確保する。	
震度 4 の地震発生				
4	総務部は、第 1 非常配備をとる。	4-1	庁舎内放送・電話等により、第 1 非常配備体制をとることを伝達する。	
		4-2	消防団、丹羽広域事務組合消防本部、丹羽広域事務組合水道部、社会福祉協議会事務局へ第 1 非常配備体制をとることを伝達する。	
		4-3	第 1 非常配備体制の参集状況を把握する。	
		4-4	第 1 非常配備体制を設置した旨を県（防災安全局）へ報告する。	
5	総務部は、町長の判断に基づき、災害対策本部を設置する。	5-1	災害対策本部を設置する。	
		5-2	消防団長、丹羽広域事務組合消防長、丹羽広域事務組合水道部長、社会福祉協議会事務局長へ災害対策本部を設置することを伝達する。	
		5-3	本部表示板を庁舎正面玄関に掲出する。	
		5-4	災害対策本部を設置した旨を県(防災安全局)へ報告する。	
震度 5 弱の地震発生				
6	総務部は、第 2 非常配備をとる。	6-1	庁舎内放送・電話等により第 2 非常配備体制をとることを伝達する。	
		6-2	消防団、丹羽広域事務組合消防本部、丹羽広域事務組合水道部、社会福祉協議会事務局へ第 2 非常配備体制をとることを伝達する。	
		6-3	第 2 非常配備体制の参集状況を把握する。	
		6-4	第 2 非常配備体制を設置した旨を県（防災安全局）へ報告する。	
7	総務部は、災害対策本部を設置する。	7-1	災害対策本部を設置する。	
		7-2	消防団長、丹羽広域事務組合消防長、丹羽広域事務組合水道部長、社会福祉協議会事務局長へ災害対策本部を設置することを伝達する。	
		7-3	本部表示板を庁舎正面玄関に掲出する。	

<第3章 災害応急対策マニュアル>

部の実施内容		詳細実施内容		摘要
		7-4	災害対策本部を設置した旨を県(防災安全局)へ報告する。	
震度5強以上の地震発生				
8	総務部は、第3非常配備をとる。	8-1	庁舎内放送・電話等により、第3非常配備体制をとることを伝達する。	
		8-2	消防団、丹羽広域事務組合消防本部、丹羽広域事務組合水道部、社会福祉協議会事務局へ第3非常配備体制をとることを伝達する。	
		8-3	第3非常配備体制の参集状況を把握する。	
		8-4	第3非常配備体制を設置した旨を県(防災安全局)へ報告する。	
9	総務部は、災害対策本部を設置する。	9-1	災害対策本部を設置する。	
		9-2	消防団長、丹羽広域事務組合消防長、丹羽広域事務組合水道部長、社会福祉協議会事務局へ災害対策本部を設置することを伝達する。	
		9-3	本部表示板を庁舎正面玄関に掲出する。	
		9-4	災害対策本部を設置した旨を県(防災安全局)へ報告する。	

M3-01-03 職員の安否確認・非常参集

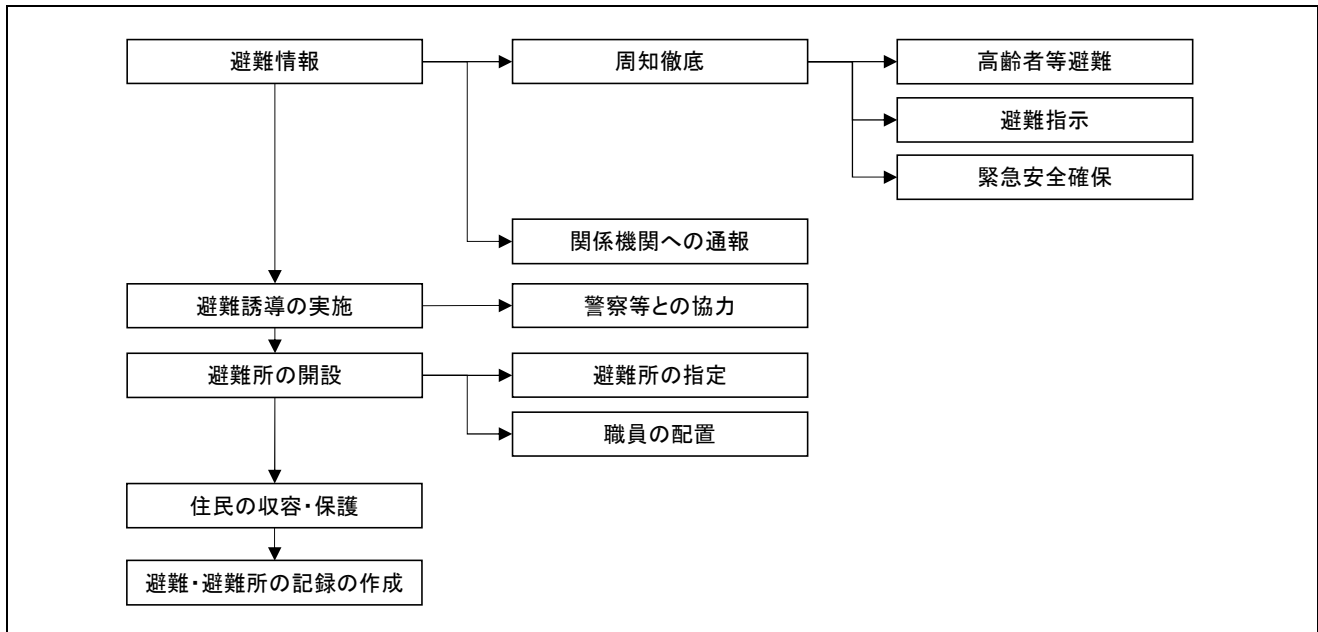


部の実施内容		詳細実施内容		摘要
勤務時間外、祝祭休日等において大規模地震が発生した場合				
1	総務部は、職員の安否・参集状況を確認する。	1-1	各課長に課職員の安否状況・参集状況の確認を指示する。(連絡がつかない場合は、課長→課長補佐の順で代行)	
2	各課長は、課職員の安否・参集状況を確認する。	2-1	各課長は、課職員に安否確認メールを送信する。	
		2-2	各課長は、課職員に安否確認メールが送信できない場合は、電話にて安否状況・参集状況を確認する。	
		2-3	職員は、課長に安否状況・参集状況を報告する。 【安否状況の報告事項】 ・自分：無事／無事ではない（怪我の状況） ・家族：無事／無事ではない（怪我の状況） 【参集状況の報告事項】 ・参集可能／参集不能（可能な場合は以下の参集可能時間を追記） 1時間以内／3時間以内／6時間以内／12時間以内 1日以内／3日以内／1週間以内	
		2-4	課長は、未報告者の安否確認を行う。	
		2-5	課長は、職員の安否状況・参集状況をとりまとめ、総務部へ報告する。	
3	総務部は、職員の安否状況・参集状況をとりまとめ、災害対策本部へ報告する。	3-1	安否状況・参集状況をとりまとめ、災害対策本部（総務部）へ報告する。	
		3-2	未確認者に直接電話するなどにより安否確認を行う。	
勤務時間外、祝祭休日等において災害発生又はその恐れがある場合				
4	職員は、状況を判断し必要に応じて役場に参集する。	4-1	情報を収集し、状況を把握する。	
		4-2	課内職員と連絡をとり、情報を共有する。	

<第3章 災害応急対策マニュアル>

部の実施内容		詳細実施内容	摘要
		4-3 収集した情報をもとに、自らの判断で役場に参集する。 【服装及び携行品】 応急活動に便利で安全な服装 タオル、水筒、食料、携帯ラジオ、懐中電灯、着替え等	
		4-4 参集途上において、火災・事故等に遭遇したときは、消防機関又は警察機関へ通報するとともに、可能な限り適切な措置をとる。	
		4-5 交通網の寸断により役場への参集が困難な場合は、通信連絡により、各関係部長又は災害対策本部の指令を受ける。なお、通信連絡ができない場合は、最寄りの町施設又は指定避難所等に参集する。	
5	職員は、状況及び災害情報を報告し、所要の非常配備につく。	5-1 参集途上に知り得た状況又は災害情報を災害対策本部に報告する。	
		5-2 所要の非常配備につく。	

M3-02 避難行動

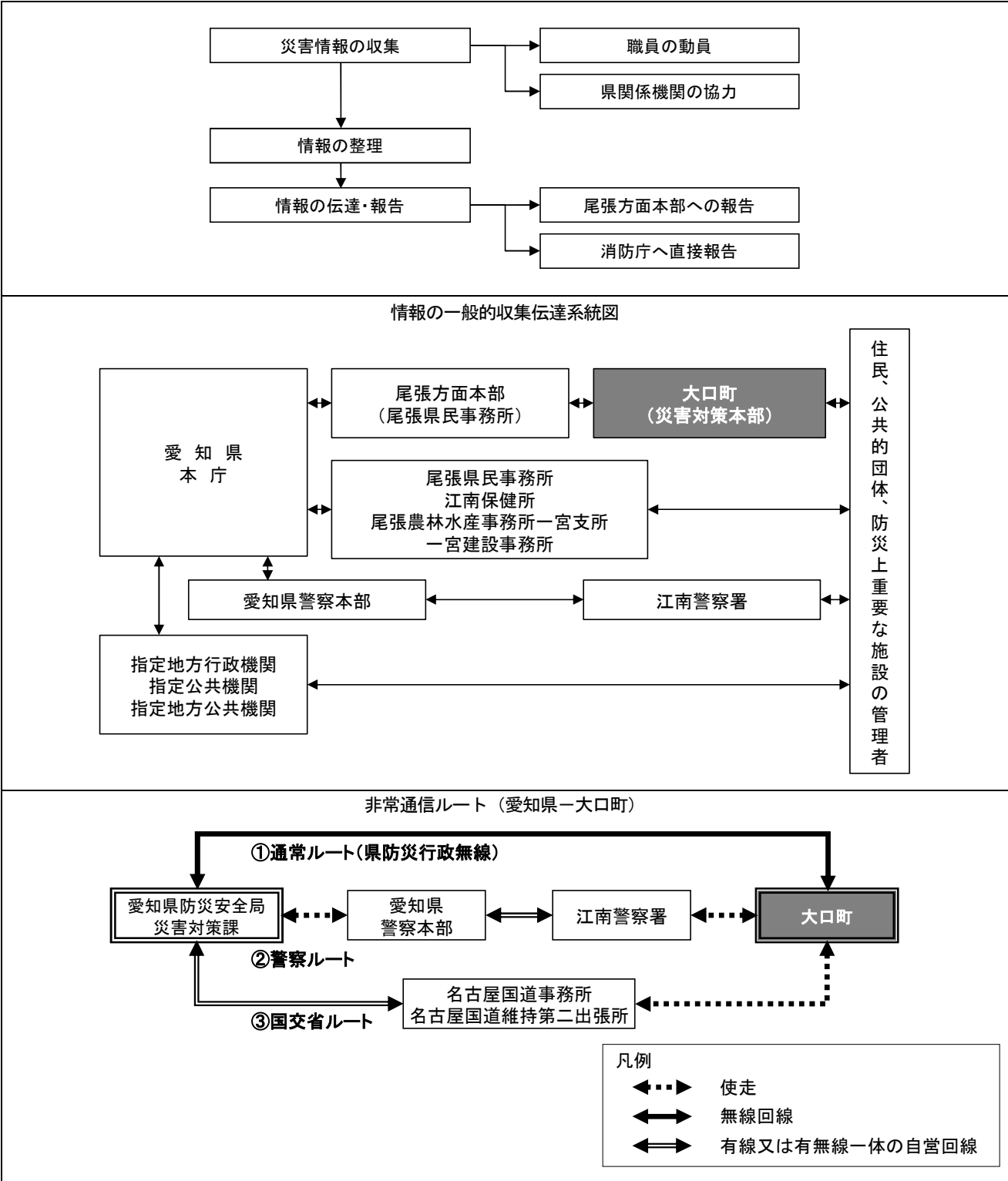


部の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 総務部は、災害が発生し、その必要が認められる場合、避難の指示を実施する。 ※周囲の状況等によっては、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示する。	1-1 [警戒レベル3]高齢者等避難を伝達する。避難行動に時間を要する要配慮者に対しては、この段階で避難行動を開始するよう指示するとともに、それ以外の人々にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。 また、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促す。	
	1-2 夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において発令する。	
	1-3 あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な[警戒レベル4]避難指示をする。 その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合及び地震に伴う災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要性があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。	
	1-4 [警戒レベル5]緊急安全確保を発令する。災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促す。	
	1-5 避難の指示に際し、必要に応じて中部地方整備局、名古屋气象台、又は知事に対して避難指示、避難指示の対象地域、判断時期等について助言を求める。 さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断する。	

<第3章 災害応急対策マニュアル>

部の実施内容	詳細実施内容	摘要
	1-6 避難指示にあたり、以下の事項を発表する。 避難指示の発令にあたっては、伝達文の内容を工夫することで対象を明確にし、対象者ごとのとるべき避難行動が分かるようにする。 1. 避難対象地域 2. 避難先 3. 避難経路及び避難上の留意事項 4. 避難指示の理由 5. その他必要な事項	
	1-7 以下の方法により、避難指示の周知徹底を図る。 1. 防災行政無線(屋外拡声器、個別受信機) 2. 登録制メール 3. コミュニティFM 4. ケーブルテレビ 5. 携帯電話(緊急速報メール機能を含む) 6. 広報車の巡回放送 7. 警鐘 8. 自主防災会を通じた電話連絡 9. 報道機関への情報提供 10. 災害状況共有システム(Lアラート)	
	1-8 避難の措置を実施した場合、その内容を関係機関に通報連絡する。	
	1-9 事前に予測可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達する。	
2 消防・救出部は、避難の誘導を実施する。	2-1 各分団は、警察等と協力し、住民を避難先へ誘導する。	
3 救援救護部は、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等を実施する。	3-1 住民、自主防災会、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者名簿を有効に活用して、安否確認・避難誘導を実施する。	
4 救援救護部は、避難行動要支援者の避難を支援する。	4-1 避難行動要支援者に対して、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせる情報伝達を行う。	
	4-2 障がい者等に対しては、障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。	
	4-3 平常時から、名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者について、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者やその他の者に協力を求める。	

M3-03-01 被害状況等の収集・伝達



部の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 各部は、災害に関する情報を収集し、伝達する。	1-1 自己の所掌する事務又は業務について、職員を動員し、関係機関の協力を得て、情報を収集する。	
	1-2 収集した情報を定められた様式に整理する。	

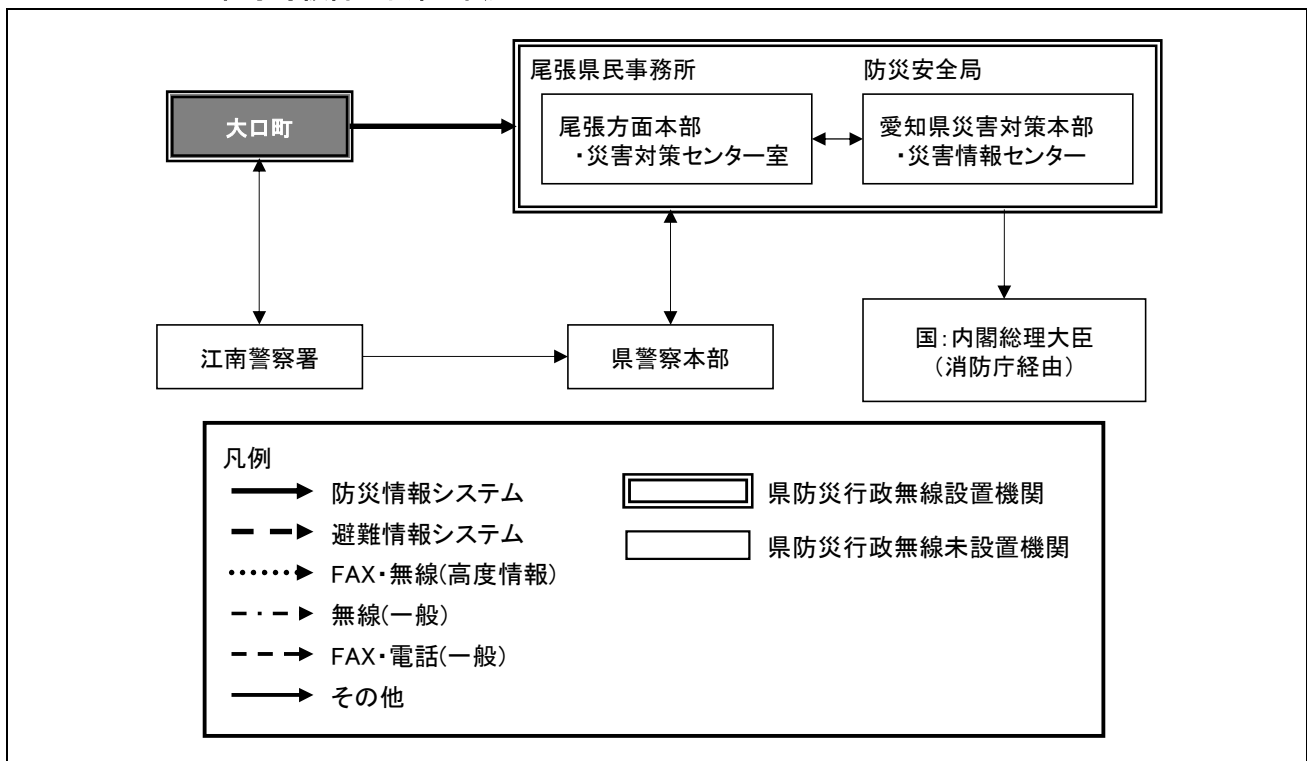
<第3章 災害応急対策マニュアル>

部の実施内容	詳細実施内容	摘要
	1-3 総務部は、県(尾張方面本部)及び関係機関へ、収集した情報を伝達する。情報の収集伝達には、次のような手段を用いる。 1. 県防災行政無線 2. 一般電話・FAX 3. 非常通話・緊急通話 4. 携帯電話	S3-06 伝達の対象となる被害と伝達内容
2 総務部は、重要な災害状況について、把握できる範囲内で第一報を行う。	2-1 大規模災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、その状況を把握できる範囲を整理し、県(尾張方面本部)に第一報を行う。	S3-07 愛知県災害対策本部尾張方面本部の連絡先
	2-2 尾張方面本部に連絡が取れない場合、直接消防庁に報告し、連絡が取れ次第、県(尾張方面本部)に報告する。	S3-08 消防庁への連絡先
	2-3 非常災害と認められる場合、災害規模把握のために必要な情報の収集に特に留意する。	
	2-4 「直接速報基準」に該当する災害が発生した場合は、所定の様式により県(尾張方面本部)及び消防庁に報告する。(原則として、覚知後30分以内)	F3-03-01 第1報(消防庁第4号様式(その1))
	2-5 消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式に関わらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。	
3 総務部は、火災・災害即報要領に基づく報告を行う。	3-1 火災・災害即報要領に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知した場合は、わかる範囲で、その第一報を県に報告する。(原則として、覚知後30分以内)	
	3-2 県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣(消防庁経由)に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行う。	
	3-3 一定規模以上の災害を覚知した場合、第一報を、直接消防庁に対して報告する。(原則として、覚知後30分以内)	
	3-4 消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式に関わらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。	
4 総務部は、被災者台帳(クラウド型被災者支援システム)を作成する。	4-1 個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等の情報を収集する。	
	4-2 収集した情報をもとに、被災者台帳を作成し、関係部署間で共有・活用する。	

非常通信先			
通信先	電話番号	FAX番号	衛星電話
江南警察署 地域課	0587-56-0110	—	080-2601-0263
愛知県警察本部 通信指令課	052-951-1611 時間内：内線3642 時間外：内線4444	052-951-1601 時間外：0120-110-369	080-2601-0316
名古屋国道事務所 名古屋国道維持第二出張所	(0568) 31-7181 (0568) 31-7182	—	—
愛知県防災安全局災害対策課	052-954-6196 時間外：052-954-6844	052-961-3622 時間外：052-954-6995	—
国交省専用回線	85-739-1131 時間外：85-739-5250	85-739-1517 時間外：85-739-4695	—

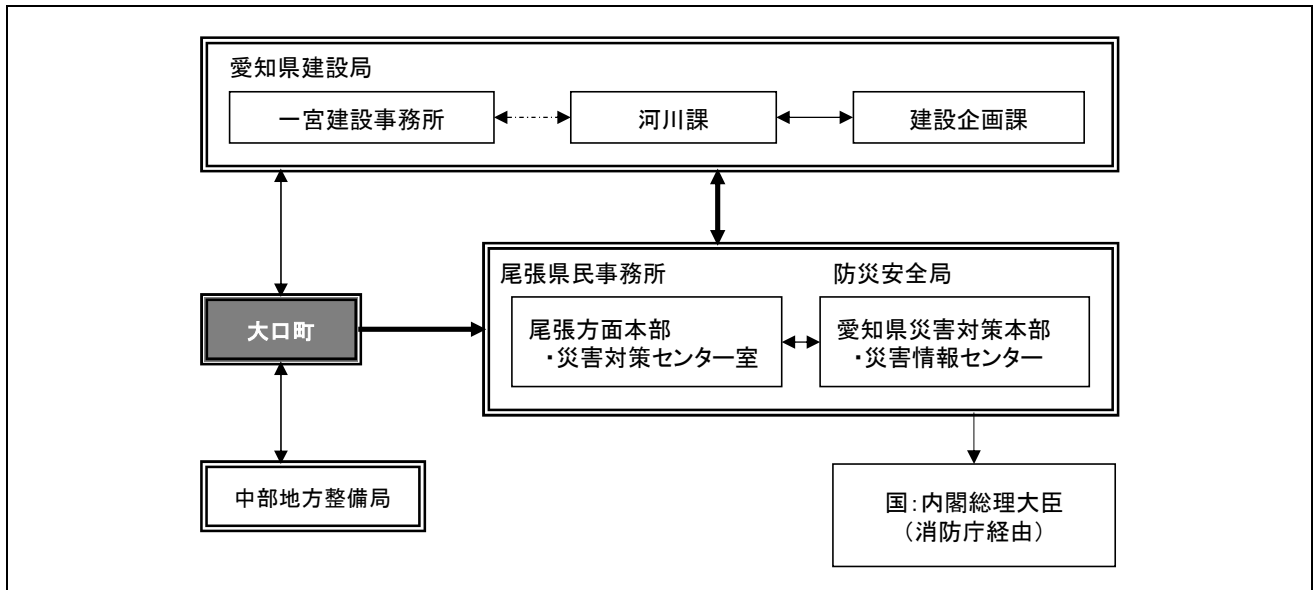
直接即報基準	
地震	震度5強以上を記録したもの（被害の有無は問わない。）
津波	死者又は行方不明者が生じたもの
風水害	死者又は行方不明者が生じたもの

M3-03-01a 人・住家等被害の収集・伝達



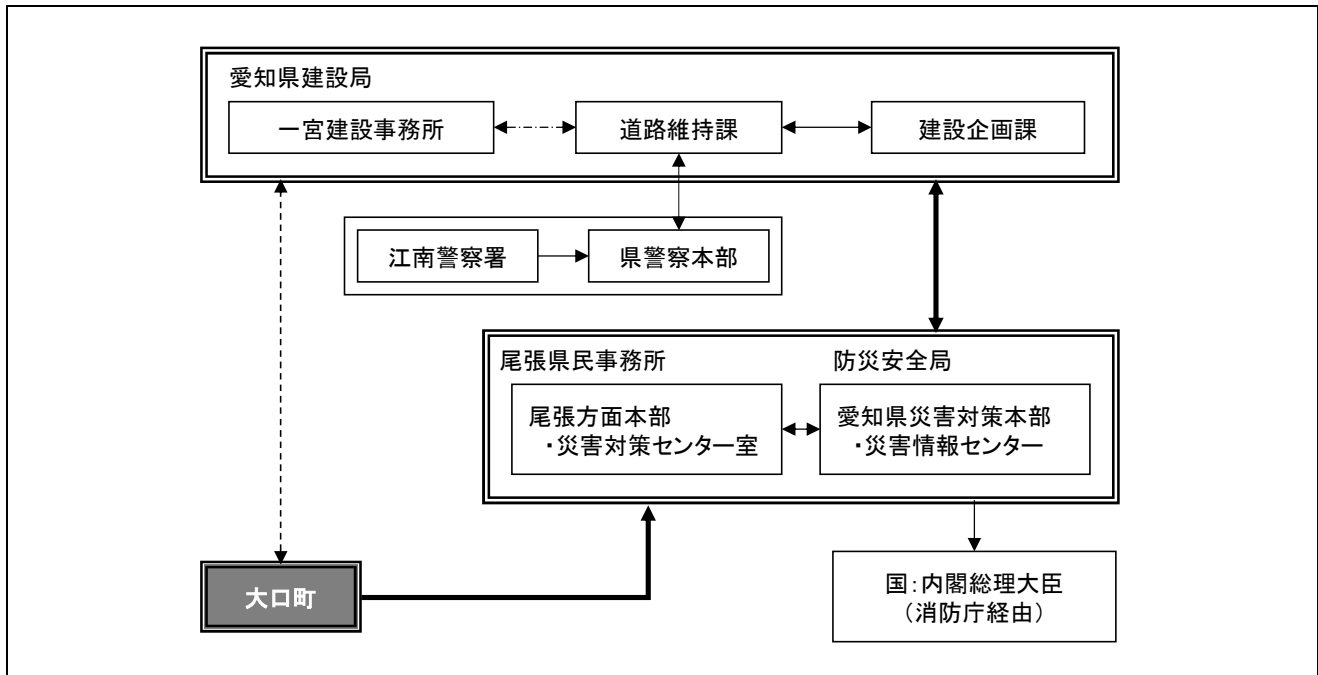
部の実施内容		詳細実施内容		摘要
1	総務部は、人命、住家の被害等の情報を収集する。	1-1	江南警察署とFAX等で連絡をとりあい、人命、住家の被害あるいはこれに関する情報を収集する。	
		1-2	収集した情報を「人的被害」、「避難状況・救護所開設状況」に整理する。	F3-03-04 人的被害 F3-03-05 避難状況・救護所開設状況
2	総務部は、人命、住家の被害等の情報を報告する。	2-1	以下の場合、防災情報システムで県(尾張方面本部)に整理した情報を報告する。 1. 災害対策本部が設置された時 2. 災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生した時 3. 災害及びそれが及ぼす社会的影響の状況等から見て、報告の必要性がある時	
		2-2	防災情報システムが使用できない場合等は、所定の様式により県(尾張方面本部)にFAX等で報告する。	F3-03-03 災害発生状況等(速報・確定) (愛知県様式)

M3-03-01b 河川等被害の収集・伝達



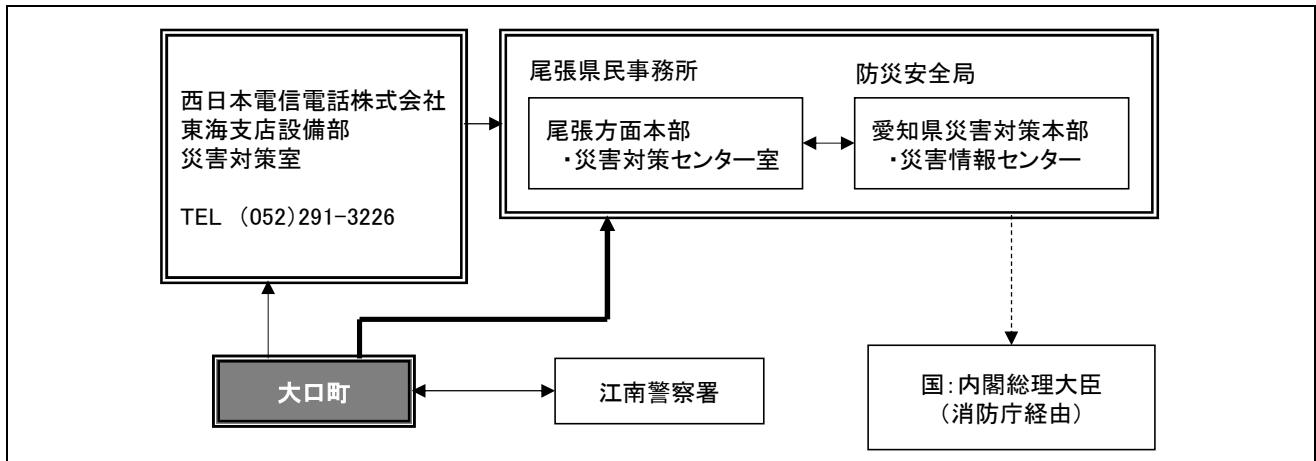
部の実施内容		詳細実施内容	摘要
1	応急復旧部は、河川等の被害情報を収集する。	1-1 一宮建設事務所とFAX等で連絡をとりあい、河川等被害またはこれに属する情報を収集する。	
		1-2 収集した情報を「公共施設被害」に整理する。	F3-03-06 公共施設被害
2	総務部及び応急復旧部は、河川等の被害情報を報告する。	2-1 災害対策本部が設置された場合で、かつ以下の場合、防災情報システムで県(尾張方面本部)に整理した情報を報告する。 1. 堤防の決壊又は溢水等重大な被害の発生時 2. 応急復旧時	
		2-2 防災情報システムが使用できない場合等は、所定の様式により県(尾張方面本部)にFAX等で報告する。	F3-03-03 災害発生状況等(速報・確定) (愛知県様式)

M3-03-01c 道路施設被害の収集・伝達



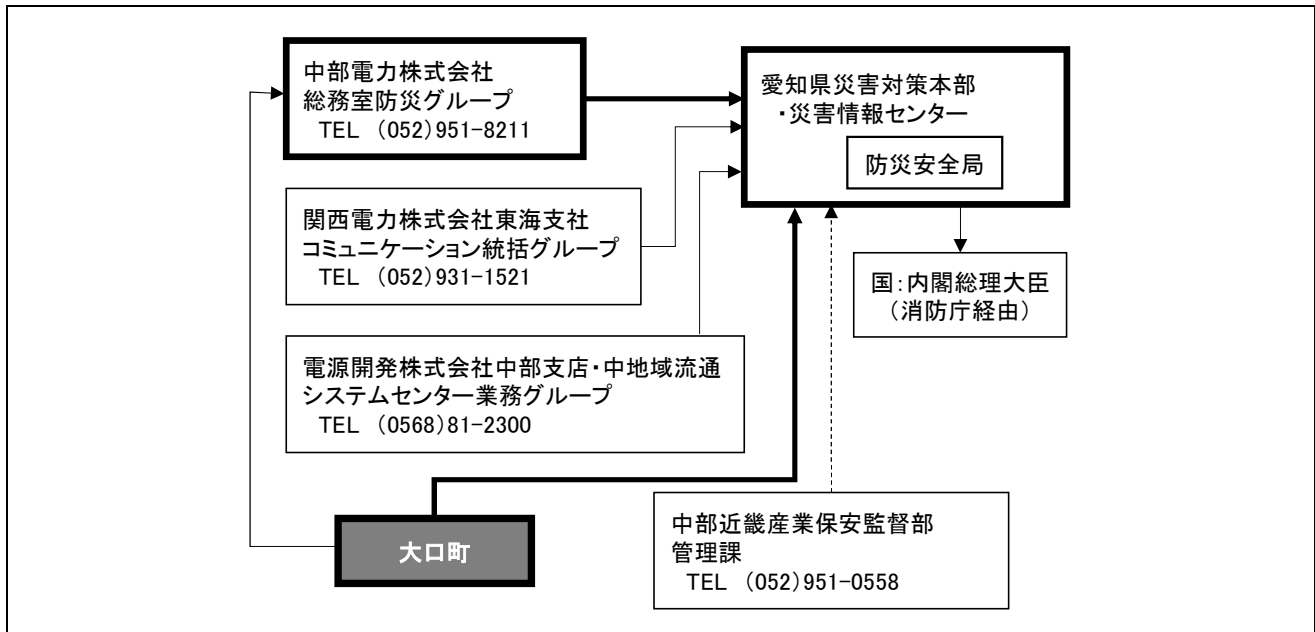
部の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 応急復旧部は、道路施設の被害情報を収集する。	1-1 一宮建設事務所とFAX等で連絡をとりあい、道路施設被害またはこれに属する情報を収集する。	
	1-2 収集した情報を「公共施設被害」に整理する。	F3-03-06 公共施設被害
2 総務部及び応急復旧部は、道路施設の被害情報を報告する。	2-1 災害対策本部が設置された場合で、かつ以下の場合は、防災情報システムで県(尾張方面本部)に整理した情報を報告する。 1. 重大な被害の発生時 2. 事前通行規制区間外の通行規制及び事後通行規制の発生時 3. 事前通行規制の発生時 4. 通行規制の解除時 5. 応急復旧時	
	2-2 防災情報システムが使用できない場合等は、所定の様式により県(尾張方面本部)にFAX等で報告する。	F3-03-03 災害発生状況等(速報・確定) (愛知県様式)

M3-03-01d 電信電話施設被害の収集・伝達



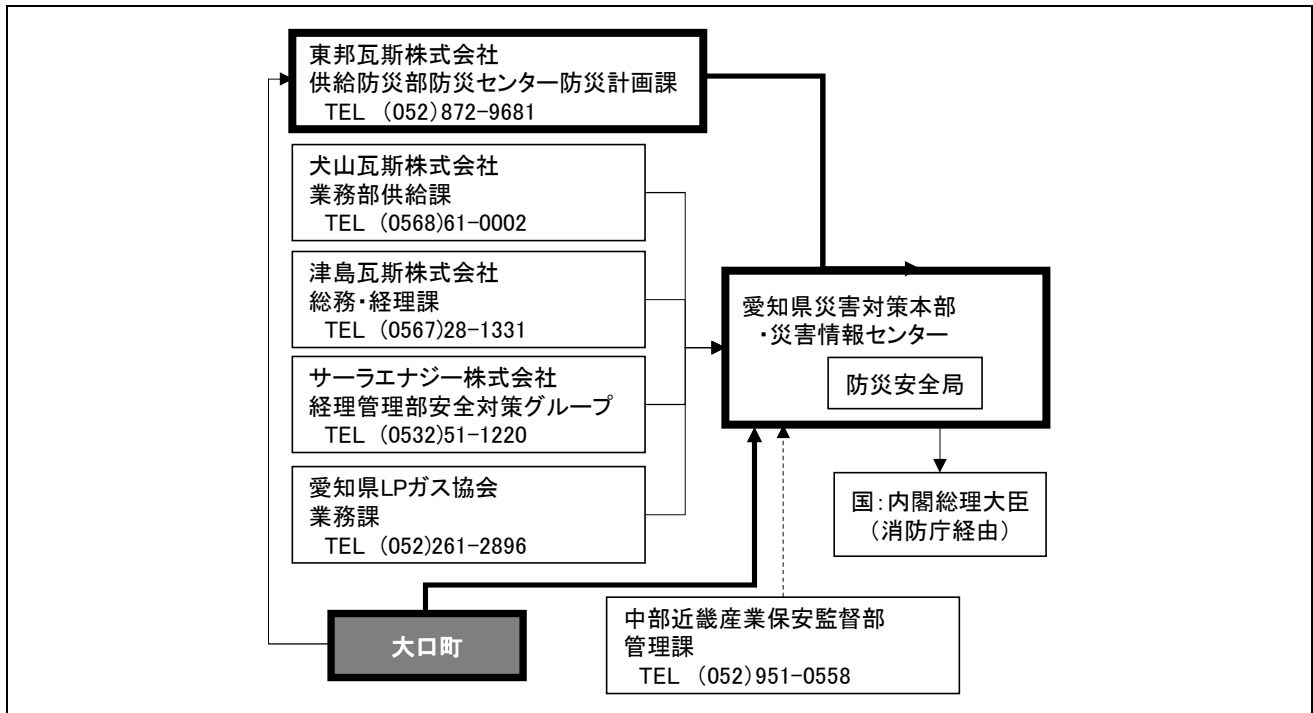
部の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 総務部は、電信電話施設の被害情報を収集する。	1-1 江南警察署とFAX等で連絡をとりあい、電信電話施設被害またはこれに属する情報を収集する。	
	1-2 収集した情報を「公共施設被害」に整理する。	F3-03-06 公共施設被害
2 総務部は、電信電話施設の被害情報を報告する。	2-1 災害対策本部が設置された場合で、かつ以下の場合には、防災情報システムで県(尾張方面本部)に整理した情報を報告する。 1. 通信不通区間が生じる等、重大な被害の発生時 2. 応急復旧時	
	2-2 防災情報システムが使用できない場合等は、所定の様式により県(尾張方面本部)にFAX等で報告する。	F3-03-03 災害発生状況等(速報・確定) (愛知県様式)
	2-3 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社へFAX等で、被害状況を伝達する。	

M3-03-01e 電力施設被害の収集・伝達



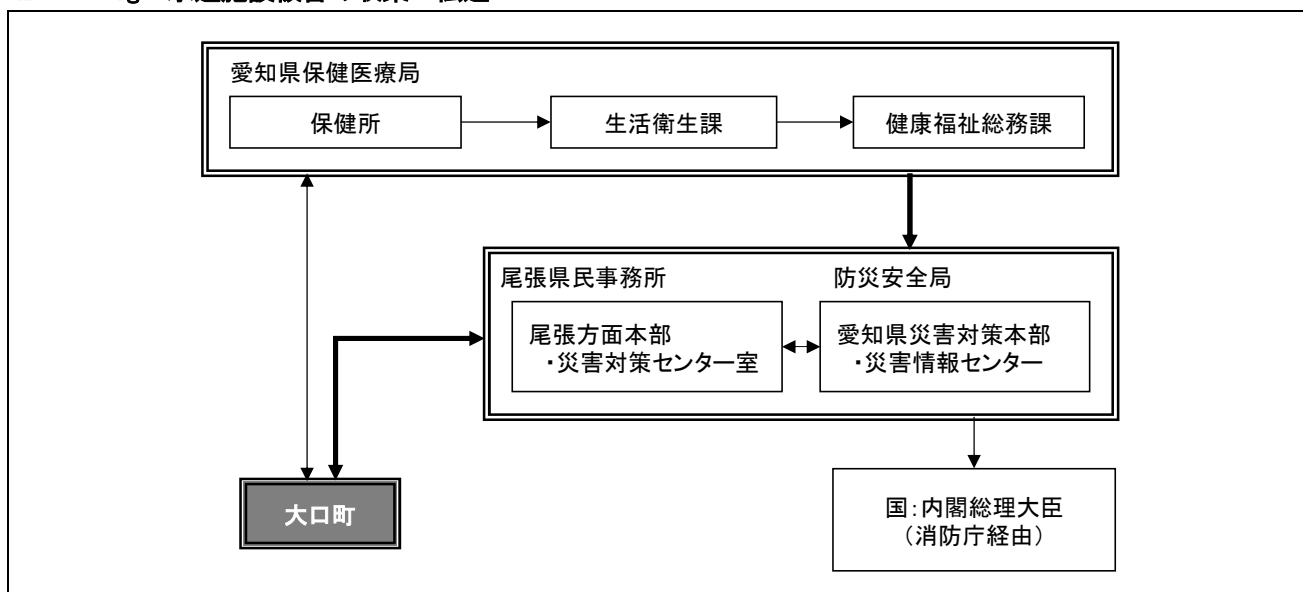
部の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 総務部は、電力施設の被害情報を収集する。	1-1 江南警察署とFAX等で連絡をとりあい、電力施設被害またはこれに属する情報を収集する。	
	1-2 収集した情報を「公共施設被害」に整理する。	F3-03-06 公共施設被害
2 総務部は、電力施設の被害情報を報告する。	2-1 災害対策本部が設置された場合で、かつ以下の場合には、防災情報システムで県(尾張方面本部)に整理した情報を報告する。 1. 154KV系一次変電所以上の供給停止等、重大な被害の発生時 2. 応急復旧時	
	2-2 防災情報システムが使用できない場合等は、所定の様式により県(尾張方面本部)にFAX等で報告する。	F3-03-03 災害発生状況等(速報・確定)(愛知県様式)
	2-3 中部電力パワーグリッド株式会社へFAX等で、被害状況を伝達する。	

M3-03-01f ガス施設被害の収集・伝達



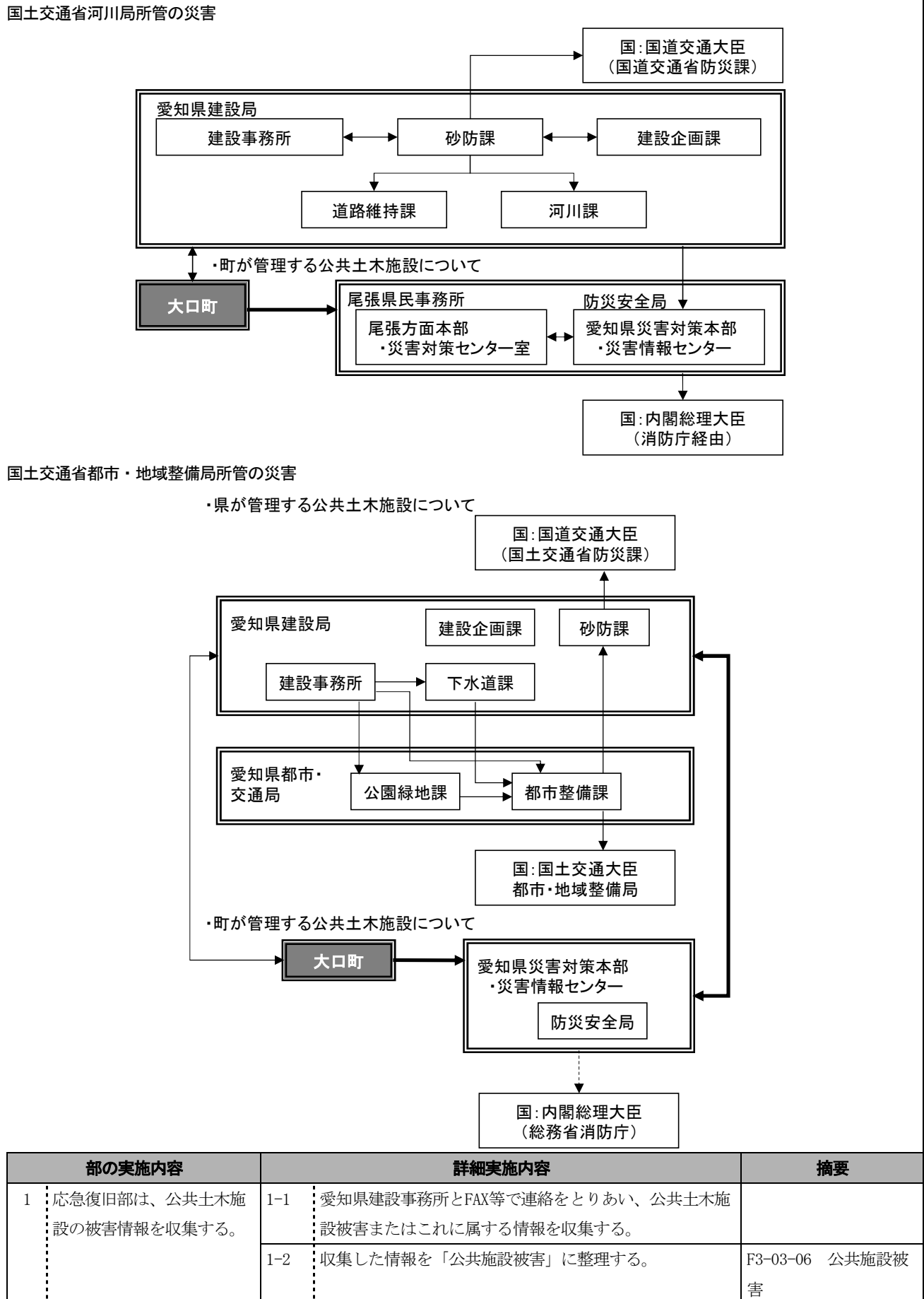
部の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 総務部は、ガス施設の被害情報を収集する。	1-1 江南警察署とFAX等で連絡をとりあい、ガス施設被害またはこれに属する情報を収集する。	
	1-2 収集した情報を「公共施設被害」に整理する。	F3-03-06 公共施設被害
2 総務部は、ガス施設の被害情報を報告する。	2-1 災害対策本部が設置された場合で、かつ以下の場合には、防災情報システムで県(尾張方面本部)に整理した情報を報告する。 1. 高・中圧A導管の事故による需要家のガス供給停止時(東邦瓦斯供給区域) 2. ガス供給の全部停止時(その他ガス事業者) 3. 応急復旧時	
	2-2 防災情報システムが使用できない場合等は、所定の様式により県(尾張方面本部)にFAX等で報告する。	F3-03-03 災害発生状況等(速報・確定)(愛知県様式)
	2-3 東邦ガス株式会社へFAX等で、被害状況を伝達する。	

M3-03-01g 水道施設被害の収集・伝達



部の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 応急復旧部は、水道施設の被害情報を収集する。	1-1 丹羽広域事務組合水道部とFAX等で連絡をとりあい、水道施設被害またはこれに属する情報を収集する。	
	1-2 収集した情報を「公共施設被害」に整理する。	F3-03-06 公共施設被害
2 総務部及び応急復旧部は、水道施設の被害情報を報告する。	2-1 災害対策本部が設置された場合で、かつ以下の場合には、防災情報システムで県(尾張方面本部)に整理した情報を報告する。 1. 水道配管の損壊による断水の発生時 2. 応急復旧時	
	2-2 防災情報システムが使用できない場合等は、所定の様式により県(尾張方面本部)にFAX等で報告する。	F3-03-03 災害発生状況等(速報・確定)(愛知県様式)
	2-3 愛知県保健医療局(江南保健所)へFAX等で、被害状況を伝達する。	

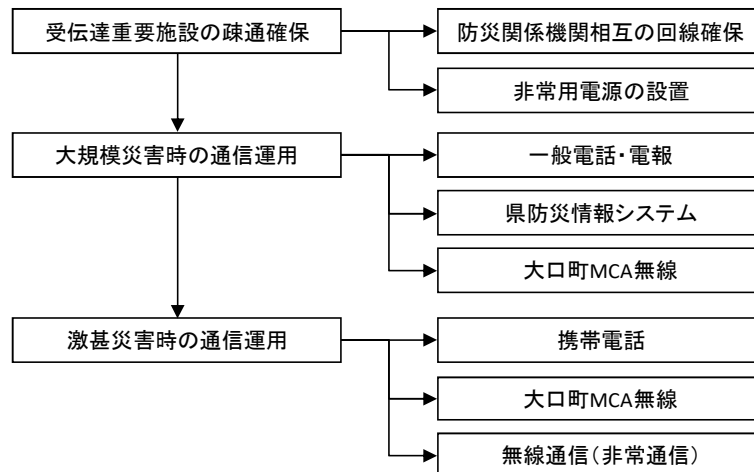
M3-03-01h 公共土木施設被害の収集・伝達



<第3章 災害応急対策マニュアル>

部の実施内容		詳細実施内容		摘要
2	総務部及び応急復旧部は、公共土木施設の被害情報を報告する。	2-1	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金に該当する災害発生時の場合、防災情報システムで県(尾張方面本部)に整理した情報を報告する。	
		2-2	防災情報システムが使用できない場合等は、所定の様式により県(尾張方面本部)にFAX等で報告する。	F3-03-03 災害発生状況等(速報・確定)(愛知県様式)

M3-03-02 通信の運用

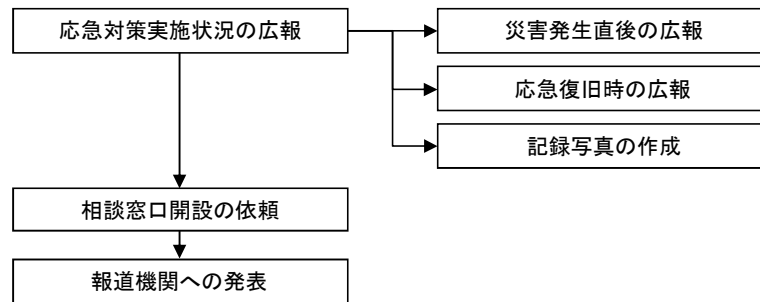


部の実施内容		詳細実施内容		摘要
1	各部は、受伝達重要施設の疎通を確保する。	1-1	防災行政用無線、一般電話(FAX)、災害時優先電話、携帯電話により防災関係機関相互の回線を確保する	S3-03 災害時優先電話一覧
		1-2	通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備える。	
2	天変、事変その他大規模災害等の非常事態が発生した場合、救援、通信等の確保又は秩序の維持のために必要な事項について、次の通信手段を用いて通信の運用を行う 1. 一般電話及び電報 2. 県防災情報システム 3. 大口町MCA無線	2-1	電話により非常扱いの電報を発信する場合、市外局番なしの「115番」にダイヤルし次の事項を告げる。 1. 非常扱いの電報の申込であること 2. 発信電話番号と機関名 3. 電報の宛先の住所と機関名などの名称 4. 通信文と発信人名 ※22時から翌朝8時までは、0120-000115で受付	
		2-2	電報発信紙により非常扱いの電報を発信する場合、「非常」と朱書きし、最寄の電報サービス取扱所へ差し出す。	
		2-3	電話により緊急扱いの電報を発信する場合、市外局番なしの「115番」にダイヤルし次の事項を告げる。 1. 緊急扱いの電報の申込であること 2. 発信電話番号と機関名 3. 電報の宛先の住所と機関名などの名称 4. 通信文と発信人名 ※22時から翌朝8時までは、0120-000115で受付	
		2-4	電報発信紙により緊急扱いの電報を発信する場合、「緊急」と朱書きし、最寄の電報サービス取扱所へ差し出す。	
		2-5	被害状況等の報告及び把握、応援等の要請など迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムを効果的に使用する。	
		2-6	緊急を要する町内の通信連絡は、大口町MCA無線を使用する。	S3-04 防災行政用無線局配置表
3	激甚な大規模な災害が発生した場合、次の通信手段を用いて通信の運用を行う。 1. 携帯電話	3-1	迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話を効果的に使用する。	
		3-2	緊急を要する町内の通信連絡は、大口町MCA無線を使用する。	

<第3章 災害応急対策マニュアル>

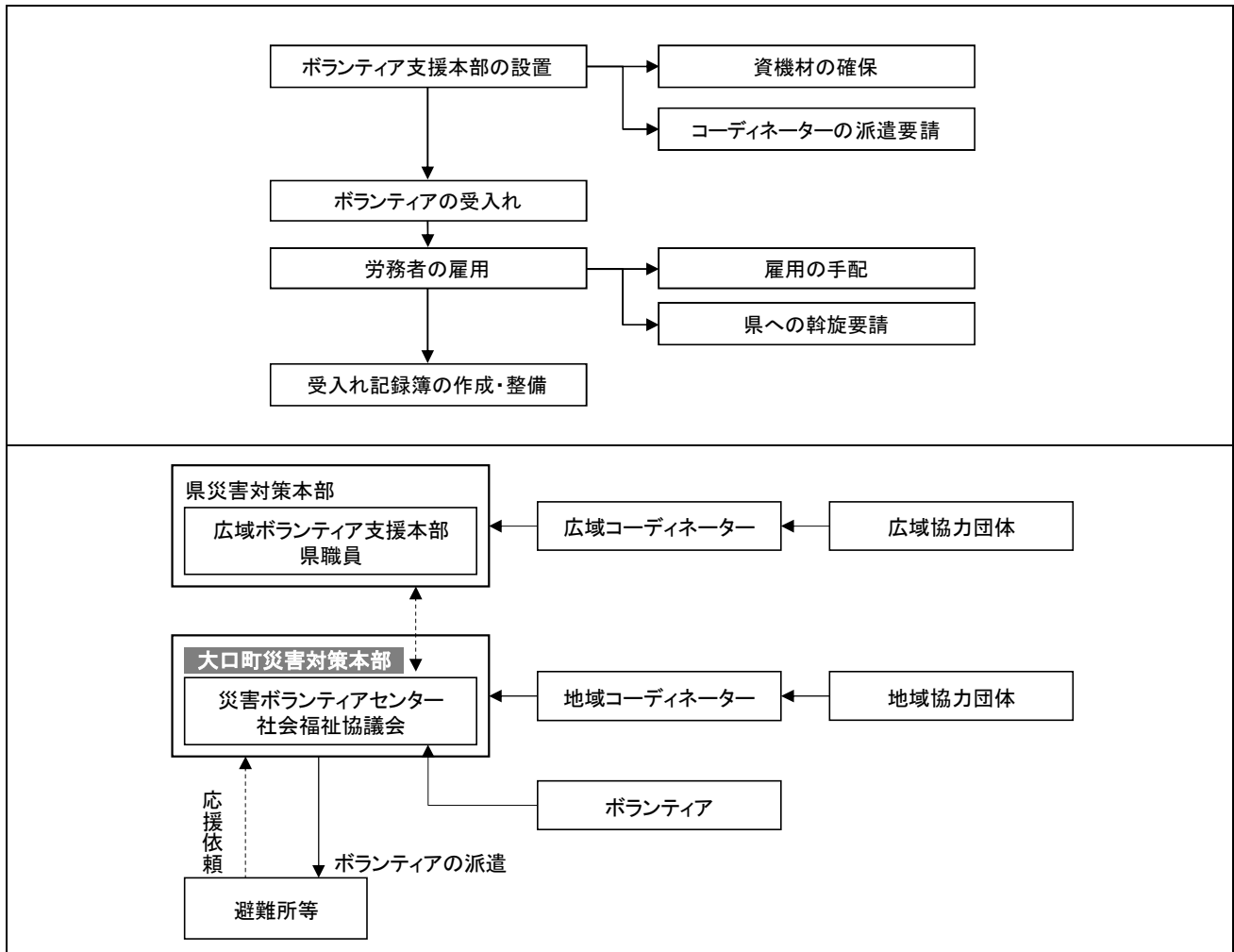
部の実施内容	詳細実施内容	摘要
2. 大口町MCA無線 3. 無線通信（非常通信）	3-3 有線通信を利用することができない場合又はこれを利用することが著しく困難である場合、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために限り無線通信（非常通信）を使用する。	S3-05 非常通信

M3-03-03 災害広報及び報道



部の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 総務部は、住民に災害の状況、災害応急対策の実施状況等を広報する。	1-1 住民に対して、以下の方法で広報を実施する。 1. 広報車等による巡回 2. 防災行政用無線による広報 3. 携帯電話による情報提供 4. ホームページへの掲載 5. 広報誌等の配布 6. 掲示板への貼紙	
	1-2 災害発生直後、以下の内容について広報する。 1. 災害の発生状況 2. 住民のとりべき措置 3. 避難に関する情報（避難場所、避難情報） 4. 医療・救護所の開設状況 5. 道路、交通状況 6. その他必要事項	
	1-3 災害の応急復旧時に、以下の内容について広報する。 1. 公共交通機関の状況 2. ライフライン施設の状況 3. 食糧、水、その他生活必需品等の供給状況 4. 公共土木施設等の状況 5. ボランティアに関する状況 6. 義援金、救援物資の受入れに関する情報 7. 被災者相談窓口の開設状況 8. その他必要事項	
2 総務部は、罹災者からの広聴活動を行う。	2-1 各防災関係機関に相談窓口の開設を依頼して、罹災者からの相談、要望、苦情等を聴取し、必要な応急対策を推進する。	
3 総務部（災害対策本部）は、災害情報を報道機関に発表する。	3-1 以下の内容を報道機関へ発表する。 1. 災害対策の重要事項 2. 収集された情報の提供 3. 報道機関自体の取材及び放送等の依頼に対しての協力	
4 総務部は、被災地の記録写真を作成する。	4-1 被災地の記録写真を作成し、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。	

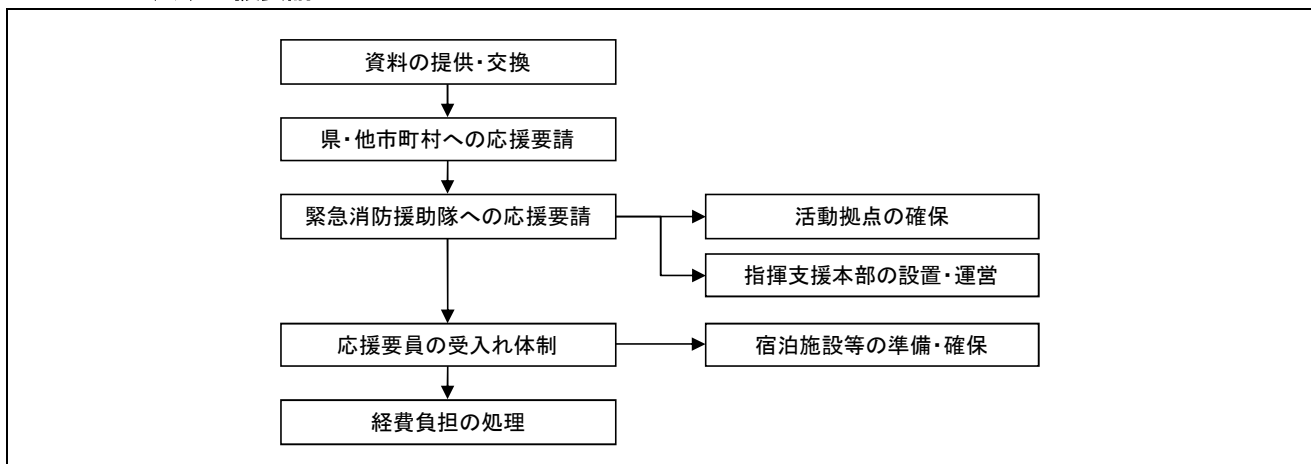
M3-04-01 ボランティアの受入れ及び労務供用



部の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 ボランティア対策部は、災害ボランティアセンターを設置する。	1-1 健康文化センターに、災害ボランティアセンターを設置する。	
	1-2 コーディネーターの派遣をボランティア協力団体(日本赤十字愛知県支部、愛知県ボランティアグループ等)に要請する。	
	1-3 コーディネーターは、以下の業務を行う。 1. ボランティアの受入れ(受付、需給調整) 2. ボランティアへの支援要請の内容把握 3. ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助への円滑な移行	
2 ボランティア対策部は、ボランティアを受入れる。	2-1 災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。	
3 ボランティア対策部は、NPO・ボランティア関係団体等との情報共有の場を設置する。	3-1 被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開する。	
4 ボランティア対策部は、労務者を雇用する。	4-1 社会福祉協議会職員及びボランティア人員が不足し、又は特殊作業のため労力が必要な場合、労務者を雇用する。	
	4-2 要請に応じて雇用の手配を行う。	

部の実施内容		詳細実施内容		摘要
		4-3	労務者が不足し、又は雇用できない場合、県を通じて職業安定所へ要請する。	
5	ボランティア対策部は、ボランティア受入れ記録簿を作成整備する。	5-1	ボランティア受入れ記録簿を作成整備し、受入れ状況を把握する。	F3-04-01 ボランティア等受入れ記録簿

M3-04-02 広域応援要請

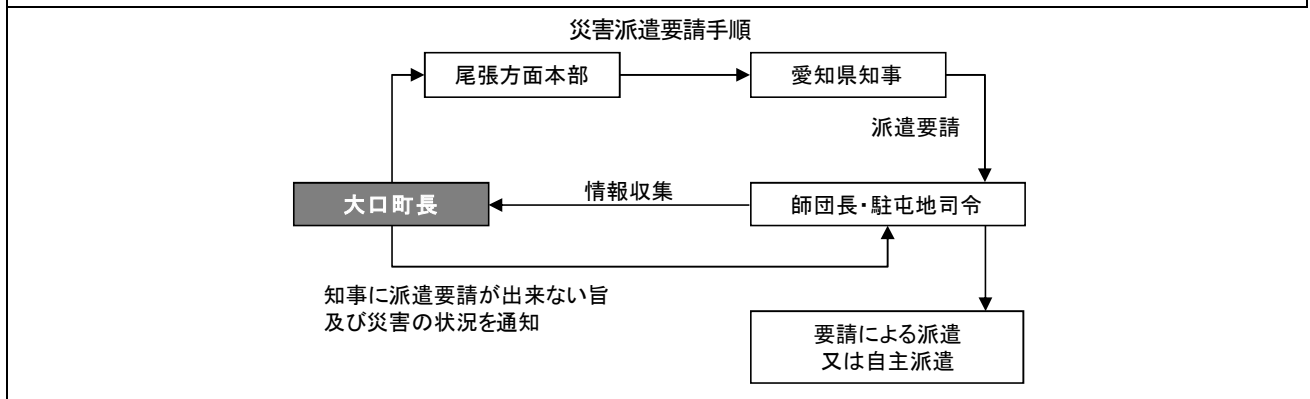
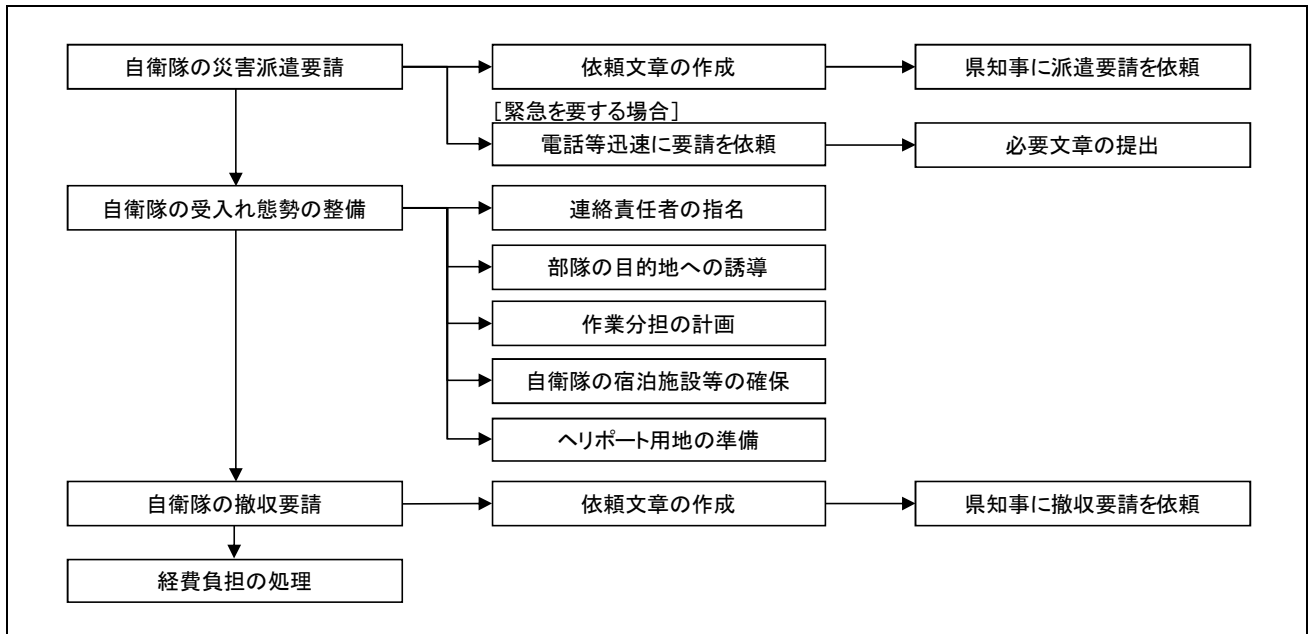


部の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 総務部は、資料の提供及び交換を行う。	1-1 防災関係機関と、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。	
2 総務部は、町において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合において、県及び他市町村に対して応援を要請する。	2-1 以下の事項について整理して、県に応援要請する。 1. 応援を必要とする理由 2. 応援を必要とする人員、装備、資機材等 3. 応援を必要とする場所 4. 応援を必要とする期間 5. その他応援に関し必要な事項	
	2-2 災害時の応援に関する協定を締結している他市町村へ、応援を要請する。	F3-04-02 応援要請書 F3-04-03 応援に要した経費の請求について F3-04-04 応援活動報告書
	2-3 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づき行われる応援については、県や他の市町村と調整・連携した上で実施する。	
3 消防・救出部は、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、緊急消防援助隊に対して応援を要請する。	3-1 「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、応援要請を行う。	F3-04-05 愛知県内広域消防相互応援協定に基づく応援要請書
	3-2 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。	
	3-3 消防本部庁舎において、緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。	
	3-4 緊急消防援助隊の派遣を受けた被災地の市町村長（又は委任を受けた消防長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。	
4 総務部は、応援要員の受入れ体制を整える。	4-1 県外からの応援要員に宿泊施設等の準備を実施する。	
	4-2 応援を受けた際における経費負担の処理を行う。	

M3-04-03 防災活動拠点の確保

部の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 総務部は、防災活動拠点を確保する。	1-1 受援及び応援のための集結・集積活動拠点として防災活動拠点を確保する。 【防災活動拠点】 施設名：オークマグラウンド(総合運動場) 所在地：大口町下小口6丁目150 有効面積：17,536㎡ 利用可能な用途： 救援消防（集結場所，ヘリコプター，野営地） ライフライン	S3-09 防災活動拠点の区分と要件等
2 総務部は、国の応急対策活動に係る拠点を確保する。	2-1 南海トラフ地震、東海地震、東南海・南海地震の発生時の国の応急対策活動に係る拠点として、次の拠点を確保する。 【救助活動拠点(候補地)】 ・オークマグラウンド(総合運動場) ・秋田グラウンド 【地域内輸送拠点】 ・大口町役場	S3-10 南海トラフ地震における広域受援計画に定める防災拠点の種類と機能

M3-04-04 自衛隊の災害派遣

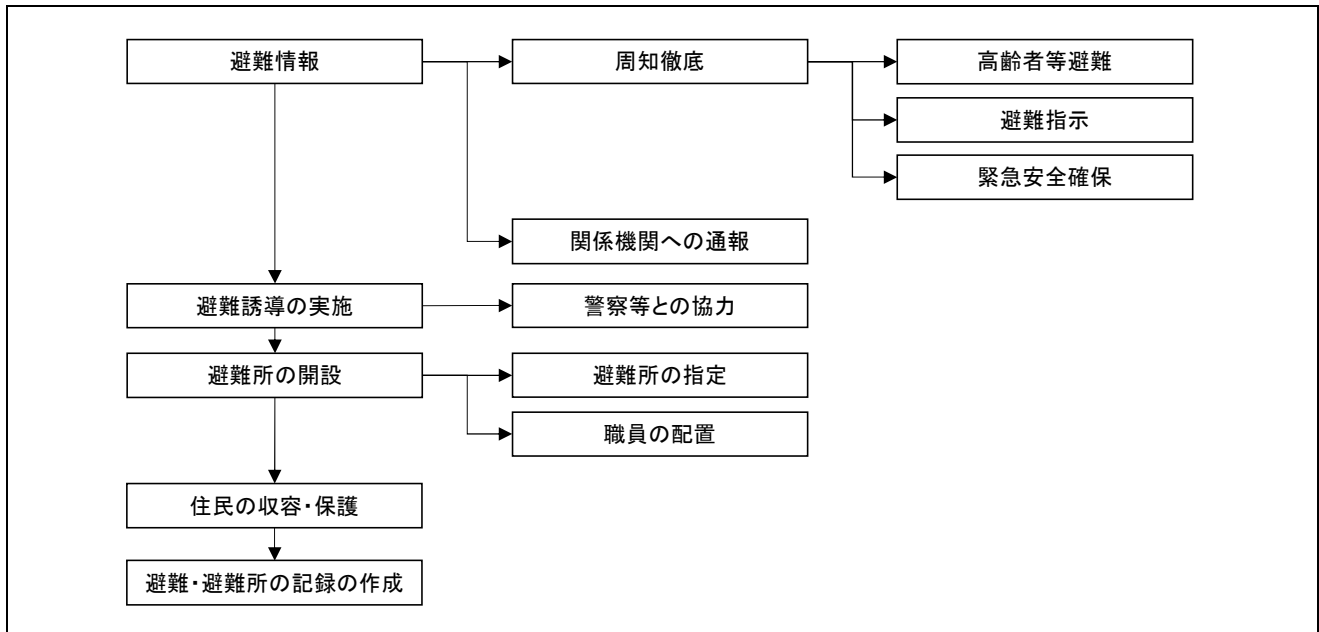


部の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 総務部は、災害応急対策上、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。	1-1 県(尾張方面本部)を通じて、県知事に対して防災用グループウェア又はFAXにて自衛隊の災害派遣要請を依頼する。 ※急を要する場合、電話その他迅速な方法で行い、事後文書を提出する。 【災害派遣の要請をうけることができる者】 ・陸上自衛隊 第10師団長 ・陸上自衛隊 第35普通科連隊長 ・航空自衛隊第1輸送航空隊司令(小牧基地司令) ・海上自衛隊横須賀地方総監	F3-04-06 部隊等の派遣要請依頼書
2 総務部は、自衛隊災害派遣部隊の受入態勢を整える。	2-1 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。 2-2 自衛隊に応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、準備する。 2-3 自衛隊部隊を目的地へ誘導する。 2-4 部隊指揮官と協議し、最も効果的な作業分担を計画する。 2-5 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。 2-6 ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合、その準備を行う。	S3-11 自衛隊災害派遣の活動範囲 S3-12 着陸帯設定時における留意事項

部の実施内容	詳細実施内容	摘要
3 総務部は、自衛隊の災害派遣の目的を達成した場合は、自衛隊の撤収を要請する。	3-1 県(尾張方面本部)を通じて、県知事に対して防災用グループウェア又はFAXにて自衛隊の撤収要請を依頼する。	F3-04-07 災害派遣部隊撤収要請依頼書
4 総務部は、自衛隊の救援活動に要した経費負担の処理を行う。	4-1 下記の基準に応じて経費負担の処理を行う。 1. 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料 2. 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費(自衛隊装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く)、水道料、汚物処理、電話等通信費(電話設備費含む)、入浴料 3. 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、運搬及び修理費 4. 県・市・町・村が管理する有料道路の交通料	
	4-2 負担区分について疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。	

自衛隊連絡先			
連絡先	電話番号	防災行政無線	衛星電話
陸上自衛隊第10師団司令部	052-791-2191 課業時間内：内線531（防衛班） 課業時間外：内線301（当直室）	8-8230-32	9-8230-32
陸上自衛隊第35普通科連隊	052-791-2191 課業時間内：内線460（第3科） 課業時間外：内線477（当直室）	8-8230-34	9-8230-34
陸上自衛隊第10後方支援連隊	0568-81-7183 課業時間内：内線232（第3科） 課業時間外：内線302（当直室）		
航空自衛隊第1輸送航空隊	0568-76-2191 課業時間内：内線4032（防衛部） 課業時間外：内線4017（基地当直）	8-8250-32	9-8250-32
海上自衛隊横須賀地方総監部	046-822-3522（第3幕僚室） 046-823-1009（オペレーション）		9-012-637-721

M3-05-01 避難所の開設・運営



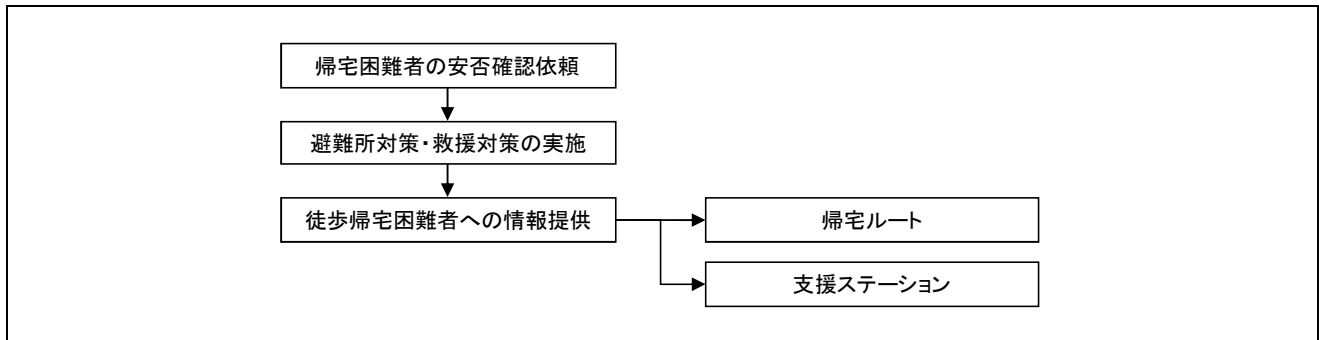
部の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 救援救護部は、避難所を開設し住民を保護する。	1-1 町の定める避難所のうち、適当な場所を避難所に指定する。	
	1-2 避難所の開設・運営にあたり、避難所に町職員等を配置する。なお、避難所の運営については、「避難所運営マニュアル」を参考に行う。	
	1-3 町で避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ応援を要請する。	
2 救援救護部は、避難者及び避難所の設置に関する記録を作成する。	2-1 必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者及び避難所の設置に関する記録を作成し、人員等の把握に努める。	F3-05-01 世帯構成員別被害状況 F3-05-02 避難所収容台帳 F3-05-03 避難所用物品受払簿 F3-05-04 避難所設置及び収容状況

避難指示の実施責任者		
実施責任者	災害の種類	根拠法
町長（指示）	災害全般	災害対策基本法第60条
水防管理者（指示）	洪水	水防法第29条
知事又は知事の命を受けた職員（指示）	洪水 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
警察官（指示）	災害全般	警察官職務執行法第4条 災害対策基本法第61条
自衛官（指示）	災害全般	自衛隊法第94条

M3-05-02 要配慮者支援対策

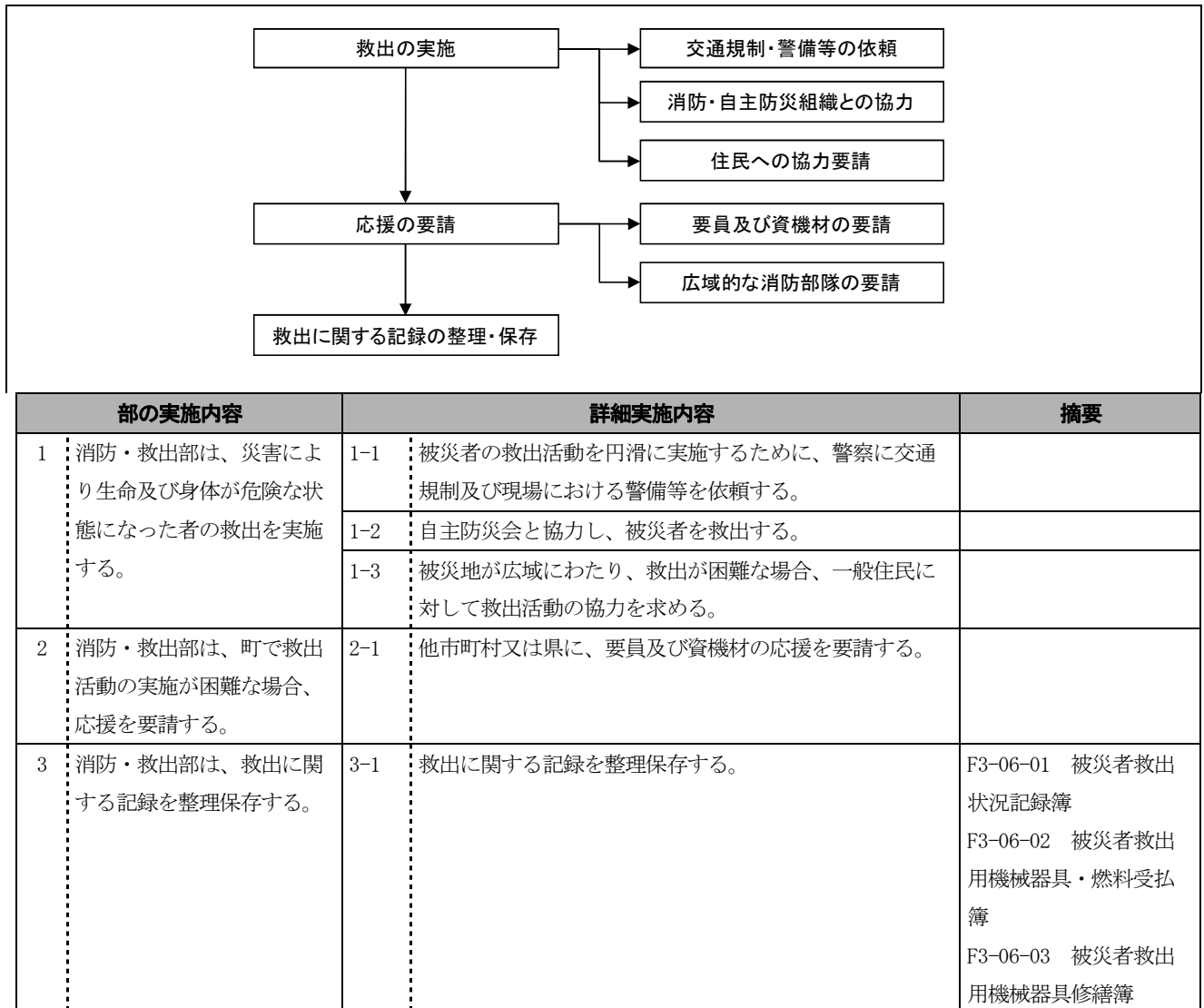
部の実施内容			詳細実施内容	摘要
1	救援救護部は、福祉サービスが継続されるように支援する。	1-1	被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保する。	
		1-2	福祉サービスの提供者と連携し、サービスの提供が継続されるように支援する。	
2	救援救護部は、福祉避難所の設置等を行う。	2-1	自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移動や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施する。	
		2-2	福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援する。	
		2-3	保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合、県へ人材の確保等を要請する。	
3	総務部は、外国人等へ情報提供を行う。	3-1	以下の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。 1. 市町国際交流協会や各種ボランティア団体との連携 2. 愛知県災害多言語支援センターが発信する多言語情報の活用 3. 通訳ボランティア等の避難所等への派遣	

M3-05-03 帰宅困難者対策



部の実施内容		詳細実施内容		摘要
1	総務部は、広報及び一時滞在施設（滞在所）の確保等を行う。	1-1	「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。	
		1-2	必要に応じて、一時滞在施設（滞在所）の確保等の支援を行う。	
2	総務部は、帰宅困難者の安否確認を依頼する。	2-1	事業所や学校などの組織に対して、安否確認をするよう依頼する。	
3	総務部は、徒歩帰宅困難者への情報提供を実施する。	3-1	企業、放送事業者、防災関係機関等と協力し、徒歩帰宅困難者に対し帰宅ルートの情報を提供する。	
		3-2	コンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報を提供する。	
4	総務部は、避難所対策、救援対策を実施する。	4-1	帰宅途中に救援が必要になった人、避難所への受入れが必要となった人への救助対策、避難所対策を実施する。	

M3-06-01 救出・救助活動



M3-06-02 防災ヘリコプターの活用

防災ヘリコプター必要性の検討 ↓ 防災安全局への速報 ↓ 防災ヘリコプターの出動要請 → 要請書の提出		
部の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 総務部は、防災ヘリコプターの出動を要請する。	1-1 次のような活動において防災ヘリコプターの活用の必要性について判断する。 1. 被害状況調査等 2. 救援物資、人員等の輸送 3. 災害情報、警報等の広報・啓発活動 4. 火災防御活動 5. 救急救助活動 6. 臓器等搬送活動	
	1-2 電話等により、名古屋市消防航空隊に以下の事項について速報を行う。 1. 災害の種別 2. 災害の発生場所 3. 災害発生現場の気象状態 4. 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制 5. 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段 6. 応援に要する資機材の品目及び数 7. その他必要な事項	
	1-3 緊急出動要請書を知事に提出し、防災ヘリコプターの出動を要請する。	

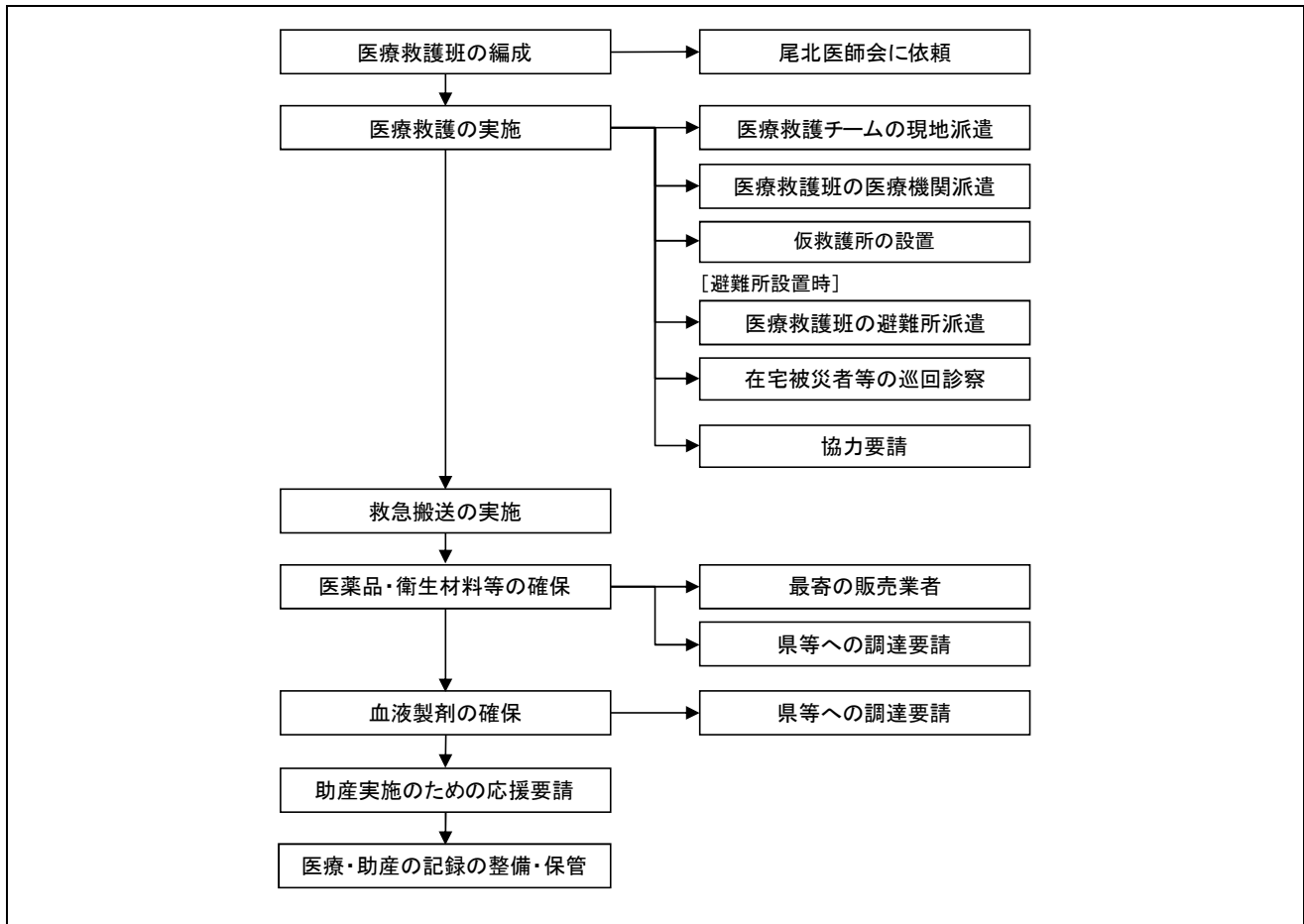
防災ヘリコプターの出動要件

- ・災害が隣接する市町村等に拡大し、又はそのおそれがある場合
- ・要請のあった市町村等の消防力によっては防衛が著しく困難な場合
- ・その他救急救助活動において、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

緊急時応援連絡先

連絡先	電話番号	FAX
消防局消防部消防課	052-972-3557	052-951-8463

M3-07-01 医療救護・保健衛生

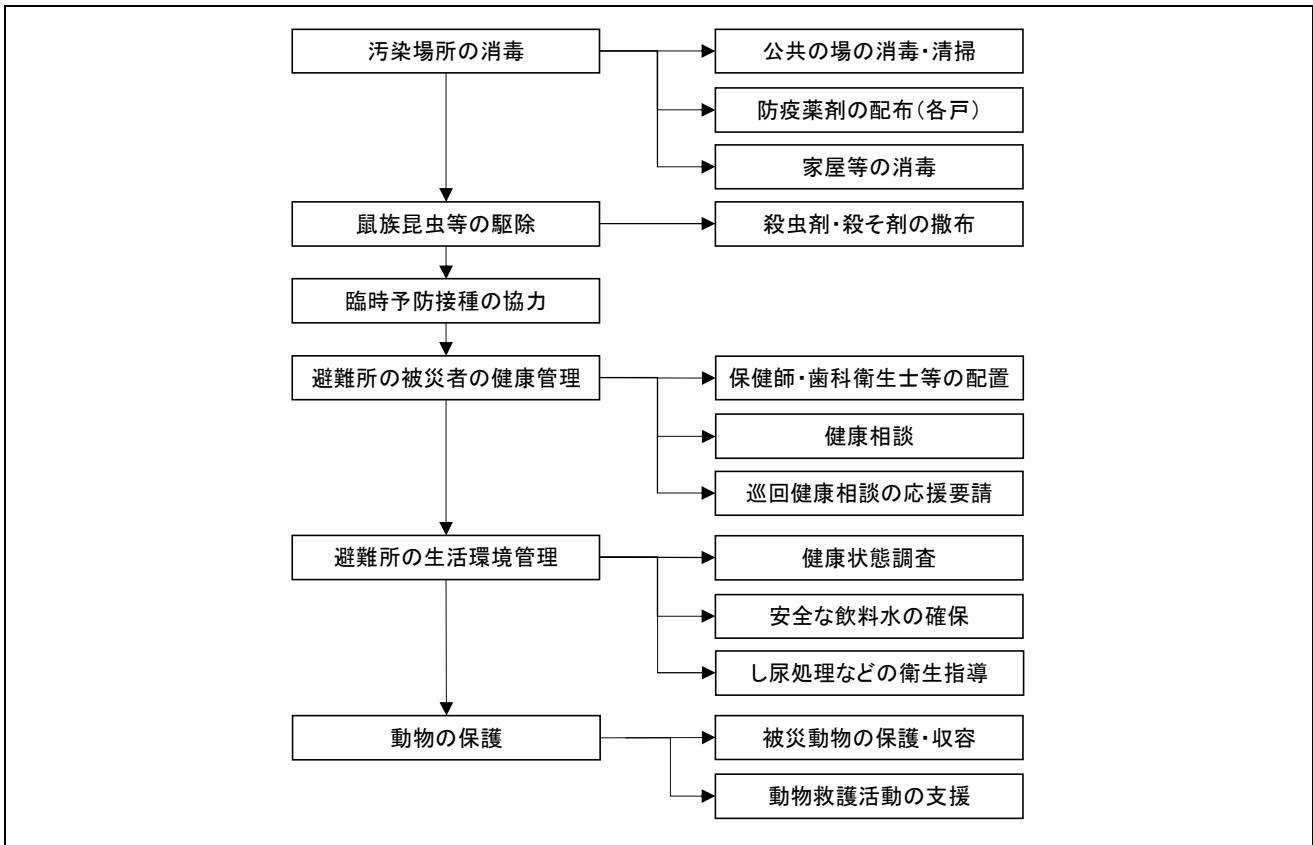


部の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 救援救護部は、医療救護班を編成する。	1-1 尾北医師会に医療救護班の編成を依頼する。編成は概ね次のとおりとする。 ・医師 2～3人 ・看護師 2～3人 ・薬剤師 1人 ・事務職員 1～2人	
2 救援救護部は、医療救護班を派遣し、医療救護を実施する。	2-1 大規模災害が発生した場合、医療救護班を現地に派遣する。また被災地の状況に応じ、医療救護班を医療機関へ派遣する。	
	2-2 医療救護班に、避難所又は被災者の多い地点に仮救護所を設ける。	
	2-3 避難所が設置された場合、医療救護班を避難所に派遣する。	
	2-4 医療救護班は、在宅被災者等の巡回診察も実施する。	
	2-5 尾北医師会の医療救護班だけでは、十分な医療活動ができない場合、国、県、日本赤十字社、県医師会の協力を要請する。	
	2-6 保健医療調整会議に参画し、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告し、関係機関との情報共有を図る。必要に応じて、医療救護班等の派遣や医療品供給等の支援を要請する。	
3 消防・救出部は、救急搬送	3-1 関係機関と協力し、患者の搬送を行う。	

<第3章 災害応急対策マニュアル>

部の実施内容	詳細実施内容	摘要
を実施する。	3-2 消防の救急車両が確保できない場合、県、町、災害拠点病院及び医療救護班の確保した車両で搬送を行う。	
	3-3 以下に該当する場合、ドクターヘリコプター等で空輸を行う。 1. 道路や交通機関の不通時 2. 遠隔地への搬送 3. 重症患者の搬送	
4 救援救護部は、医薬品、衛生材料等を確保する。	4-1 医療救護活動に必要な医薬品等を、最寄の医薬品等販売業者等から調達する。	
	4-2 医薬品等が不足する場合、2次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議に調達を要請する。	
	4-3 陸上交通手段が確保できない場合、ヘリコプター等による医薬品等の空輸を県等に要請する。	
5 救援救護部は、血液製剤を確保する。	5-1 保存血液等について、県等に調達を要請する。	
	5-2 通常の空輸体制が取れない場合、ヘリコプター等による空輸を県等に要請する。	
6 救援救護部は、町で医療、助産の実施が困難な場合、応援を要請する。	6-1 他市町村又は県に医療、助産の実施又は要員及び資機材の応援を要請する。	
7 救援救護部は、医療、助産に関する記録を整理保管する。	7-1 医療、助産に関する記録を整備保管する。	F3-07-01 診療記録簿 F3-07-02 医薬品・衛生材料使用簿 F3-07-03 医療救護班の編成及び活動記録 F3-07-04 医薬品・衛生材料受払簿 F3-07-05 病院・診療所医療実施状況 F3-07-06 助産台帳

M3-07-02 防疫



部の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 救援救護部は、感染症の病原体に汚染された場所の消毒を実施する。	1-1 防疫組織を設置し、道路、側溝、公園等公共の場を中心に、消毒、清掃を実施する。	
	1-2 自主防災会の協力を得て、各戸に防疫薬剤を配布する。	
	1-3 衛生委員会等の協力を得て、家屋等の消毒を実施する。	
2 応急復旧部は、鼠族昆虫等の駆除を実施する。	2-1 汚物堆積地帯等に殺虫、殺鼠剤を撒布する。	
3 救援救護部は、臨時予防接種に協力する。	3-1 知事から指示を受けた場合、臨時予防接種に必要な協力を行う。	
4 救援救護部は、避難所等で健康管理を実施する。	4-1 避難所に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者の健康相談にあてる。	
	4-2 他市町村又は県に、保健師、歯科衛生士による巡回健康相談の応援を要請する。	
	4-3 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保する。 また福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保険・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。	
5 救援救護部は、避難所の生活環境管理を実施する。	5-1 県と協力して避難者の健康状態を調査する。	
	5-2 安全な飲料水の確保のため、滅菌して使用するよう指導する。	
6 応急復旧部は、避難所の生活環境管理を実施する。	6-1 必要に応じて、仮設トイレやマンホールトイレを設置する。	

<第3章 災害応急対策マニュアル>

部の実施内容	詳細実施内容	摘要
	6-2 清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理などの衛生指導を実施する	
7 応急復旧部は、被災地域における動物の保護を実施する。	7-1 県と協力して被災動物の保護及び収容を実施する。	
	7-2 獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。	
8 応急復旧部、救援救護部は町で防疫、保健活動の実施が困難な場合、応援を要請する。	8-1 他市町村又は県に防疫・衛生活動の実施又は、要員及び資機材の応援を要請する。	

M3-08-01 防犯・地域安全活動

<pre> graph TD A[地域安全活動の強化] --> B[災害地域の警ら強化] A --> C[物資、資材等の盗難警戒] D[警察の活動への協力] </pre>		
部の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 警察は、地域安全活動を強化する。	1-1 江南警察署は、災害地域に対する警らを強化する。	
	1-2 江南警察署は、関係機関と連絡を密にし、避難所、救援物資集積場における、生活必需品、復旧資材等の盗難防止の警戒活動を行う。	
2 救援救護部は、警察の実施する地域安全活動に、積極的に協力する。	2-1 警察の実施するパトロールや生活の安全に関する情報の提供等に対し積極的に協力し、安全確保に努める。	

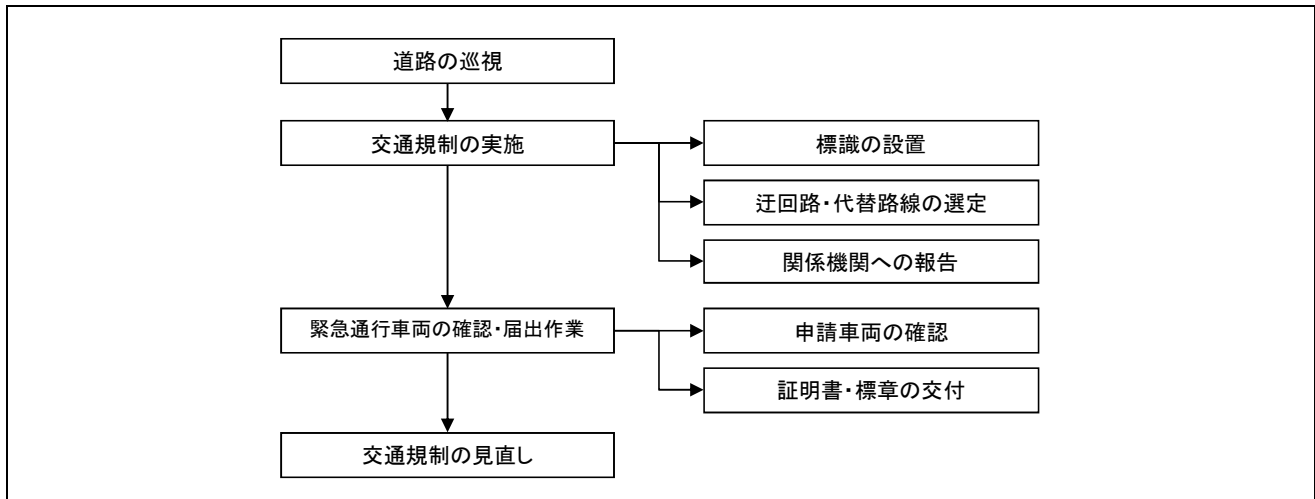
M3-08-02 道路施設対策

輸送道路の復旧作業 復旧順序の決定 復旧資機材・作業要員の確保 路面の応急復旧 道路上障害物の除去 代替橋の確保		
部の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 応急復旧部は、災害が発生した場合緊急輸送道路及び重要物流道路等の復旧作業を優先して実施する。	1-1 道路、橋梁等の緊急復旧計画を樹立する。	
	1-2 緊急輸送道路等の順位に基づき、災害の態様と緊急度に応じて復旧の順序を決定する。	
	1-3 町内の復旧資機材及び作業要員を把握・確保し、供給体制を確立する。	
	1-4 道路の段差、亀裂が発生した場合、碎石及び土砂で路面の応急復旧を実施する。	
	1-5 瓦礫等の道路上の障害物を道路の路側に堆積し、交通を確保する。	
	1-6 落橋した場合、代替橋を確保する。	
2 応急復旧部は、緊急通行車両の通行を確保するため、放置車両や立ち往生車両等の移動を実施する。	2-1 区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を実施する。運転手がない場合は、自ら車両の移動を行う。	
3 応急復旧部は、町で作業の実施が困難な場合、応援を要請する。	3-1 他市町村又は県に要員確保の応援を要請する。	
4 応急復旧部は、重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。	4-1 県を通じ、道路啓開の実施を国へ代行を要請し、緊急通行車両等が通行できるよう、通行帯を確保する。	

M3-08-03 緊急輸送手段確保

輸送手段の確保 輸送車両の確保 他市町村・県への斡旋要請 輸送記録の整理保存 緊急通行車両の事前申請		
部の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 救援救護部は、応急対策の実施に必要な輸送手段を確保する。	1-1 被災者の移送、災害応急対策活動に従事する者の輸送、防災用資機材の輸送等に必要な輸送車両を町所有の車両の中から確保する。	S3-13 保有車両
	1-2 町所有の車両が不足する場合、公共的団体、運送関係業者等から車両を調達する。	
	1-3 町で車両の確保が不可能で輸送活動の実施が困難な場合、輸送活動の実施又は車両の確保について、以下の事項を明示して他市町村又は県に斡旋を要請する。 1. 輸送区間及び借上期間 2. 輸送人員及び輸送量 3. 車両等の種類及び台数 4. 集結場所及び日時 5. その他必要事項	
2 救援救護部は、輸送に関する記録を整理保存する。	2-1 輸送に関する記録を整理保存する。	F3-08-01 輸送記録簿 F3-08-02 燃料及び消耗品受払簿（輸送関係） F3-08-03 修繕費支払簿
3 総務部は、緊急通行車両の事前申請を行う。	3-1 緊急輸送を行う車両について、公安委員会へ緊急通行車両の事前申請を行う。	F3-08-04 緊急通行車両等事前届出書・届出済証 F3-08-05 規制対象除外車両事前届出書・届出済証

M3-08-04 交通の確保

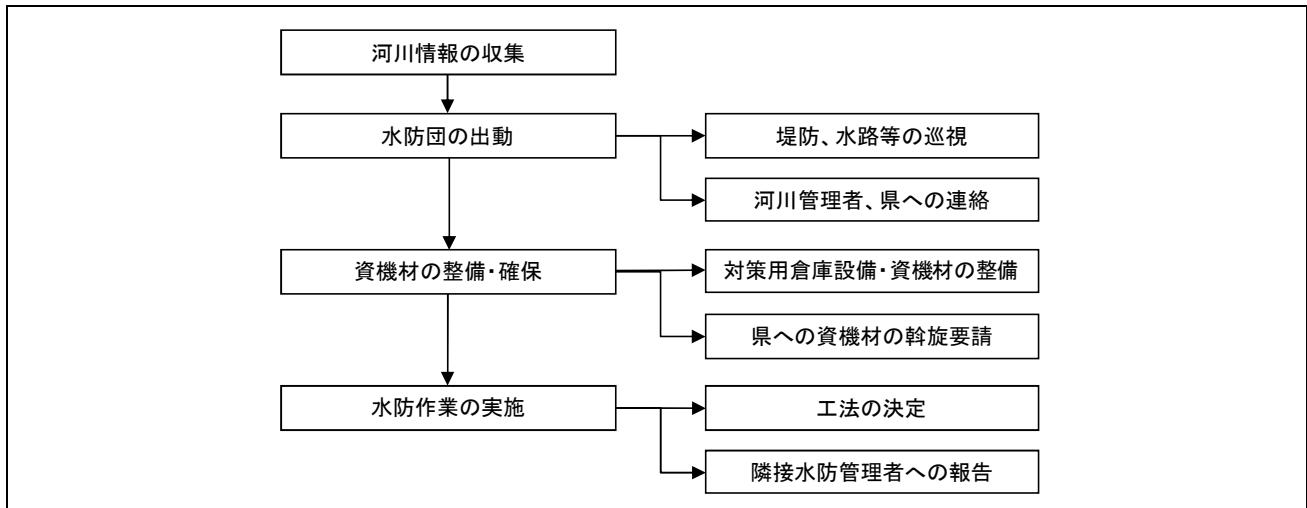


部の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 警察は、災害により交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれのある場合交通規制を実施する。	1-1 道路被害情報及び交通状況の収集のため、交通パトローカーによる巡視等を実施する。 関係機関との情報共有には、道路情報システムを活用する。	
	1-2 以下の項目を満たし、通行の禁止、制限の規制を実施する。 1. 規制条件等を表示した標識の設置 2. 標識の設置が困難な場合は、通行を禁止又は制限したことの明示、警察官の指示 3. 適当な迂回路の設定、代替路線の選定	
	1-3 交通規制を実施する場合、道路管理者及び関係機関にその旨を報告する。	
	1-4 交通規制により車両が滞留し、長時間停止することになった場合、関係機関と協力し、対策を講じる。	
2 警察は、緊急通行車両確認及び届出作業等を実施する。	2-1 緊急通行車両確認を申請した車両の確認作業を実施する。	
	2-2 緊急通行車両であると確認した場合、「緊急通行車両等確認証明書」及び標章を交付する。	
3 警察は、災害発生後、被災地の状況に応じて、交通規制の見直しを実施する。		
4 自衛官及び消防吏員は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置を講じる。	4-1 警察官がその場にいない場合に限り、緊急交通路において、緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとる。	
	4-2 措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知する。	

<第3章 災害応急対策マニュアル>

部の実施内容		詳細実施内容		摘要
5	緊急交通路内の一般車両運 転者は、緊急通行車両以外 の車両の通行が禁止される 交通規制が行われた場合、 必要な措置を講じる。	5-1	速やかに次の場所に車両を移動する。 1. 緊急交通路に指定された区間以外の場所 2. 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場 所	

M3-09-01 浸水対策

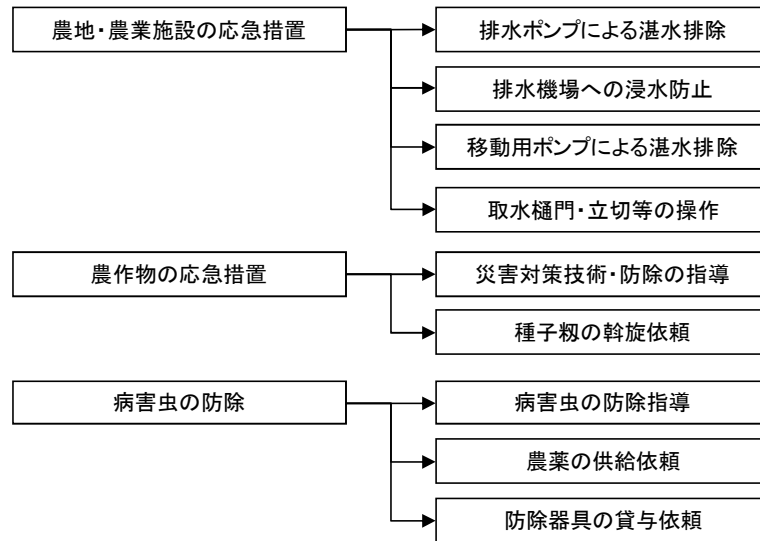


部の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 応急復旧部は、河川情報を収集する。	1-1 河川情報を収集し、関係機関と相互に情報提供する。	
	1-2 既往の危険箇所、被害箇所その他特に重要な箇所を中心に、堤防、水路等の巡視を実施する。	
	1-3 異常を発見した場合、河川管理者及び県に連絡する。	
2 総務部は、水防体制を整える。	2-1 水防警報の発表等水防上の危険が予想される場合、水防団等の出動準備又は出動を指示する。	
3 応急復旧部は、水防対策用資機材を整備、確保する。	3-1 水防、浸水対策用倉庫等の設備及び浸水対策用資機材の整備を行う。確保方法は、事前に定めておく。	S3-14 水防施設設備
	3-2 備蓄する浸水対策用資機材が不足する場合、県に資機材の斡旋を要請する。	
4 応急復旧部は、越水状態にある河川等について水防作業を実施する。	4-1 現場の状況、工作物の構造及び使用材料を考慮して、工法を決定し実施する。	
5 応急復旧部は、堤防その他の施設の破堤及び決壊、漏水、湛水の処理にあたる。	5-1 堤防その他の施設が破堤及び決壊した場合、県及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。	
	5-2 氾濫による被害が拡大しないよう、決壊箇所等の処理を実施する。	
	5-3 排水ポンプにより湛水の排除を実施する。	
6 応急復旧部は、緊急通行による損失を補償する。	6-1 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委託を受けた者が行った緊急通行*により損失を受けた者に対して、損失を補償する。 ※水防上緊急の必要があるとき、水防団等並びに水防管理者から委任を受けた者が、一般交通や公共の用に供しない空き地や水面を通行すること。	

<第3章 災害応急対策マニュアル>

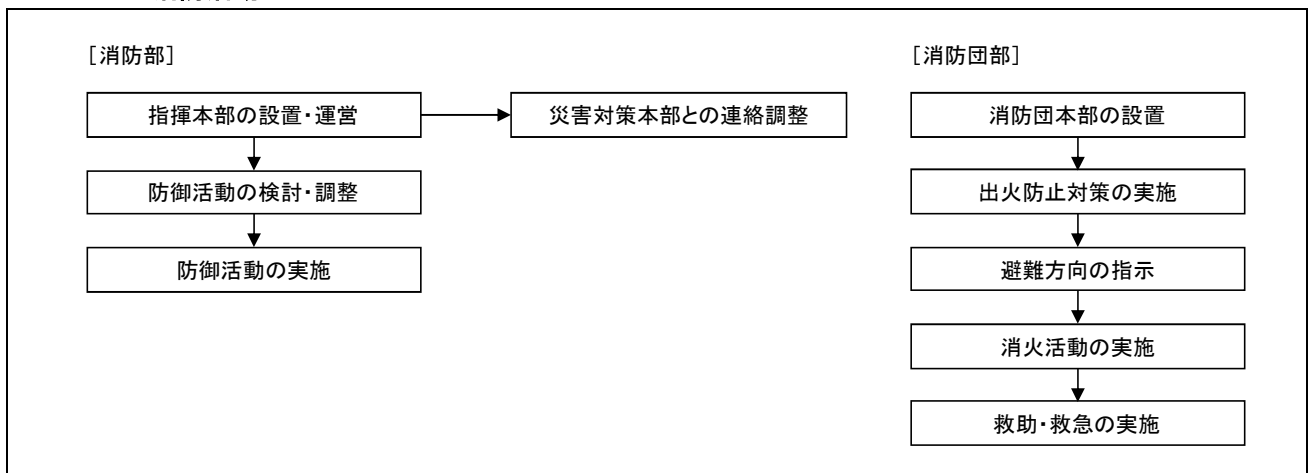
部の実施内容	詳細実施内容	摘要
7 応急復旧部は、水防現場における、土地の一時利用や機器の使用等による損失を補償する。	7-1 水防のため緊急の必要性があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使できる。 また、水防管理者から委任を受けた者は、①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。 水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、その損失を補償する。 ①必要な土地の一時使用 ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用 ③車両その他の運搬用機器の使用 ④排水用機器の使用 ⑤工作物その他の障害物の処分	
8 応急復旧部は、町で水防作業の実施が困難な場合、応援を要請する。	8-1 他の水防管理者又は市町村へ水防作業の実施のための要員、資機材の確保を、県へ資機材の確保を要請する。	

M3-09-02 防災営農



部の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 応急復旧部は、農地及び農業施設に対する応急措置を実施する。	1-1 河川等の氾濫により農地に湛水した場合、ポンプ排水による湛水排除を実施する。	
	1-2 排水機場に浸水のおそれがある場合、土俵積等により浸水の防止を図る。	
	1-3 排水機場が機能を失った場合、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により湛水を排除する。	
	1-4 取水樋門、立切等の操作又は応急工事を実施し、水路の決壊防止を図る。	
2 応急復旧部は、農作物に対する応急措置を実施する。	2-1 農業協同組合等農業団体と協力し、災害対策技術・防除の指導を実施する。	
	2-2 愛知県米麦振興協会等に種子粃の供給を依頼する。	
	2-3 愛知県米麦振興協会等で種子粃の供給が困難な場合、東海農政局に愛知県米麦振興協会等へ種子粃のあっせんを依頼し、種子粃を確保する。	
3 応急復旧部は、病害虫の防除を実施する。	3-1 農業協同組合等農業団体と協力し、病害虫の防除指導を実施する。	
	3-2 農業協同組合等農業団体に、農薬の供給を依頼する。	
	3-3 農業協同組合等農業団体で農薬の供給が困難な場合、県経済農業協同組合連合会又は県農薬卸売商業協同組合に対し、農業協同組合等農業団体へ農薬を売却するよう依頼する。	
	3-4 町内の防除器具のみでは対応が困難な場合、県に防除器具の貸与を依頼する。	
4 応急復旧部は、他市町村又は県へ応援を要請する。	4-1 町で湛水排除又はため池、用排水路の応急工事の実施が困難な場合、実施のための要員、資機材確保につき応援を要請する。	

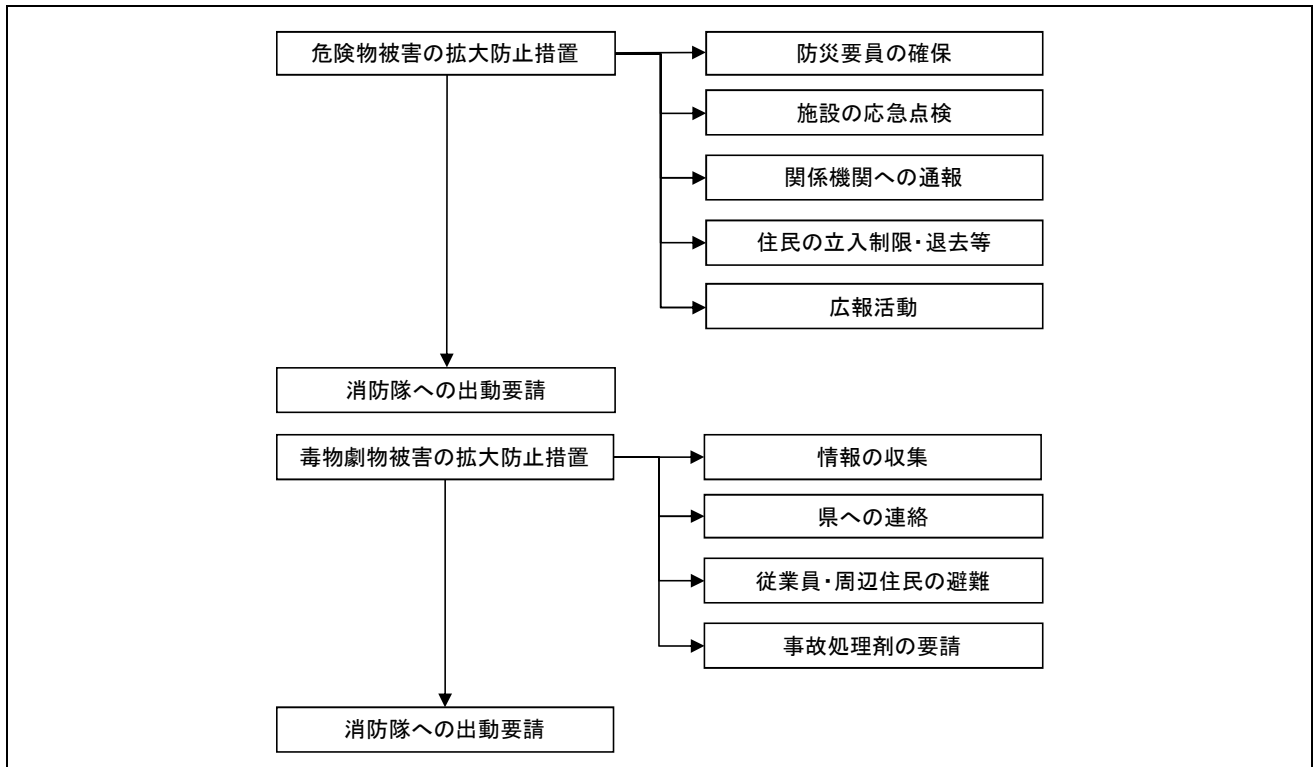
M3-10-01 消防活動



部の実施内容		詳細実施内容		摘要
1	消防・救出部は、指揮本部を設置・運営する。	1-1	丹羽広域事務組合災害対応マニュアルに基づき、指揮本部を設置・運営する。	
		1-2	災害対策本部に職員を派遣し、連絡調整を実施する。	
2	消防・救出部は、防御活動の検討・調整を図る。	2-1	集中防御地点等について、災害対策本部と調整を図る。	
3	消防・救出部は、防御活動を実施する。	3-1	火災発生が少ないと判断した場合、積極的な防御を行い、一挙鎮滅を図る。	
		3-2	火災件数が消防力を上回る場合、重要かつ消防効果の大きい火災を優先的に防御する。	
		3-3	火災が随所に発生し、消防隊個々の防御では効果を収め得ない場合は、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の確保のための防御に当たる。	
		3-4	火災が著しく多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合、避難者の安全確保のための防御に全力を尽くす。	
		3-5	大量の人命救助事象が発生した場合、火災状況によっては、人命救助を優先して実施する。	
		3-6	火災、水防等の災害が同時発生した場合、原則として、火災防御を優先する。	
4	消防・救出部は、消防団本部を設置する。	4-1	災害対策本部内に消防団本部を設置する。	S2-20 大口町消防団保有消防力
5	消防・救出部は、出火防止対策を実施する。	5-1	各分団は、発災と同時に居住地付近の住民に対し、出火防止を広報する。	
		5-2	各分団は、出火した場合、住民と協力し初期消火を実施する。	
6	消防・救出部は、避難方向を指示する。	6-1	各分団は、避難の指示等がなされた場合、これを住民に伝達する。	
		6-2	各分団は、関係機関と連絡をとり、火勢状況により住民に安全な方向を指示する。	
7	消防・救出部は、消火活動を実施する。	7-1	各分団は、消防隊出動が不能又は困難な地域において、消火活動を実施する。	

部の実施内容		詳細実施内容		摘要
		7-2	各分団は、重要避難路確保のため、単独又は消防隊と協力して、消火活動を実施する。	
		7-3	各分団は、消防隊の応援要員として消火活動を実施し、道路障害の排除及び消防隊の誘導にあたる。	
8	消防・救出部は、救助、救急を実施する。	8-1	各分団は、要救助者の救助、救出と負傷者に対する応急救置を実施する。	
		8-2	各分団は、要救助者、負傷者等を、安全な場所へ搬送する。	

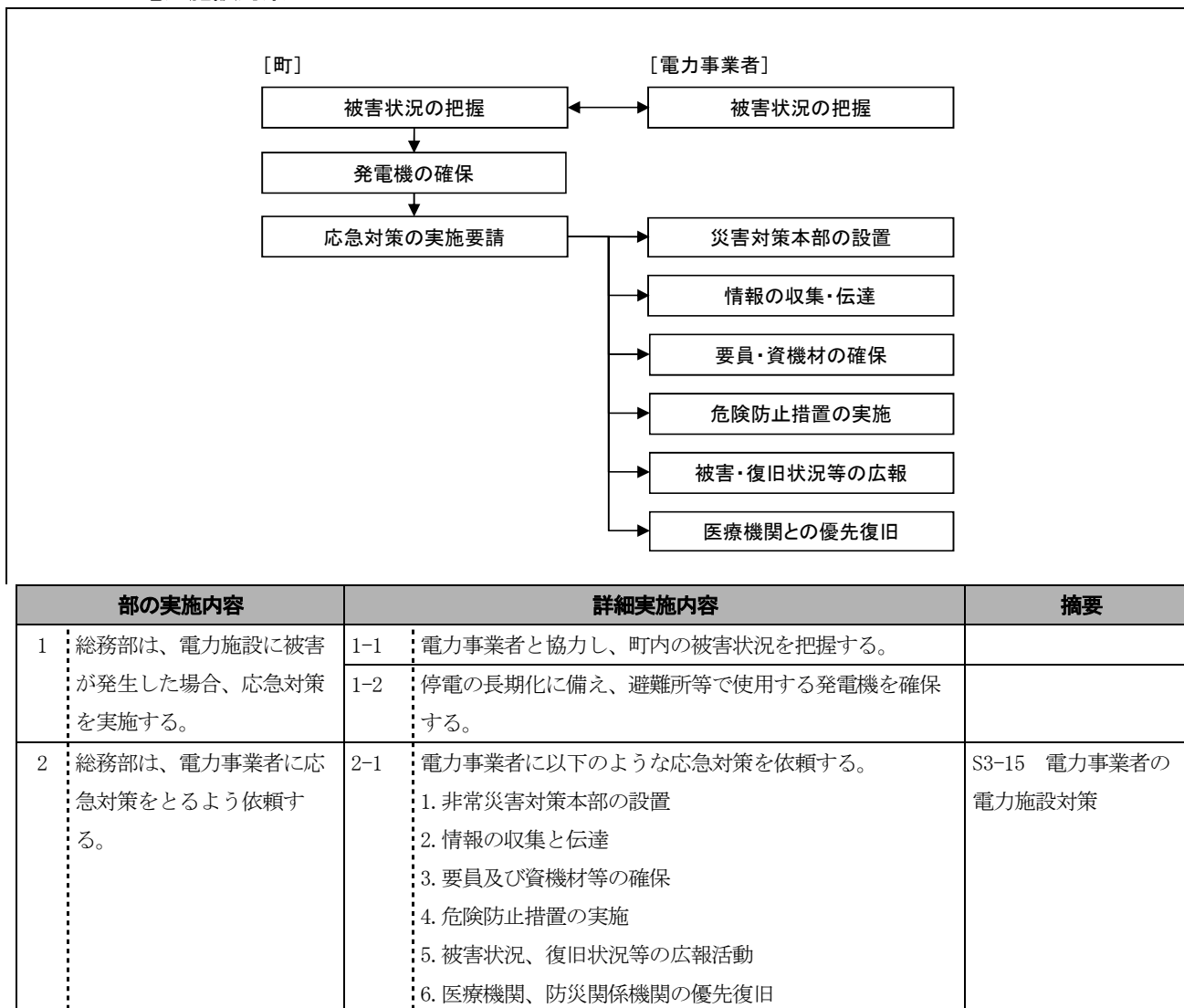
M3-10-02 危険物施設対策、毒物劇物取扱施設対策



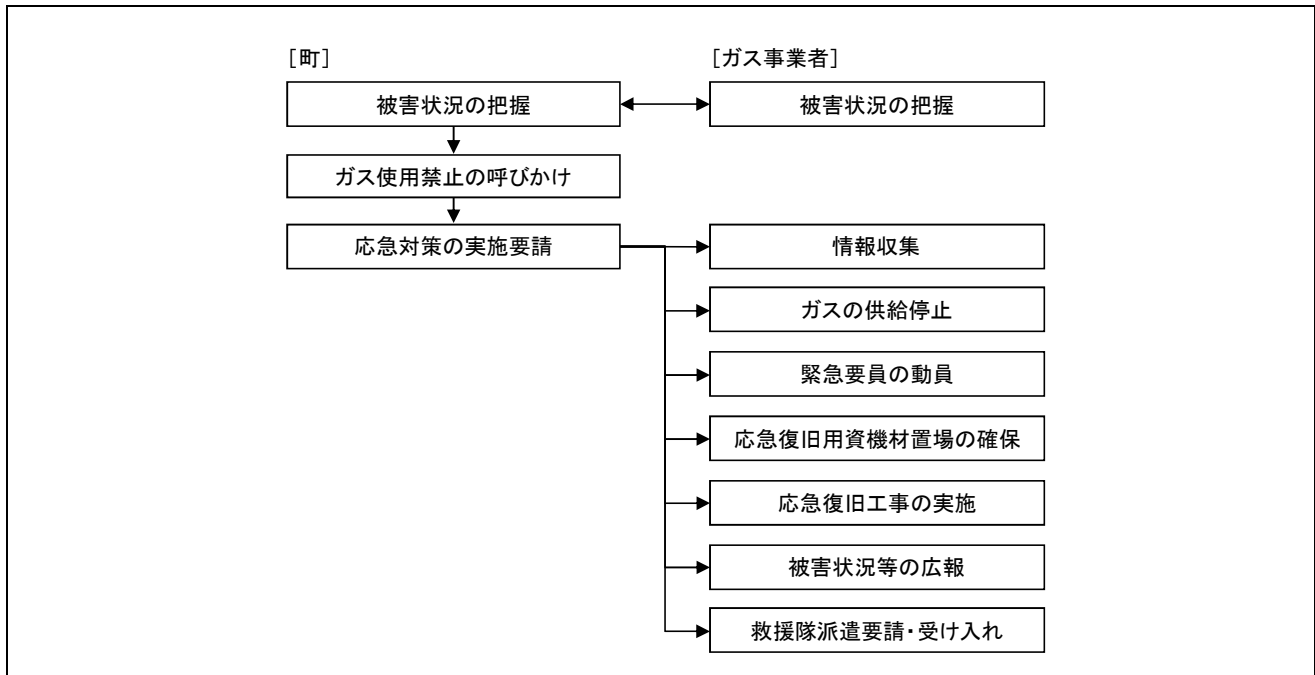
部の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 各事業所の管理者は、危険物による被害の拡大を防ぐため、応急措置を実施する。	1-1 災害に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに防災要員を確保する。	
	1-2 危険物の流出又は出火のおそれのある作業を緊急停止し、施設の応急点検を実施して被害状況を把握する。	
	1-3 危険物施設が被害を受け、危険物の流出その他の事故が発生した場合、被害拡大を防止するための応急措置を講じ、直ちに警察、消防機関等へ通報する。	
	1-4 事業所周辺に被害を及ぼすおそれのある場合、周辺住民に対し、災害の状況や避難の必要性等に関する正確な情報を速やかに提供する。	
	1-5 住民の不安を増大させないために、災害広報活動を積極的に行う。	
2 毒物劇物貯蔵設備を有する事業所の管理者は、毒物劇物による被害の拡大を防ぐため、対策を講じる。	2-1 災害に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに防災要員を確保する。	
	2-2 毒物劇物の流出又は出火のおそれのある作業を緊急停止し、施設の応急点検を実施して被害状況を把握する。	
	2-3 毒物劇物貯蔵施設が被害を受け、毒物劇物の流出その他の事故が発生した場合、被害拡大を防止するための応急措置を講じ、直ちに警察、消防機関等へ通報する。	
	2-4 毒物劇物貯蔵設備が被害を受け、毒物劇物の流出事故が発生した場合、毒物劇物貯蔵施設の従業員及び周辺の住民に情報を提供し、早急に避難を実施する。	
3 総務部は、災害発生状況について県へ報告する。	3-1 人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。	

部の実施内容	詳細実施内容	摘要
4 総務部は、危害防止措置を実施する。	4-1 危険物、毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に、危険防止措置をとるよう指示し、又は自ら次のような措置をとる。 1. 毒劇物化学薬品等の移動 2. 注水冷却 3. 消防署への通報及び付近住民への避難警告	
	4-2 災害が発生し、周辺住民等に被害を及ぼしたり不安を与えるおそれがある場合、災害の状況や避難の必要性等について、速やかに正確な情報を提供する。	
5 消防・救出部は、救助、消火活動を実施する。	5-1 災害対策本部が設置された場合、災害対策本部に職員を派遣し、連絡調整を実施する。	
	5-2 必要に応じて関係企業及び関係公共団体の協力を得て、救助、消火活動を実施する。 ※河川・農地等への危険物及び毒劇物等の流出に注意する。	
	5-3 災害の状況により事故処理剤が不足する場合、県へ処理剤を要請する。	
6 消防・救出部は、町の消防力では対処できない場合、応援を要請する。	6-1 火災の規模が大きくなり、町の消防力では対処できない場合、他市町村に応援を要請する。	
	6-2 県に対して化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要請する。	
	6-3 さらに消防力等を必要とする場合、県に自衛隊の災害派遣要請を依頼する。	

M3-11-01 電力施設対策

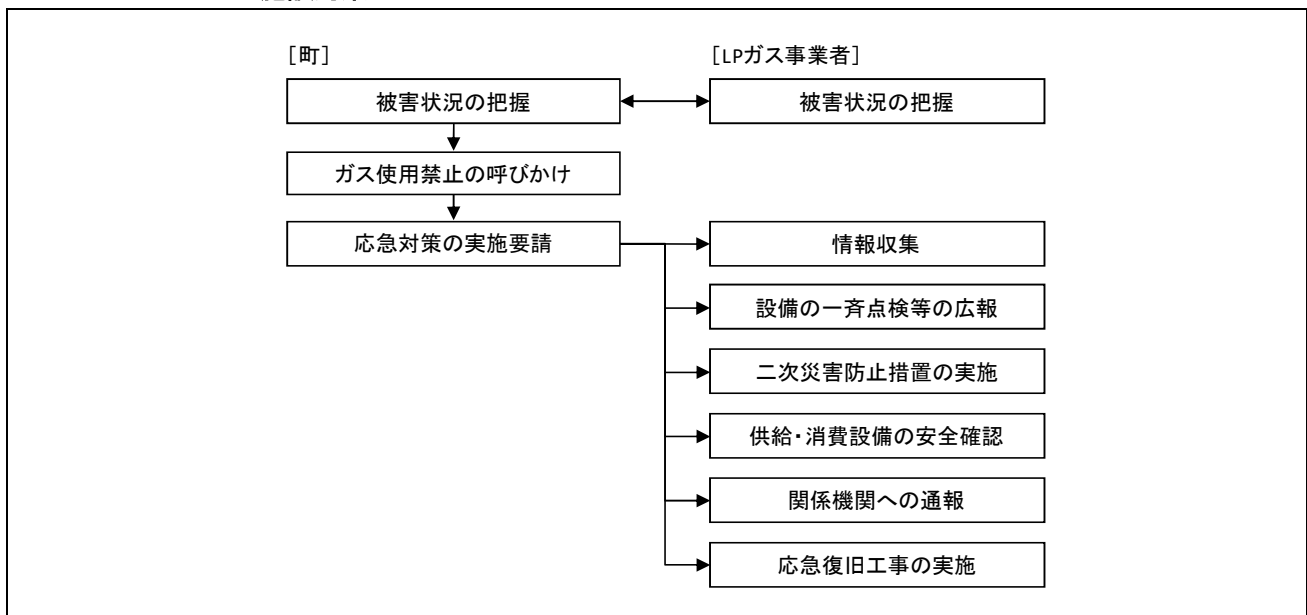


M3-11-02 ガス施設対策



部の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 総務部は、ガス施設に被害が発生した場合、応急対策を実施する。	1-1 ガス事業者と協力し、次の方法で町内の被害状況を把握する。 1. 導管網の主要地点における供給圧力の変化 2. 移動無線車、各事業所からの需要家等の被害状況 3. 漏洩通報 4. 関係諸官庁、報道関係からの情報	
	1-2 二次災害の発生を防止するため、安全が確認されるまで、ガスの使用の禁止を呼びかける。	
2 総務部は、ガス事業者に応急対策をとるよう依頼する。	2-1 ガス事業者に以下のような応急対策を依頼する。 1. 災害対策本部の設置 2. 情報収集 3. 緊急対応措置の実施 4. 被害状況、注意事項、復旧予定等の広報活動 5. 災害対策本部、避難所、病院等の優先復旧	S3-16 ガス事業者のガス施設対策

M3-11-03 LPガス施設対策



部の実施内容		詳細実施内容		摘要
1	総務部は、ガス施設に被害が発生した場合、応急対策を実施する。	1-1	ガス事業者と協力し、町内の被害状況を把握する。	
		1-2	二次災害の発生を防止するため、安全が確認されるまで、ガスの使用の禁止を呼びかける。	
2	総務部は、LPガス事業者に応急対策をとるよう依頼する。	2-1	LPガス事業者に以下のような応急対策を依頼する。 1. 災害対策本部の設置 2. 情報収集 3. 被害状況、注意事項、復旧予定等の広報活動 4. 緊急対応措置の実施 5. 災害対策本部、避難所、病院等の優先復旧	S3-17 LPガス事業者のガス施設対策

M3-11-04 上水道施設対策

水道施設の応急措置 → 要員の確保 取水、導水、浄水施設の防護 送配水設備の復旧 応急的ポンプ設備の設置 仮設配管・共用栓の設置		
部の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 応急復旧部は、大規模災害が発生した場合、給水再開のための応急復旧対策を講ずる。	1-1 丹羽広域事務組合水道部は、職員を参集し、応急復旧に必要な要員を確保する。	
	1-2 丹羽広域事務組合水道部は、取水、導水及び浄水施設の機能を確保する。	
	1-3 丹羽広域事務組合水道部は、浄水場から主要給水所までの送配水幹線を最優先として、配水本管、配水支管、給水装置を復旧する。	
	1-4 丹羽広域事務組合水道部は、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。	
	1-5 丹羽広域事務組合水道部は、応急修理により給水を開始し、弁操作により他系統管網から給水を行う。	
	1-6 丹羽広域事務組合水道部は、施設の復旧が困難な場合、近隣市町村あるいは県へ応援を要請する。	
2 応急復旧部は、甚大な大規模災害が発生した場合、給水再開のための応急復旧対策を講ずる。	2-1 丹羽広域事務組合水道部は、水源が破壊され復旧が困難な場合、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設置し、仮設配管によって導水路へ連絡する。	
	2-2 丹羽広域事務組合水道部は、配水管が破損し復旧が困難な場合、路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。	
3 応急復旧部は、飲料水の調達について、応援を要請する。	3-1 丹羽広域事務組合水道部は、水道施設の被災により給水機能を継続できなくなった場合、関係機関に飲料水等の調達協力を要請する。	

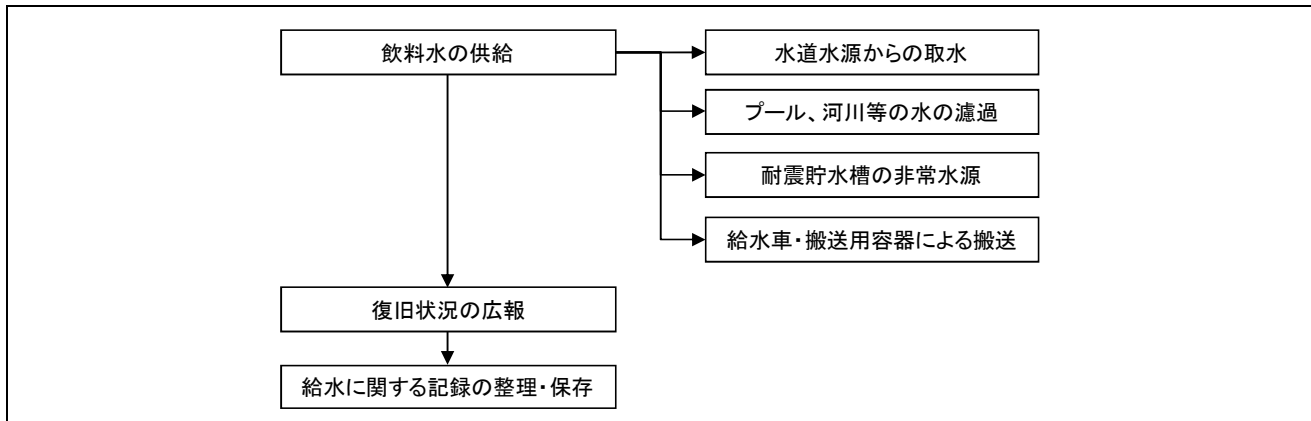
M3-11-05 下水道施設対策

下水道施設の応急措置 要員の確保 下水管渠対策 関係機関への情報伝達		
部の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 応急復旧部は、下水管渠、ポンプ場等の施設の応急復旧対策を講ずる。	1-1 職員を参集し、応急復旧に必要な要員を確保する。	
	1-2 公共下水道等の構造物等を勘察し、速やかに巡視を行い、損傷その他の異常を把握する。	
	1-3 下水管渠に被害が発生した場合、次の措置を実施する。 1. 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫 2. 止水バンドによる圧送管の止水 3. 可搬式ポンプによる下水の送水 4. 仮水路、仮管渠の設置 等	
	1-4 ポンプ場等に被害が発生した場合、関係機関に情報を伝達し、緊急措置を講じる。また停電、断水等による二次的な被害にも備える。	
	1-5 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示する。	
2 応急復旧部は、町のみでは対応が困難な場合、応援を要請する。	2-1 甚大な大規模災害が発生し、終末処理場等が被害を受けた場合、県に応急復旧の協力を要請する。	
	2-2 県独自では対応が不十分である場合、下水道事業災害時中部ブロック応援本部へ応援を要請する。	

M3-11-06 通信施設の応急措置

部の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 総務部は、電気通信が途絶した場合、応急対策を実施する。	1-1 専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。	
	1-2 非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線、可搬型無線機等の仮回線用資機材など、防災拠点や被災地域等に準備する。	
2 総務部は、無線通信施設に障害が発生した場合、応急対策を実施する。	2-1 無線系の変更等必要な臨機の措置をとる。	
	2-2 移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備する。	

M3-12-01 飲料水の供給

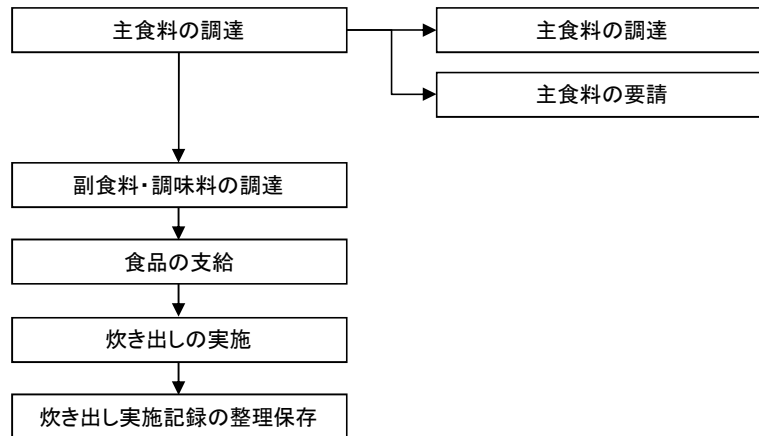


部の実施内容		詳細実施内容		摘要
1	応急復旧部は飲料水の供給を実施する。 ※医療施設や避難所等への給水を優先的に行う。	1-1	丹羽広域事務組合水道部は、被害を受けなかった水道水源から取水し、飲料水を供給する。	
		1-2	丹羽広域事務組合水道部は、水道水源からの取水が不可能な場合、最寄りの非被災水道事業者と協議して水源を確保する。	
		1-3	最寄りの非被災水道事業者からの水源確保が不可能な場合、比較的汚染の少ない井戸水、河水等をろ水機によりろ過し、塩素剤により滅菌して給水する。	
		1-4	丹羽広域事務組合水道部は、給水時の遊離残留塩素 0.1mg/l （結合残留塩素の場合は 0.4mg/l ）以上保持するように飲料水の塩素消毒をする。	
		1-5	丹羽広域事務組合水道部は、耐震貯水槽の非常水源からの「拠点給水」によって給水を実施する。	
		1-6	丹羽広域事務組合水道部は、給水車又は搬送用容器に入れ自動車等の搬送による「送水給水」によって給水を実施する。	
		1-7	丹羽広域事務組合水道部は、町で飲料水の供給の実施が困難な場合、他市町村又は県に飲料水の供給の実施、これに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。	
2	応急復旧部は給水に関する記録を整理保存する。	2-1	丹羽広域事務組合水道部は、給水に関して帳簿等に記録を整理保存する。	F3-12-01 飲料水供給記録簿 F3-12-02 給水用機械器具燃料及び浄水薬品資材受払簿 F3-12-03 給水用機械器具修繕簿

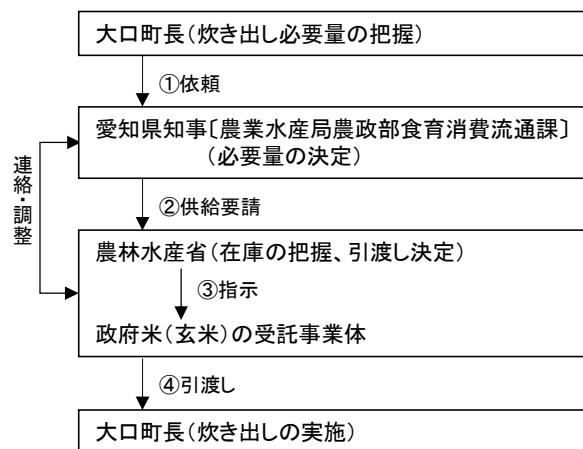
応急給水量

地震発生からの日数	目標水量 ($\text{l}/\text{人} \cdot \text{日}$)	住民の水の運搬距離	主な給水方法
発生～3日	3	おおむね1km以内	耐震性貯水槽、タンク車
4日～10日	20	おおむね250m以内	排水幹線等からの仮設給水栓
11日～21日	100	おおむね100m以内	同上
22日～28日	被災前給水量（約250）	おおむね10m以内	仮配管からの各給水供用栓

M3-12-02 食品の供給



炊き出し用米穀確保の手続図



部の実施内容		詳細実施内容		摘要
1	救援救護部は、主食料（米穀）を調達する。	1-1	町内の米穀届出事業者等から米穀を調達する。	
		1-2	米穀届出事業者等から米穀の調達が困難な場合、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章 I 第1の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により知事に申請し、米穀を調達する。	
		1-3	知事との通信が途絶した場合、農林水産省（農政局長）に米穀調達の要請を行う。事後、速やかに知事に報告する。	
		1-4	活用可能な精米施設を確保する。	
		1-5	長期停電により県内に稼働施設がない場合、他県施設へ活用を申し入れる。	
2	救援救護部は、食品を支給する。	2-1	熱源が使用不可能な場合、以下のような調理が不要な食品を支給する。 第1段階 乾パン、ビスケットなど 第2段階 パン、おにぎり、弁当など	
		2-2	熱源が使用可能な場合、簡単な調理を前提とした即席めん、レトルト食品、包装米穀等を支給する。	

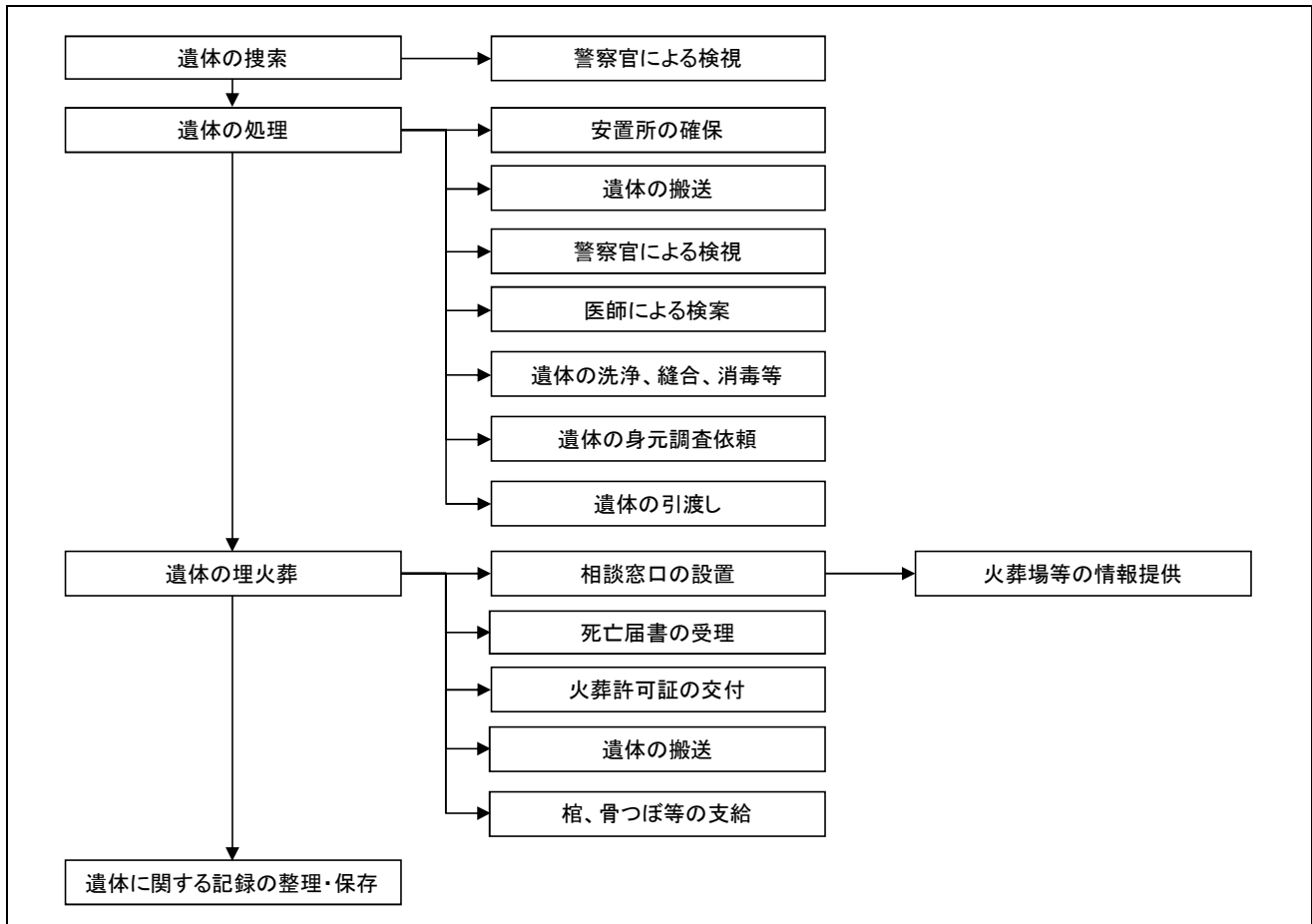
部の実施内容	詳細実施内容	摘要
	2-3 高齢者や乳幼児に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等を支給する。 また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。	
3 救援救護部は、炊き出しを実施する。	3-1 避難所又は避難所近くの適当な場所で炊き出しを実施する。	
	3-2 在宅での避難者、応急仮設住宅として供給される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等を提供する。	
	3-3 町は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。	
4 救援救護部は、副食品等を調達する。	4-1 広域かつ重大な被害により副食品・調味料等の供給に異常が生ずるおそれのある場合、関係機関に確保の協力を要請する。	
5 救援救護部は、町で炊き出しや食品の供給の実施が困難な場合、応援を要請する。	5-1 他市町村又は県に、食品の供給に要する要員及び食品の確保の応援を要請する。 ※事態が緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始されることに留意する。	
6 救援救護部は、炊き出し等に関する記録を整理保存する。	6-1 炊き出し等に関する記録を整理保存する。	F3-12-04 炊き出し給与簿 F3-12-05 炊き出し用物品借用簿 F3-12-06 炊き出しその他による食品給与物品受払簿

非常食備蓄必要数量
20,520食＝1,900人×3食×3日分×予備1.2 愛知県防災会議地震部会(平成26年5月)により公表された「H23～25愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」における本町の想定避難者数：1,900人

M3-12-03 被服・寝具・その他生活必需品の供給又は貸与

生活必需品の給与・貸与 ↓ 応援要請 ↓ 生活必需品の記録の整理・保存		
部の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 救援救護部は、生活必需品を供給する。	1-1 救助物資購入(配分)計画表により被害別並びに世帯構成員数に応じ、以下の生活必需品(日用品)を供給する。 1. 寝具(就寝に必要な最小限度の毛布及び布団等) 2. 外衣(普通着の作業衣、婦人服、子供服等) 3. 肌着(シャツ、ズボン、パンツ等) 4. 身回品(タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘等) 5. 炊事用具(鍋、炊飯器、包丁、ガス機器、バケツ等) 6. 食器(茶わん、汁茶わん、皿、箸等) 7. 日用雑貨(石鹸、チリ紙、歯ブラシ、歯磨き粉等) 8. 光熱材料(マッチ、ローソク、プロパンガス等) 9. その他 地域、季節など実情に合わせ必要なもの (夏季：扇風機等、冬季：暖房器具、燃料等)	S3-18 災害救助法の適用基準
	1-2 救助物資購入(配分)計画表により被害別並びに世帯構成員数に応じ、生活必需品(衛生用品)を供給する。 1. 保育用品(ほ乳びん、紙おむつ等) 2. 生理用品	
	1-3 配分先の決定している調達物資について、業者に直接現地へ配送するように手配する。	
2 救援救護部は、町で生活必需品等の供給の実施が困難な場合、応援を要請する。	2-1 他市町村又は県に、生活必需品等の供給に要する要員及び生活必需品等の確保の応援を要請する。	
3 救援救護部は、生活必需品等の供給に関する記録を整理保存する。	3-1 生活必需品等の供給に関する記録を整理保存する。	F3-12-07 物資受払簿 F3-12-08 物資給与及び受領簿

M3-13 遺体の捜索・処理・埋火葬

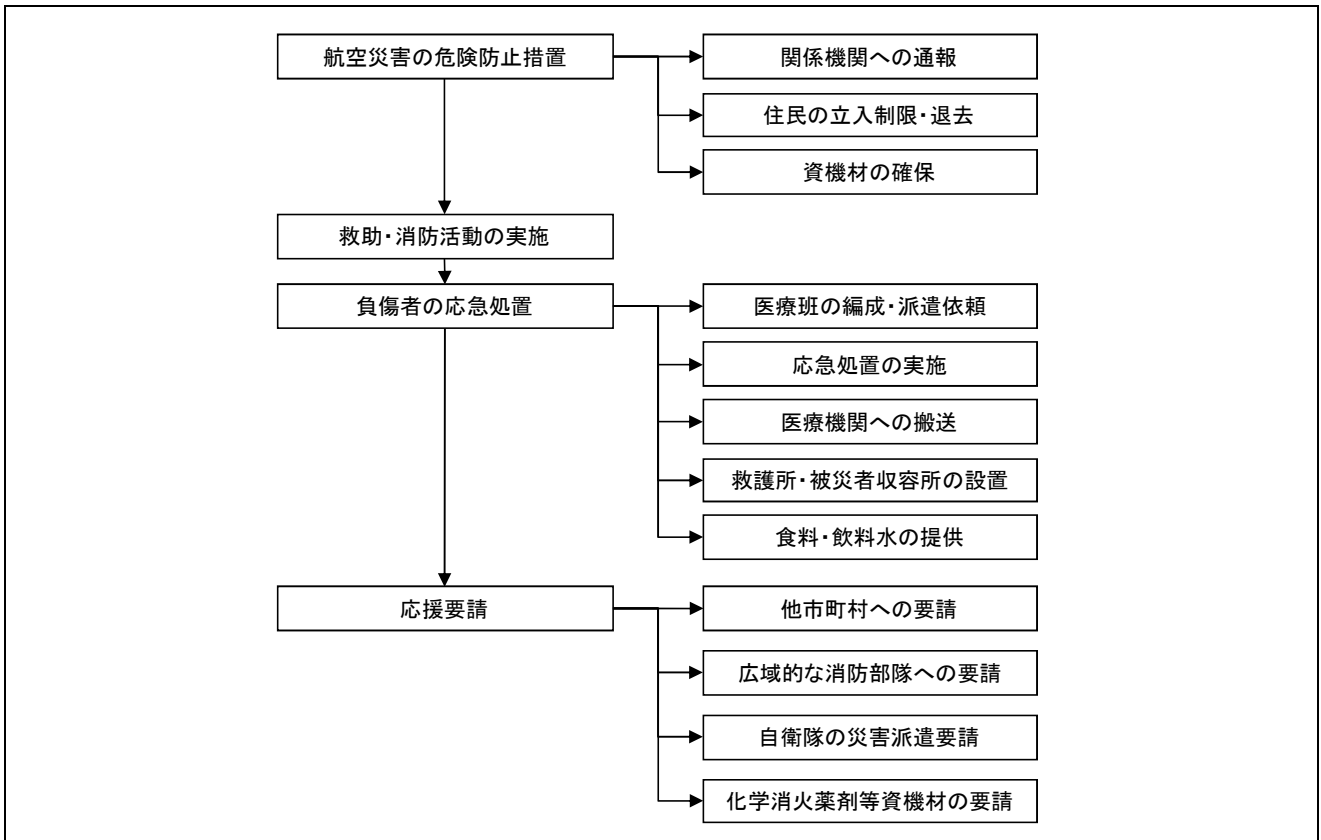


部の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 救援救護部は、遺体の捜索を実施する。	1-1 警察、消防・救出部や自衛隊と連絡をとりながら、遺体の捜索を実施する。	
	1-2 遺体を発見した場合、その現場で警察等の検視（調査※）を得る。 ※警察等が死因及び身元を明らかにするためにを行う調査	
	1-3 現場で検視を得ることができない場合、以下の事項を明確にしておく。 1. 発見の日時 2. 場所 3. 発見者 4. 発見時の遺体の状況 5. 所持品 等	
2 救援救護部、応急復旧部は、遺体の処理を実施する。	2-1 遺体の身元識別のために相当の時間が必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（町民会館及び学校等の敷地に仮設）を確保する。 遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努める。	
	2-2 棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。	
	2-3 遺体安置所までの遺体の搬送を行う。	
	2-4 警察等に検視を依頼する。	

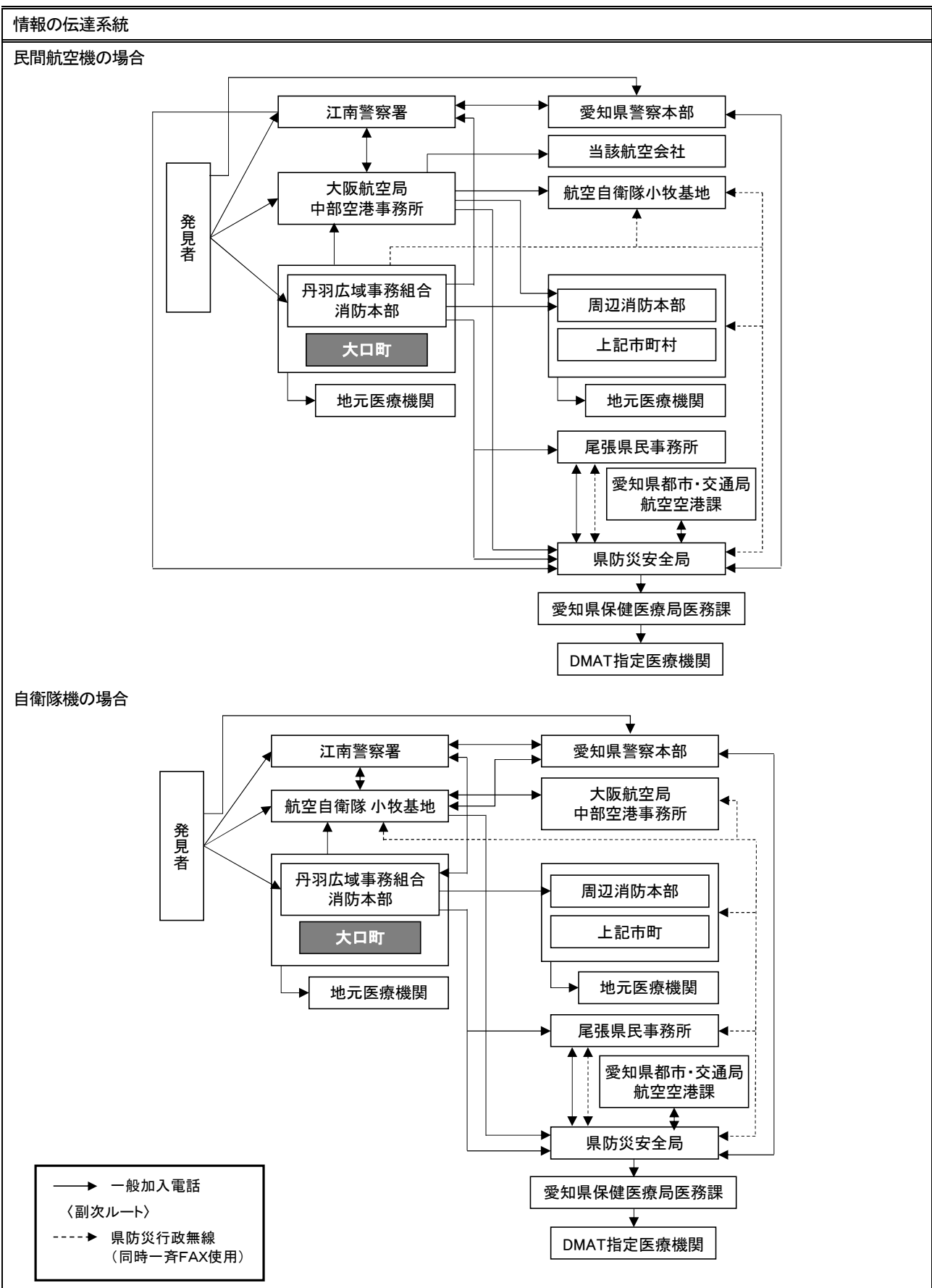
<第3章 災害応急対策マニュアル>

部の実施内容		詳細実施内容	摘要
		2-5 警察等の検視後、医療救護班の医師に、遺体の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を依頼する。	
		2-6 検視及び検案を終了した遺体について、遺体識別のため又は遺族への引き渡しまでの措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を実施する。	
		2-7 身元不明の遺体について、警察その他関係機関に調査を依頼する。	
		2-8 遺体の身元が判明し、引き取り人のある場合は、速やかに遺族等へ引き渡しを行う。	
3	救援救護部は、遺体の埋火葬を実施する。	3-1 速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。	
		3-2 死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。	
		3-3 火葬場までの遺体の搬送を行う。	
		3-4 火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。	
		3-5 棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。	
4	救援救護部は、他市町村又は県に応援を要請する。	4-1 町で遺体の搜索、処理、埋火葬等の実施が困難な場合、他市町村又は県に必要な要員及び資機材の応援を要請する。	
5	救援救護部は、遺体の搜索・処理・埋火葬に関する記録を整理保存する。	5-1 遺体の搜索・処理・埋火葬に関する記録を整理保存する。	F3-13-01 遺体搜索状況記録簿 F3-13-02 遺体搜索用機械器具燃料受払簿 F3-13-03 遺体搜索用機械器具修繕簿 F3-13-04 遺体処理台帳 F3-13-05 埋火葬台帳

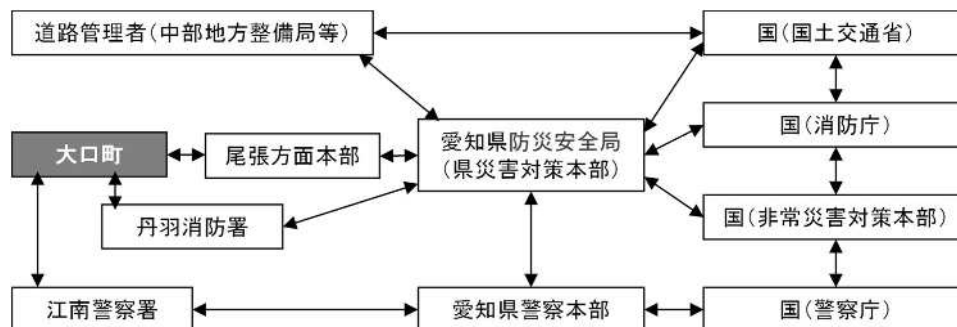
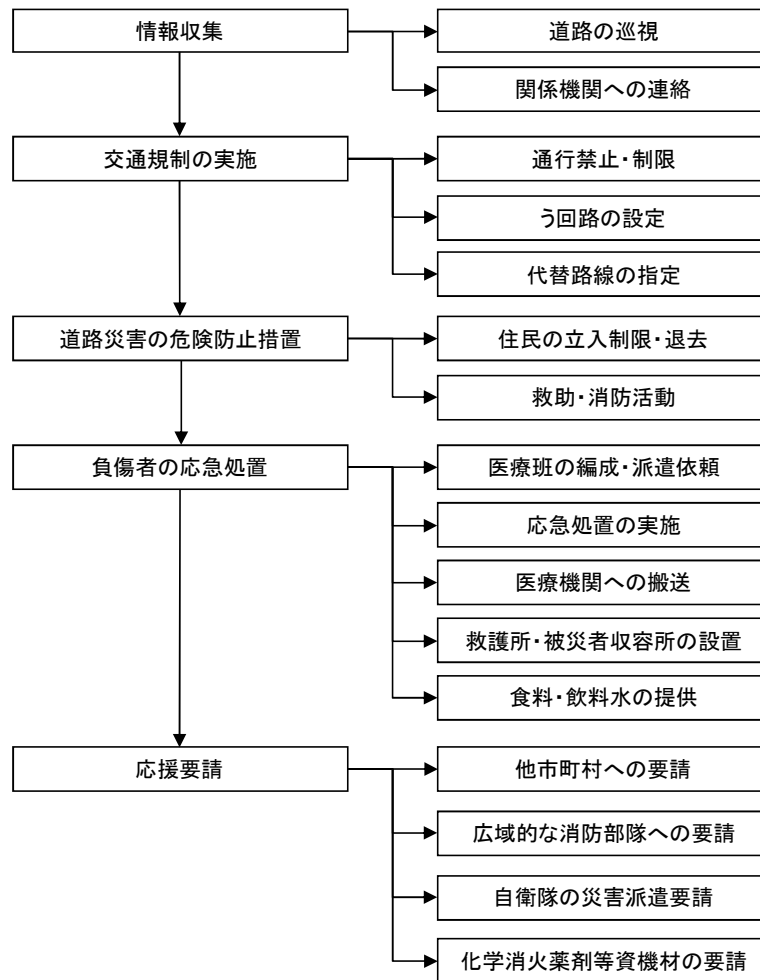
M3-14-01 航空災害対策



部の実施内容		詳細実施内容		摘要
1	総務部は、空港事務所と協力し、危険防止措置を講じる。	1-1	航空機事故の発生を知った又は発見者から通報を受けた場合、関係機関に通報する。	
		1-2	警戒区域を設定し一般住民の立入制限・退去等を実施する。	
		1-3	必要に応じて臨時電話、電源その他の資機材を確保する。	
		1-4	必要に応じて関係防災機関、関係公共団体の協力を得て、救助及び消防活動を実施する。	
2	総務部は、応急対策に必要な資機材等を準備する。	2-1	必要に応じて応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。	
		2-2	必要に応じて被災者に食料及び飲料水を提供する。	
3	救援救護部は、負傷者が発生した場合、応急処置を実施する。	2-1	地元医療機関等に医療班の編成・派遣を依頼する。	
		2-2	医療班は、災害現地で応急処置を実施し、その後医療機関へ搬送する。	
		2-3	必要に応じて救護所、避難所及び遺体安置所の設置または手配を実施する。	
4	総務部、消防・救出部は、町で対処できない場合、応援を要請する。	3-1	相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。	
		3-2	広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、広域的な消防部隊に応援を要請する。	
		3-3	さらに被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に自衛隊の災害派遣要請を依頼し、化学消火薬剤等必要資機材の確保を要請する。	



M3-14-02 道路災害対策



部の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 応急復旧部は、大規模道路災害が発生した場合、情報収集を行い、関係機関に連絡する。	1-1 道路パトロールカーによる巡視等を実施する。 1-2 被害規模等の情報を収集し、県、国交省等関係機関に連絡する。	
2 警察は、交通規制を実施する。	2-1 以下の交通規制を実施する。 1. 通行禁止・制限 2. う回路の設定 3. 代替路線の指定	
3 総務部は、危険防止措置を講じる。	3-1 必要に応じて警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を実施する。	

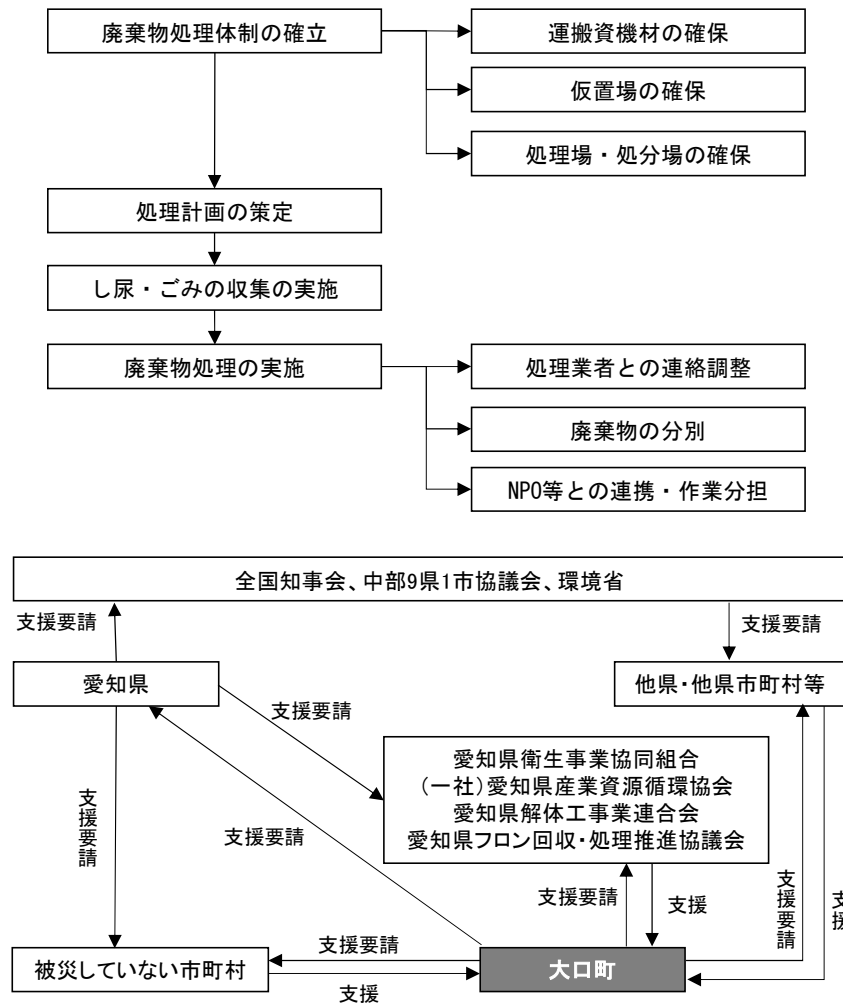
<第3章 災害応急対策マニュアル>

部の実施内容		詳細実施内容		摘要
		3-2	必要に応じて関係防災機関、関係公共団体の協力を得て、救助及び消防活動を実施する。	
4	総務部は、応急対策に必要な資機材等を準備する。	4-1	必要に応じて応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。	
		4-2	必要に応じて被災者に食料及び飲料水を提供する。	
5	救援救護部は、負傷者が発生した場合、応急処置を実施する。	5-1	地元医療機関等に医療班の編成・派遣を依頼する。	
		5-2	医療班は、災害現地で応急処置を実施し、その後医療機関へ搬送する。	
		5-3	必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所の設置または手配を実施する。	
6	総務部、消防・救出部は、町で対処できない場合、応援を要請する。	6-1	相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。	
		6-2	広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、広域的な消防部隊に応援を要請する。	
		6-3	さらに被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に自衛隊の災害派遣要請を依頼し、化学消火薬剤等必要資機材の確保を要請する。	

M3-15-01 環境汚染防止対策

情報の収集 隣接県との情報交換 汚染防止措置の指導 環境調査・モニタリングの実施		
部の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 応急復旧部は、工場、事業所の損壊に伴い、有害物質が環境中に漏出し、二次的な災害及び倒壊家屋等の解体に伴う粉塵の飛散等による環境汚染の発生が予測される場合、環境調査を実施し、措置を講ずる。	1-1 県と協力して情報を収集し、被災状況を把握する。	
	1-2 大気汚染防止法及び水質汚濁法に基づき、事業者へ汚染物資の流出、拡散防止のための措置を指導する。	
	1-3 大規模災害が発生した場合、県と協力して隣接県と情報交換を行う。	
	1-4 環境調査、モニタリング等実施し、事業者に対し応急対策の実施を指導する。	

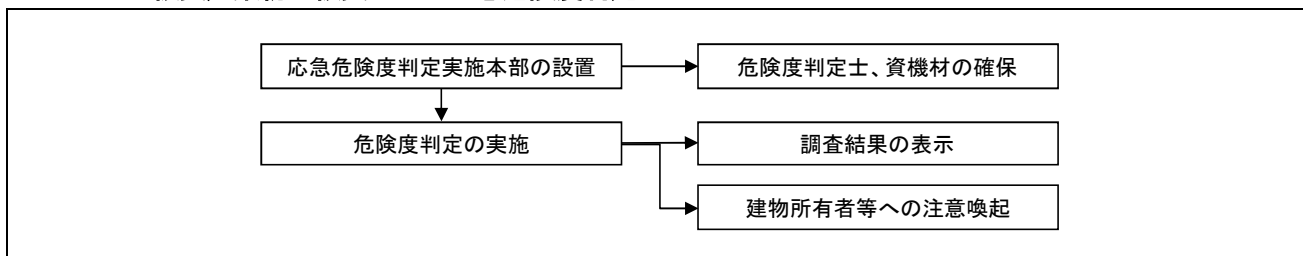
M3-15-02 廃棄物処理対策



部の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 応急復旧部は、ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場等の損壊により適切な処理が停滞する場合等においては、処理体制を確立する。	1-4 被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理計画を策定する。	
	1-1 廃棄物処理業者と連絡調整を行い、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保する。	
	1-2 浸水した量、家具、家電の処理については、選別・保管のできる仮置場を確保する。	
	1-3 県及び周辺市町村と密に連絡を取り合い、最終処分までの処理体制を確立し、廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。	
2 応急復旧部は、し尿およびごみの収集・処分を実施する。	2-1 避難所や緊急を要する地域からし尿およびごみの収集を実施する。	
	2-2 収集したし尿は、し尿処理施設及び終末処理場のある下水道に投入し処分する。	
	2-3 収集したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、破砕処理や埋立処分等を行う。	

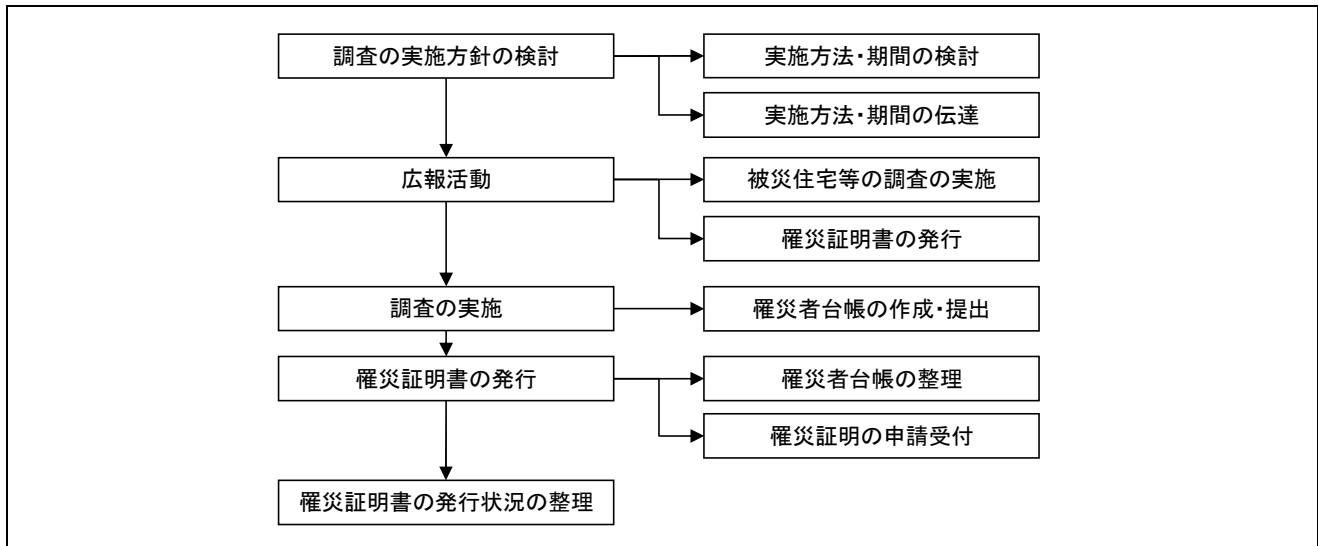
部の実施内容	詳細実施内容	摘要
3 応急復旧部は、災害廃棄物、産業廃棄物の処理を実施する。	3-1 廃棄物処理業者と連絡調整を行い、収集・処理を実施する。	
	3-2 作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図り、適正な処理を行い、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては適切なフロン回収を行うよう指示する。	
	3-3 ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担する。	
4 応急復旧部は、町で廃棄物等の処理が困難な場合、応援を要請する。	4-1 甚大な大規模災害が発生し廃棄物の広域的な処理体制が必要な場合、他市町村又は県に廃棄物処理又は、これに要する要員及び資機材の応援を要請する。	

M3-16-01 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定



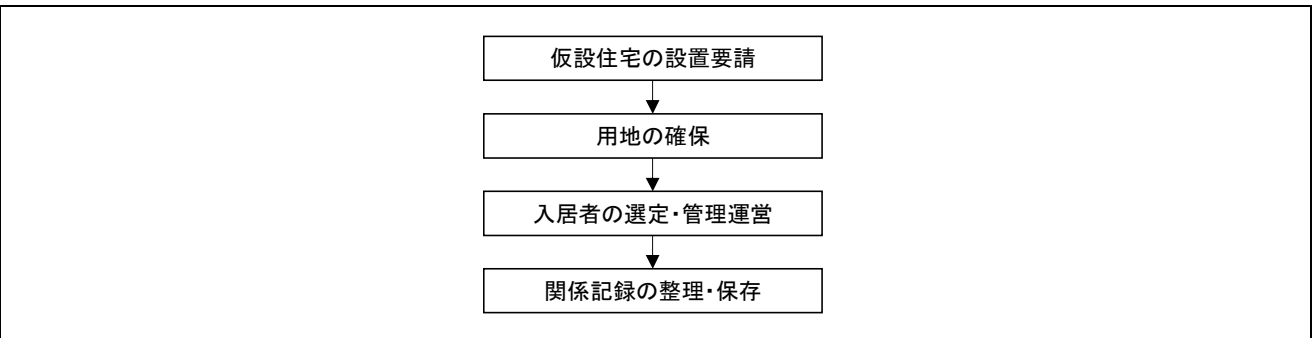
部の実施内容		詳細実施内容		摘要
1	応急復旧部は、被災建築物 応急危険度判定実施本部及 び被災宅地危険度判定実施 本部を設置する。	1-1	被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度 判定実施本部を設置する。	
		1-2	危険度の判定士、資機材等を確保する。	
		1-3	必要に応じて県の被災建築物応急危険度判定実施本部及 び被災宅地危険度判定実施本部に応援を要請する。	
2	応急復旧部は、住宅の危険 度判定を実施する。	2-1	判定士に、被災建築物の現地調査を依頼し、危険度を判 定してもらう。	
		2-2	調査結果を住宅に表示し、建物の所有者及び近隣住民に 注意喚起する。	

M3-16-02 被災住宅等の調査・罹災証明書等の発行



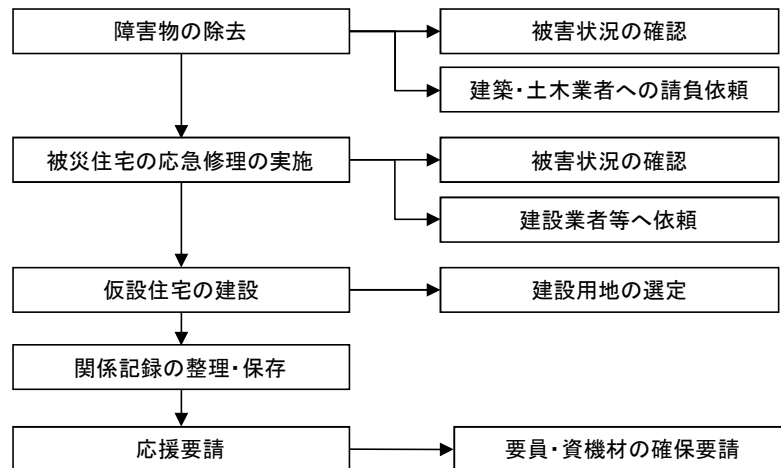
部の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 総務部は、被災住宅の実施方針を検討する。	1-1 被害住宅等の調査の実施方法・実施期間を検討する。	
	1-2 被害住宅等の調査の実施方法・実施期間を情報共有する。	
2 総務部は、被害住宅の調査及び罹災証明書・被災証明書に関する広報を行う。	2-1 被災住宅等の調査の実施及び罹災証明書・被災証明書の発行に関する広報を行う。	
3 総務部は、被災住宅の調査を実施する。	3-1 災害発生後、二次災害等の恐れがなくなり次第、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な被害住宅等の調査を実施する。 1. 被害状況 2. 被災地における住民の動向 3. 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等 4. その他住宅の応急対策上必要な事項	F3-16-01 被害状況調査用紙（被災者台帳）
	3-2 被害状況調査用紙（被災者台帳）を作成する。	
4 総務部は、罹災証明書、または被災証明書を発行する。	4-1 被害状況調査用紙（被災者台帳）を整理する。	
	4-2 被災者からの罹災証明の申請を受け付け、被害状況調査用紙（被災者台帳）に基づいて、罹災証明書を発行する。	F3-16-03 罹災証明書
	4-3 罹災証明書の発行状況を被害状況調査用紙（被災者台帳）に整理する。	
	4-4 被災者から、住家以外（屋外の設置物、自動車、家財など）の被災状況について、被害状況写真により届出があった場合は、写真を確認して被災証明書を発行する。	

M3-16-03 応急仮設住宅の設置・管理運営



部の実施内容		詳細実施内容	摘要
1	応急復旧部は、応急仮設住宅の設置について、県に設置を要請する。	1-1 応急復旧部は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合、県に設置を要請する。	
2	応急復旧部は、仮設住宅の用地を確保する。	2-1 事前に予定した応急仮設住宅の建設用地の中から、災害の状況によって以下の順で選定し、県へ報告する。選定の際には、二次災害に十分配慮する。 1. 公有地 2. 国有地 3. 企業等の民有地（公租公課等の免除を前提とし、無償で受けられる土地とする）	
3	応急復旧部は、県から受託して入居者の選定及び管理運営を行う。	3-1 入居対象者の選定を行い、仮設住宅の使用目的に反しないよう適切に管理する。	
		3-2 入居者の選定にあたっては要配慮者に十分留意する。	
		3-3 運営管理にあたっては以下の点に配慮する。 1. 応急仮設住宅における安心・安全の確保 2. 孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア 3. 入居者によるコミュニティの形成 4. 女性の参画推進、女性を始めとする生活者の意見の反映 5. ペットの受け入れ	
4	応急復旧部は、応急仮設住宅に関する記録を整理保存する。	4-1 住宅の修理仮設住宅の設置に関する記録を整理保存する。	F3-16-04 応急仮設住宅入居申請書 F3-16-05 応急仮設住宅入居決定通知書 F3-16-06 賃貸借契約書 F3-16-07 大口市応急仮設住宅入居契約書 F3-16-08 応急仮設住宅入居者台帳

M3-16-04 住宅の応急修理・障害物の除去

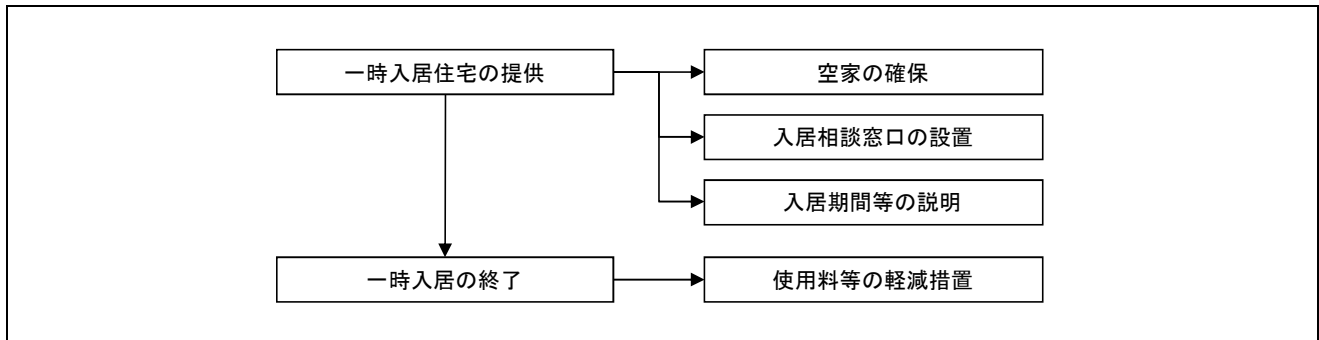


部の実施内容		詳細実施内容	摘要
1	応急復旧部は、被災住宅の障害物の除去を実施する。	1-1 被災住宅において土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が当面の日常生活を営むことができない状態にあるかを確認する。	S3-20 障害物の除去
		1-2 直接又は建築業者や土木業者に請負わせて障害物の除去を実施する。なお、除去費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。	
		1-3 災害が発生してから10日以内に除去を完了する。ただし、特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長する。	
2	応急復旧部は、被災住宅の応急修理を実施する。	2-1 住宅の応急修理に係る申請を受け付ける。	
		2-2 被災住宅において、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者であるかを確認する。	S3-21 被災住宅の応急修理
		2-3 居住に必要な最低限度（居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分）の応急修理を建設業者等に依頼する。なお、応急修理費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。 ※災害救助法の適用時は、県が救助の実施機関となるが、局地災害の場合は、町が実施する。	
		2-4 災害が発生してから3ヶ月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に応急修理を完了する。ただし、特殊な事情により期間内に応急修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長する。	
		2-5 請求書のとりまとめを行う。	

<第3章 災害応急対策マニュアル>

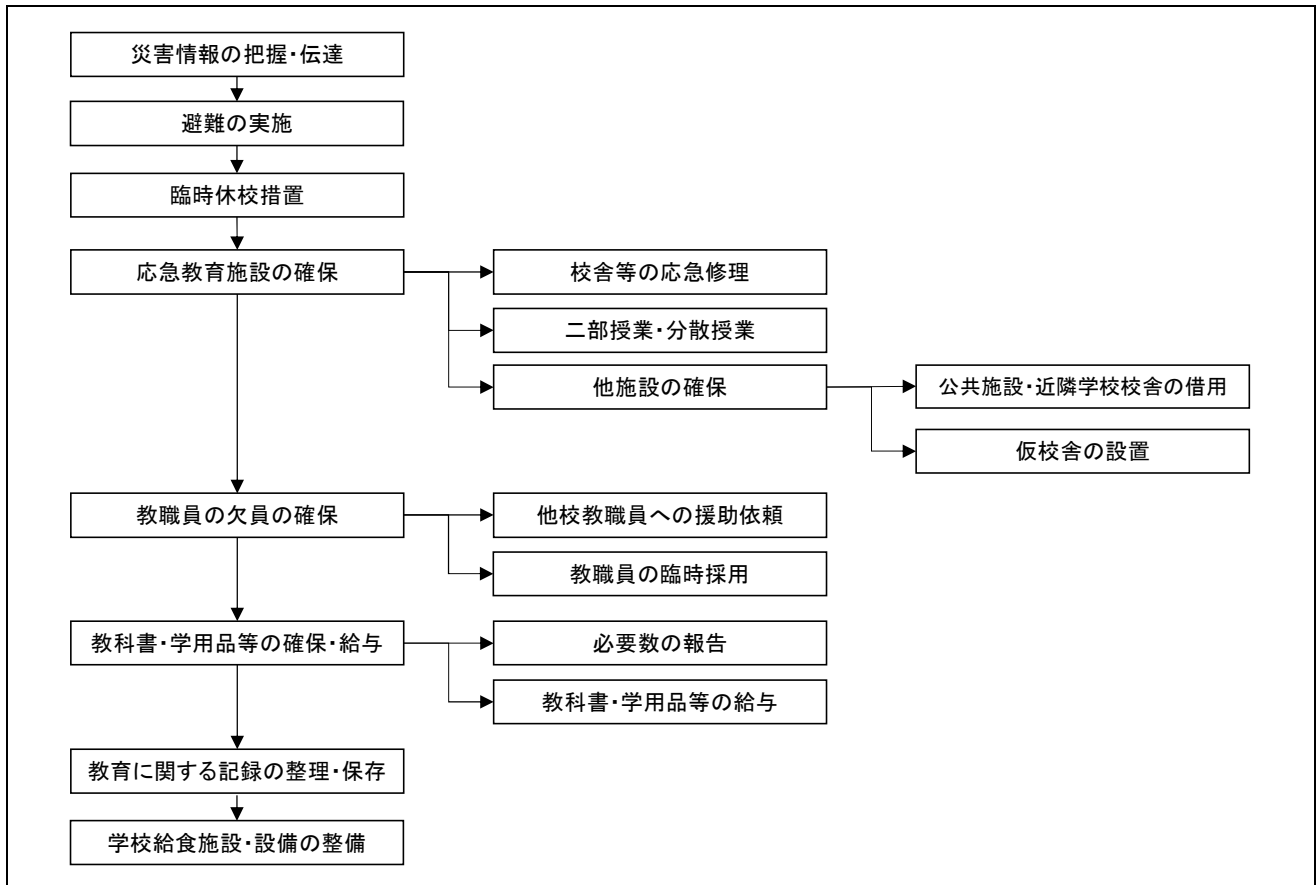
部の実施内容		詳細実施内容		摘要
3	応急復旧部は、障害物の除去等に関する記録を整理保存する。	3-1	障害物の除去、応急修理に関する記録を整理保存する。	F3-16-09 障害物除去の状況記録簿 F3-16-10 住宅応急修理申請書 F3-16-11 住宅応急修理決定通知書 F3-16-12 住宅応急修理記録簿

M3-16-05 町営住宅等への一時入居



部の実施内容		詳細実施内容		摘要
1	応急復旧部は、被災者に一時入居住宅を提供する。	1-1	利用可能な空家を確保する。	
		1-2	被災地域の状況に応じて、適宜入居相談窓口を設置する。	
		1-3	入居期間等の説明を行う。	
2	応急復旧部は、被災者が多く、町や県では対応が難しい場合、応援を要請する。	2-1	他市町村に被災者の受入れについて、協力を依頼する。	
		2-2	関係団体等に協力要請を行い、あっせん及び借上げにより、民間賃貸住宅を提供する。	
3	応急復旧部は、被災者の一時入居を終了する。	3-1	被災者個々の状況を考慮し、一時入居住宅の使用料等について、できる限り軽減措置を行う。	

M3-17 学校等における対策



部の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 各学校は、災害等に関する情報を把握する。	1-1 各学校は、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害等に関する情報を把握する。	
	1-2 教育委員会は、各学校に対して災害等に関する情報を伝達する。	
2 各学校は、事態に即応して避難等を実施する。	2-1 各学校は、災害が発生し、又はその恐れがある場合には事態に即応して、あらかじめ定めた計画により避難を実施する。	
3 各学校は、臨時休校措置をとる。	3-1 各学校は、授業の継続実施により児童生徒の安全が損なわれると思われる場合、教育委員会又は各学校(園)長は臨時休校措置をとる。ただし、各学校(園)長が決定する場合は、教育委員会と協議し、あらかじめ定めた基準によるものとする。	
4 救援救護部、教育委員会は、教育施設を確保する。	4-1 校舎等が軽微な被害を受けている場合、応急修理を行う。	
	4-2 被害は大きいが校舎等の一部が使用可能な場合、使用可能な校舎において安全を確保し、授業を実施する。一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設との分散授業を行う。	
	4-3 校舎が全面的に使用困難な場合、町内の公共施設又は近隣の学校の校舎等を借用する。	
	4-4 利用できる施設の確保が困難な場合、応急の仮校舎を設置する。	

部の実施内容		詳細実施内容		摘要
		4-5	応急教育を開始する場合、開始時期、方法等について、児童生徒及び保護者へ周知する。	
5	救援救護部、教育委員会は、教職員の欠員を確保する。	5-1	教職員の人的被害が大きく、応急教育の実施に支障がある場合、以下の対策を講じる。 1. 他の教育機関の了承のもと他校教職員に援助を求める 2. 必要な教職員を臨時に採用する	
6	救援救護部は、教科書・学用品等を確保・給与する。	6-1	給与に必要な教科書の冊数等を、「事故発生等の報告について（平成22年3月26日21 教総第947号）」別紙様式6により、7日以内に県教育委員会に報告する。	「事故発生等の報告について」別紙様式6
		6-2	災害により教科書・学用品等を喪失又は破棄した町立学校に通う児童・生徒に、教科書・学用品等を給与する。	
7	救援救護部、教育委員会は、他市町村又は県の教育委員会に応援を要請する。	7-1	町で学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会に、教育施設及び教職員の確保の応援を要請する。	
		7-2	町で教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ教科書・学用品等の給与の実施調達につき、応援を要請する。	
8	救援救護部は、応急教育対策に関する記録を整理保存する。	8-1	応急教育対策に関する記録を整理保存する。	F3-17-01 学用品購入（配分）計画表 F3-17-02 学用品交付簿
9	救援救護部は、学校給食施設・設備を整備する。	9-1	学校給食施設・設備は学校給食のほか、災害時においては、非常炊出しにも使用されるので、被害があった時は、速やかに修理する。 給食センターの調理施設が使用可能な場合は、自主防災会や防災ボランティア等の協力を得て炊出しを行う。	

M4-01 復興体制

課の実施内容		詳細実施内容		摘要
1	建設課、維持管理課、まちづくり推進課、企業支援課は、復興計画を策定し、着実に実施する。	1-1	国の復興基本方針及び県復興方針に則して、復興計画を策定し、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。	
2	建設課、維持管理課、まちづくり推進課、企業支援課は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、職員の派遣を要請する。	2-1	事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体に対して、職員の派遣を要請する。	
		2-2	県復興本部に対し、復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について要請する。	

M4-02 公共施設災害復旧事業

課の実施内容		詳細実施内容		摘要
1	建設課、維持管理課、まちづくり推進課、企業支援課は、公の施設からの暴力団排除に努める。	1-1	被災者支援施策として県及び町が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。	

M4-03 震災復興都市計画の手続き

課の実施内容		詳細実施内容		摘要
1	まちづくり推進課は、第一次建築制限を実施する。	1-1	市街地の被災状況を把握し、建築基準法第84条の区域の案を作成し、発災後10日以内に、県（建築指導課）に申出を行う。	
		1-2	発災後14日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大きな方向性を示した基本方針を策定する。	
2	まちづくり推進課は、第二次建築制限を実施する。	2-1	基本方針を踏まえた上で発災後2ヶ月以内に、都市復興の骨格部分の考え方を示した基本計画（骨子案）を策定する。 ※基本計画（骨子案）は、発災後2ヶ月で地域住民と行政の都市復興に関する合意形成を推進させ、後の都市計画事業決定の手続き等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進するために策定する。	
		2-2	建築基準法第84条の区域指定の後、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域を、都市計画に定める。	
3	まちづくり推進課は、復興都市計画事業の都市計画を決定する。	3-1	復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画（都市復興マスタープラン）を策定・公表する。 ※都市復興基本計画（骨子案）の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討状況、見通しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。	
		3-2	復興都市計画事業の都市計画策定にあたっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やか（被災後6ヶ月を目途）に行うこととする。	

M4-04 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成・激甚災害の指定

課の実施内容		詳細実施内容		摘要
1	建設課、維持管理課、まちづくり推進課、企業支援課は、大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等を行う。	1-1	県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。	
		1-2	激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係局に提出する。	
2	災害復旧に関する工事において、必要な場合、県に要請する。	2-1	重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、県に対し要請する。	

M4-05-01 支援金等の支給又は貸付け

課の実施内容	詳細実施内容	概要	
1 福祉子ども課は、災害弔慰金を支給する。	1-1 町条例に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。 【支給額】 死亡者が生計維持者の場合：500万円以内 その他：250万円以内 【費用負担】 国2/4、県1/4、町1/4		
2 福祉子ども課は、災害障害見舞金を支給する。	2-1 町条例に基づき、精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。 【支給額】 障がいを受けた者が生計維持者の場合：250万円以内 その他：125万円以内 【費用負担】 国2/4、県1/4、町1/4		
3 福祉子ども課は、災害援護資金の貸付けを実施する。	3-1 災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直しに資するために低利の災害援護資金の貸付けを実施する。 【支給額】 一世帯当たり350万円以内（被害の程度・種類による） 【費用負担】 国2/3、県1/3		
4 税務課は、町税等の減免等を実施する。	4-1 被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。		
5 福祉子ども課は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付ける。	5-1 被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。		
6 県社会福祉協議会は、生活福祉資金の貸付けを実施する。	6-1 災害を受けた低所得者に対し、経済自立と生活意欲の所長促進を図り、安定した生活を営ませるため、生活福祉資金の貸付けを実施する。 【支給額】 一世帯当たり上限額150万円 【費用負担】 国2/3、県1/3		

M4-05-02 健康支援・心のケア

課の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 健康生きがい課は、避難所・地域での保健活動・健康支援を実施する。	1-1 地域の被災状況を把握し、避難所等への保健活動等の方針及びその方法を決定する。	
	1-2 避難所の巡回健康相談、地域での家庭訪問を実施し、住民の健康状態を把握する。	
	1-3 健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を実施する。	
	1-4 ストレス症状の長期化・悪化、PTSD・アルコール依存症等の人へ適切な専門機関との橋渡しを実施する。	
2 健康生きがい課は、子どもたちへの健康支援活動を実施する。	2-1 学校において、健康相談を実施する。	
	2-2 スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等での心のケアを実施する。	
3 政策推進課は、職員等支援活動従事者の健康管理を実施する。	3-1 定期的なミーティング等を行い、支援活動従事者の心身の健康状態を把握する。	
	3-2 支援活動従事者の健康状態に配慮し、適切な勤務体制を整える。	

M4-06-01 義援金品等の受付・配分

義援金品の募集・受付 受付窓口の設置 義援金品の配分		
部の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 福祉こども課は、義援金品の受付を実施する。	1-1 義援金品の受付窓口を設置し、寄託される義援金品を受け取る。	
	1-2 義援品の梱包に際して品名を明示する等、円滑かつ迅速な仕分け配送に配慮する。	
2 救援救護部は、義援金品の配分を実施する。	2-1 義援金配分委員会を組織し、日赤県支部に寄託された義援金を、支部との協議の上配分する。	
	2-2 報道関係、各種団体等の募集した義援金が町に寄託された場合、配分する。	

M4-07 商工業・農林水産業の再建の支援

課の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 企業支援課は、被災した中小企業に対し、事業資金の融資等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。	1-1 被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。	
2 まちづくり推進課は、被災した農林水産業者に対し、事業資金の融資等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。	2-1 天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。	
	2-2 災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。	

M5-01 事前対策

対策	実施内容	概要
1 町民安全課、福祉子ども課、健康生きがい課、学校教育課、生涯学習課は、避難所の指定及び周知を行う。	1-1 住宅密集地区では、徒歩20分(約1km)以内、その他の地区では、徒歩40分(約2km)以内に、1ヶ所を目安として避難所を指定する。	
	1-2 敷地・建物の安全性及び耐震性について考慮したうえで避難所を指定する。	
	1-3 避難所建物のほか、屋外避難用テント等の設営ができるオープンスペースを確保する。	
	1-4 指定した避難所について、住民に周知する。	
2 戸籍保険課、福祉子ども課、健康生きがい課は、避難所における行政担当者を決めておく。	2-1 避難所ごとに2人程度、行政担当者を選定する。	
	2-2 避難所への参集が指定されている行政担当者は、できる限り応急危険度判定士の危険度判定講座を受講しておく。	
3 戸籍保険課、福祉子ども課、健康生きがい課、学校教育課、生涯学習課は、避難者受入れスペースの確認を行う。	3-1 各避難所において、施設管理者と避難者を受入れるスペースの確認を行う。特に受け入れてはならない部屋や使用施設の優先順位について、施設管理者と検討を行う。	
	3-2 避難所スペースの一部に、高齢者、障がい者等の要配慮者専用のスペースを設置できる場所を確保し、専用スペース設置訓練を実施する。 【整備すべき物資・設備】 ・間仕切板、簡易ベッド、車椅子、障がい者用仮設トイレ、スロープ 等	
	3-3 救援者の活動拠点や屋外避難者用テントの設営場所となる用地の確保のため、避難所及びその周辺に立入制限スペースを設置し、地域の人々に周知する。	
4 戸籍保険課、福祉子ども課、健康生きがい課は、避難所運営組織を編成する。	4-1 施設管理者、自主防災会、区長、周辺事業所などで避難所運営組織を編成し、避難所運営に係わる事項を事前に協議する。	
5 戸籍保険課、福祉子ども課、健康生きがい課は、避難所運営の役割分担を明確化する。	5-1 避難所の事前対策及び開設・運営に係わる自主防災会、区長、施設管理者、福祉関係者等と行政担当者の役割分担について時系列・項目別に協議を行う。	
	5-2 自主防災会、区長に対して、避難所開設・運営に必要な班構成を事前に決定し、それぞれの役割を確認するよう指導する。	
	5-3 自主防災会、区長、福祉関係者、避難支援者の協力を得て、救護班に従事する者の要員を確保する。	
	5-4 屋外避難者が予想される避難所では、食料の配給方法、ルール、必要な情報の提供方法等の決定しておく。	
6 戸籍保険課、福祉子ども課、健康生きがい課は、避難所施設の鍵を保管する。	6-1 指定避難所施設の閉鎖時に地震が発生し、自主防災会、区長や行政担当者が緊急に避難所を開設する必要がある場合に備えて、施設の鍵を事前に町内会・自治会及び行政担当者が保管する。	

<第5章 避難所運営マニュアル>

対策		実施内容		摘要
		6-2	施設の鍵の保管にあたっては、保管責任者、鍵の保管・管理方法を決定する。また、受入れスペースの確認をもとに、どこに鍵を保管するのかを施設管理者と決定しておく。	
		6-3	鍵の保管者リストは、『緊急時連絡先一覧』により、年一回定期的に更新する。	F5-01-01 緊急時連絡先一覧
7	町民安全課、戸籍保険課、福祉こども課、健康生きがい課、学校教育課、生涯学習課は、備蓄品の計画作成及び管理を行う。	7-1	避難所ごとに、整備・備蓄しておくべきものについて計画を定める。	
		7-2	水、食料、物資は、要配慮者に必要なものを考慮して、3日分程度を備蓄しておく。	
		7-3	避難所におけるし尿処理対策として、仮設トイレや消毒液の備蓄などに努める。	
		7-4	避難者の衛生・健康保持のため、間仕切板や簡易入浴施設の備蓄、整備を行う。	
		7-5	パソコン、FAX、発電機などの必要機器を整備する。	
		7-6	屋外避難者のためのテントを備蓄する。	
		7-7	自主防災会、区長は、避難所に備蓄される食料・飲料水・物資及び避難所運営に必要な備品等について、場所・品目・量などをリストにまとめ、事前に把握・共有化する。	
		7-8	食料や物資の配給について、『「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表』の該当する数字を毎年更新する。	F5-01-02 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）
8	戸籍保険課、福祉こども課、健康生きがい課は、避難者への情報提供及び情報管理を行う。	8-1	避難所に、情報提供するための掲示板を整備し、被災者同士が情報交換できる「伝言板コーナー」を設ける。	
		8-2	避難所の運営時期により、提供する情報を変更できるよう、事前に検討する。 初期：安否情報、医療救護情報、生活物資情報 復旧期：教育、長期受入れ施設、生活再建に関する情報	
		8-3	生活環境、食事等については、災害直後から特別のニーズを必要とするため個別対応を考慮しておく。	
9	町民安全課、戸籍保険課、福祉こども課、健康生きがい課は、避難所運営マニュアルの作成に協力する。	9-1	避難所ごとに、自主防災会、区長、行政担当者及び施設管理者で協議し、避難所運営マニュアルを作成する。	
		9-2	運営マニュアルを使用することが想定される人や組織には、事前にマニュアルを配布しておく。	
10	町民安全課、戸籍保険課、福祉こども課、健康生きがい課、学校教育課、生涯学習課は、避難所運営マニュアルに基づき、避難所運営訓練を実施する。	10-1	自主防災会、区長、行政担当者、施設管理者、保健師、看護師、福祉サービス提供者等が一体となった避難所運営訓練を毎年1回(防災の日等)実施する。	
		10-2	訓練の結果を踏まえ、マニュアルの習熟と課題の抽出、及びマニュアルの改善を行う。	

対策		実施内容		摘要
11	町民安全課、戸籍保険課、福祉こども課、健康生きがい課は、避難者のための手引きを作成する。	11-1	避難所における共通ルールなどを記載したパンフレットを作成する。	

M5-02 初動期

対策	実施内容	概要
1 施設管理者、区長等は、避難所建物の安全確認を行う。	1-1 避難所建物の安全確保のため『避難所施設被害状況チェックリスト』により被害状況を判断する。 1. 建物外観の判定 2. 隣接建築物・周辺地番・構造躯体の判定 3. 落下危険物・転倒危険物の判定	F5-02-01 避難所施設被害状況チェックリスト
	1-2 安全確認されるまでは、避難者を建物の中に入れない。	
	1-3 安全確認後、判定の結果を避難所掲示板に貼りだし避難者に通知するとともに、救援救護部（戸籍保険課、福祉こども課、健康生きがい課）に報告する。	
	1-4 判定結果が「要注意」の場合は、応急危険度判定士の派遣を災害対策本部に要請する。	
2 施設管理者、区長等は、避難所設備の安全確認を行う。	2-1 電力・上水道・電話の状況、ガス漏れの有無を点検する。	F5-02-02 避難所開設チェックリスト
	2-2 トイレ等の避難所生活に必要な設備の使用可否を点検し、使用できない場合はその旨を表示する。	
	2-3 設備の点検結果を、救援救護部に報告する。	
3 施設管理者、区長等は、避難者の受入をするために施設を開錠する。	3-1 避難所の所定の部屋を開錠する。	
	3-2 余震又は建物が危険で建物内での避難が不可能な場合は、屋外避難用のためのテントを設営する。	
	3-3 テント等が不足した場合は、『物資依頼伝票』により救援救護部に連絡し、確保する。	F5-02-03 物資依頼伝票
	3-4 発電機や照明機器等を設置し、夜間照明を行う。	
4 施設管理者、区長等は、放送設備を点検する。	4-1 施設内の放送設備を点検し、点検結果を救援救護部に報告する。	
	4-2 放送設備が使用不能の場合は、代替手段として拡声器・メガホン等を準備する。	
5 施設管理者、区長等は、立入禁止スペースを指定する。	5-1 施設管理業務や避難者への共通サービスに必要となるような部屋を確認し、確保する。 ＜避難者の受け入れを避ける部屋＞ ・校長室、館長室等施設管理者の部屋 ・職員室、事務室 ・保健室、医務室 ・理科実験室など特別教室 ・給食室、調理室 ・放送室や会議室、物資保管場所など、その他の施設管理に重要なスペース ＜避難所における立入制限スペース＞ ・救援者の活動拠点や屋外避難用のテント設置場所となるオープンスペース	
	5-2 共通サービスに必要となる部屋を立入禁止スペースとして指定し、避難者に明示する。	
6 行政担当者（救援救護部）は、外部への連絡手段を確保し、災害対策本部への状況報告を行う。	6-1 避難所に参集後、FAX・電話など外部との連絡手段を確保する。	
	6-2 『避難所状況報告書（初動期用）』により、速やかに避難所状況の第1報を発信する。	F5-02-04 避難所状況報告書（初動期用）

対策	実施内容	摘要
	6-3 概ね3時間後に第2報、6時間後に第3報を発信する。	F5-02-04 避難所状況報告書（初動期用）
	6-4 F A Xがなく電話を利用する場合は、常にメモを取り連絡事項を記録する。	
	6-5 第4報以降は『避難所状況報告書〔第__報〕』により連絡する。	F5-02-05 避難所状況報告書〔第__報〕
7 行政担当者（救援救護部）は、避難者の受け入れを行う。	7-1 避難所の準備が整い次第、避難者の受け入れを開始する。なお、避難所に受け入れる避難者は、原則として以下の被災者を対象とする。 ＜対象者＞ ・住居を失った一般被災者 ・高齢者、障がい者などの要配慮者 ・被災家屋に残る在宅被災者 ・通勤者など帰宅困難者（地域外者も含む）	
	7-2 要配慮者の安否確認を行う。	
8 行政担当者（救援救護部）は、避難所共通理解ルールを掲示する。	8-1 避難所での生活を少しでも過ごしやすくするために、『避難所における共通理解ルール』をベースに避難所での共通理解ルールを定める。	S5-01 避難所における共通理解ルール
	8-2 避難所での共通理解ルールを避難所の出入口や目立つ場所に掲示し、周知を図る。	
9 行政担当者（救援救護部）は、避難者名簿への登録・管理を行う。	9-1 避難者に『避難者名簿』の①～③の該当部分を記入してもらう。	F5-02-06 避難者（帰宅困難者・テント生活者・車生活者）名簿
	9-2 避難者に、退出の際には、退出日と転出先を行政担当者に連絡することを伝える。	
	9-3 屋外避難者のうち、やむなく車中泊をしている避難者に車の登録番号を記入してもらう。	
	9-4 避難所から離れて避難している者のうち、食事等の救援物資の確保が必要な避難者にも『避難者名簿』の①～③の該当部分を記入してもらう。	
	9-5 『避難者名簿』の＊（登録・退所・在宅）の部分を記入する。	
	9-6 退所者に、避難者名簿』の④に退出日と転出先を記入してもらう。	
10 行政担当者（総務部）は、避難所設置の広報を行う。	10-1 屋外スピーカーを利用して、避難所が設置されたことを住民に広報する。 ＜広報の文例＞ こちらは、災害対策本部です。ただ今、〇〇において〇〇地域の避難所を開設しました。避難した方の受付を始めています。避難する道が危険なことがありますから、十分注意して避難してください。	

<第5章 避難所運営マニュアル>

対策	実施内容	摘要
11 避難所リーダー（区長など）は、避難者のとりまとめを行う。	11-1 避難者の不安を少なくするために、町丁目などの近隣避難者ごとに概ね部屋単位、広いスペースの場合は10世帯程度にまとめた組を編成する。 ＜留意点＞ ・グループ内が高齢者だけになるような編成を避ける。 ・通勤者や旅行者など帰宅困難者は、地域の人とは別の組を編成する。	
12 行政担当者（救援救護部）は、食料・水の確保・管理・配給を行う。	12-1 備蓄食料、水の確認を行う。	
	12-2 救援食料の必要数を把握し、『食料供給関係受信票 兼 処理表』により災害対策本部に要請する。	F5-02-07 食料供給関係受信票 兼 処理表
	12-3 給水地点を確認し、避難者の協力を得て飲料水を確保する。（1人あたり1日3リットルの水を目安とする。）	
	12-4 全員に配給できるようになったら、組ごとに配給する。全員に配給できるようになるまでは、絶対に食料を配給しない。（1人あたり1日3食を目安とする。）	
	12-5 組ごとの配給以外に配給を求められた場合は、委員会と協議した上で判断する。	
	12-6 避難所以外の近隣の人にも等しく食料を配給する。	
	12-7 『「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」の早見表』を確認しておく。	F5-01-02 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）
13 行政担当者（救援救護部）は、負傷者と遺体の対応を図る。	13-1 避難者に負傷者が多い場合は、災害対策本部に医師の手配を要請する。	
	13-2 遺体は受け入れないことを原則とするが、やむを得ない場合は、遺体の一時受け入れを行う。	
	13-3 避難者の受け入れ場所とは別に遺体の安置場所を確保する。なお、遺体を収容した場所には、遺体搬出後も避難者は入れないようにする。	
	13-4 遺体の安置場所において棺桶の組み立てを行い、ドライアイスを準備する。	
	13-5 死亡者の氏名・年齢・性別・住所、搬送者の氏名、搬送時刻、遺体のあった場所、遺族の連絡先などを記録する。	
	13-6 身元不明の遺体が搬送された場合は、発見場所・時間・所持品等を記録する。	
14 行政担当者（救援救護部）は、事務の引き継ぎを行う。	14-1 交替を行う場合は、次の事項について最新の状況を記録し、交代者に引き継ぎを行う。 ・避難者の移動状況 ・避難者の要望に関すること ・行政の対応状況 ・ボランティアの対応状況 ・施設管理者、自主防災会との打ち合わせ内容	F5-02-08 事務引継書

M5-03 展開期

対策	実施内容	概要	
1 施設管理者は、避難所施設の安全を確保する。	1-1 救援救護部を通じて、応急危険度判定士の派遣を要請する。		
	1-2 判定の結果を避難所掲示板に貼りだす。		
	1-3 施設の応急修繕を行う。または救援救護部を通じて、災害対策本部に応急修繕を依頼する。		
2 行政担当者（救援救護部）は、避難所間での避難者の振り分けに対応する。	2-1 避難所が安全性に欠けると判断する場合、避難者の他の避難所への振り分けを災害対策本部に要請する。		
	2-2 避難所のスペースに余裕がある場合は、追加受入れ可能な避難者数を災害対策本部に報告する。		
3 行政担当者（救援救護部）は、（避難者）組の代表者を選出する。	3-1 組の代表者は、避難所運営委員会への出席が苦にならない者を選出する。		
	3-2 代表者が多数いる場合は、互選の上、出席者を決定する。		
	3-3 代表者の負担が過重にならないよう、定期的に交代を行う。		
4 行政担当者（救援救護部）は、避難所運営委員会を設置・編成する。	4-1 施設管理者、区長とともに、『避難所運営委員会運営規約』を参考に、避難所運営委員会を設置する。	S5-02 避難所運営委員会運営規約（案） S5-03 避難所運営委員会系統図	
	4-2 会長・副会長を選出する。		
	4-3 委員会構成員は、避難者や外部の人から見分けがつくよう、腕章や名札等を身につける。		
5 避難所運営委員会は、定例会議を開催する。	5-1 運営委員会会長が議長となり、会議を招集する。		
	5-2 毎日定例会を開催し、避難所運営に必要な事項を協議、決定する。毎朝1回を原則とし、可能であれば夜にも1回定例会を開く。		
6 避難所運営委員会は、各運営班を設置・編成する。	6-1 委員会の具体的な業務の執行、運営のために、次の各運営班を設置する。 ・総務班：避難所運営業務全般のとりまとめ 災害対策本部との連絡など ・名簿班：避難者名簿の作成及び管理 各種情報の管理及び提供 ・食料班：避難所食料の配給、不足食料の要請 ・物資班：避難所生活物資の配給、不足物資の要請 ・救護班：負傷者に対応、要配慮者への支援 ・衛生班：避難所衛生環境の管理、子どもたちへの対応 ・連絡・広報班：避難者の呼び出し業務 避難者向け情報の管理及び提供 ・屋外班：屋外避難者の健康管理などの対応 ・誘導班：避難所周辺の交通整理 ・その他：必要となる班		
	6-2 運営班の班員は、組の代表者により編成する。		
	6-3 編成された運営組織の役割、班編成、班員などを『避難所運営委員会名簿』に記入し、避難所に貼りだし、避難者へ通知、徹底を図る。	F5-03-01 避難所運営委員会名簿	

<第5章 避難所運営マニュアル>

対策		実施内容	摘要
		6-4 委員会が設置した次の窓口の対応にあたる。 ・避難者受付（名簿班） ・物資窓口（物資班） ・広報窓口（連絡・広報班） ・総合相談窓口（総務班）	
7	行政担当者（救援救護部）は、避難所の秩序維持にあたる。	7-1 腕章をして施設内の巡回を行う。夜間の巡回については、総務班が実施する。	
		7-2 避難所内でトラブルが発生した場合は、以下の点に注意して速やかに対応する。 ・自分から声をかける。 ・相手の言い分をよく聞く。 ・あくまでも冷静、論理的に説明する。 ・できること、できないことを明確にする。 ・納得するまで説明する。	
		7-3 トラブルの解決は、避難所内で周囲から信頼の置かれている人物がリーダーシップをとる。	
		7-4 警察官のパトロール立ち寄りを依頼する。	
		7-5 盗難等の犯罪防止のため、不審者がいると判断される場合は、施設管理者、避難所リーダーにその旨を伝達し、避難者に注意を促す。	
		7-6 必要に応じて、消防団、自主防災会との連携を図る。	
8	行政担当者（救援救護部）は、災害対策本部へ状況報告を行う。	8-1 『避難所状況報告書〔第__報〕』により、毎日定時に避難者数、世帯数、必要食料数を報告する。	F5-02-05 避難所状況報告書〔第__報〕
		8-2 『物資依頼伝票』『食料供給関係受信票 兼 処理表』により、物資班、食料班のとりまとめた情報を報告する。	F5-02-03 物資依頼伝票 F5-02-07 食料関係受信票 兼 処理表
		8-3 食料と物資は別々の伝票で処理し、受領時・配送時には記載内容の確認を行う。伝票は、必ず保管する。	
		8-4 『派遣職員依頼書』により、避難所運営に不足している自治体職員の派遣を要請する。	F5-03-02 派遣職員依頼書
9	行政担当者（救援救護部）、施設管理者は、マスコミ対応を行う。	9-1 マスコミなどからの被災者安否に関する問い合わせについては、避難者名簿の公開を可とした避難所の情報のみを公開する。	
		9-2 取材の申し入れがあった場合は、氏名、所属、取材目的、発表日時や発表内容を聞き取り、記録に残す。	
		9-3 取材は、時間及び立入区域を定めて行い、避難者の寝起きする場所への立ち入り取材は、その部屋の避難者全員の同意を得てからとする。	
		9-4 インタビューは、救援活動に支障のない共用スペースをあてる。	
		9-5 マスコミへの発表資料は、総務班が作成したものを使用する。	
10	行政担当者（救援救護部）は、避難所にラジオ等を設置する。	10-1 避難者への情報提供の手段として、避難所にラジオ等を確保する。	
		10-2 必要に応じて、救援救護部に要請または調整を行う。	

対策	実施内容	摘要
11 総務班は、災害対策本部との連絡事項を整理する。	11-1 名簿班、食料班、物資班、衛生班などと協議し、災害対策本部へ連絡すべき内容を把握する。	
	11-2 内容を整理し、行政担当者に連絡する。	
12 総務班は、避難所の管理を行う。	12-1 避難所内での居住スペースの移動を計画し、委員会で検討した後、実施する。	
	12-2 避難所の消灯を午後10時に行う。ただし、廊下、職員室等の管理に必要な部屋については点灯したままとする。	
13 総務班は、飲酒・喫煙場所の指定と火気の管理を行う。	13-1 施設管理者と協議し、飲酒・喫煙コーナーを設置する。避難者へは、貼紙等により通知する。	
	13-2 喫煙コーナーには、灰皿、消火用水バケツを設置し、吸い殻の処理及び清掃は喫煙者自身が行うよう要請する。	
	13-3 冬季において館内暖房設備が使用できない場合、避難所屋内での石油ストーブ等暖房器具の使用には十分注意するよう、避難者へ周知徹底する。	
14 総務班は、避難所内の移動を行う。	14-1 避難所運営委員会に、移動の計画案を提出して承認を受け、避難者に了解を得て、移動を行う。	
	14-2 第1回目は、避難所開設後、概ね7日後に退所者の状況を踏まえながら、部屋の統廃合と移動を行う。	
	14-3 第2回目以降は、概ね7日ごとに、できるだけ従来の部屋のまとまりを崩さないように移動するものとし、これを避難者に周知する。	
	14-4 移動時には、避難者は、部屋の掃除やごみの片づけを必ず行うことを周知する。	
	14-5 1人当たりの避難スペースは、荷物の増量などを勘案し適切公平に対処する。 【避難者1人あたり必要避難所最低面積（参考）】 1㎡/人：被災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有が可能な面積 2㎡/人：緊急対応期の段階での就寝可能な占有が可能な面積 3㎡/人：避難所生活が長期化し荷物置き場を含めた占有が可能な面積 ＜新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積＞ 一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。 注）介護が必要な要配慮者のスペース規模は、受入れ配慮上の工夫を行うが、あるいは避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努めることとする。	
	14-6 避難所施設本来の機能回復が進むように、避難所と施設とを階ごとで分ける等の工夫を講じる。	
15 総務班は、避難者のプライバシーを確保する。	15-1 居住地区を中心として、避難者を組単位に編成する。	
	15-2 各世帯単位で段ボール製のパネルで間仕切りを行う。	
	15-3 施設管理者と協議し、衛生班と更衣室を確保する。更衣室は、授乳場所としても活用する。	
	15-4 更衣室について、貼紙等により避難者に周知する。	

<第5章 避難所運営マニュアル>

対策		実施内容	摘要
		15-5 避難者以外が、避難者の寝起きする部屋へ立ち入ることを原則禁止する。	
		15-6 避難所への来訪客は、受付で避難者の呼び出しを依頼し、所定の来客場で面会する。	
		15-7 郵便物を直接本人に渡す必要がある場合は、郵便局員の避難所室内への立ち入りを認める。	
16	総務班は、ボランティアの受入れ、対応を行う。	16-1 避難所運営状況に応じて、行政担当者（救援救護部）を通じ「ボランティア対策部」に対し、ボランティア派遣を要請する。	
		16-2 避難所へ直接申し入れのあったボランティアに対して、災害ボランティアセンターで受付するよう指示する。	
		16-3 要請にあたっては、ボランティアの活動内容、必要な人員数などを『派遣職員依頼書』により、ボランティア対策部に連絡する。	F5-03-02 派遣職員依頼書
		16-4 ボランティア対策部から派遣されたボランティアに対し、『避難所ボランティア受付表』を作成し、管理する。	F5-03-03 避難所ボランティア受付表
		16-5 ボランティアに分担する仕事は、原則、以下にあげるような仕事の支援とし、的確な配備を行う。 ・災害・安否・生活情報の収集、伝達への協力 ・老人介護、看護活動の補助 ・清掃及び防疫活動への応援 ・災害応急対策物資、管財の輸送及び配分活動への協力 ・避難所周辺の交通整理 ・その他危険を伴わない軽易な作業への協力 ・手話・筆話・外国語などの情報伝達への支援協力	
		16-6 『ボランティア活動時の持参品と注意事項』にある持参品や注意事項について、ボランティアに再度確認するよう促す。なお、腕章や名札を紛失した者には、目印となる腕章などを必ず渡す。	S5-04 ボランティア活動時の持参品と注意事項
		16-7 仕事内容ごとに、リーダーを互選により決定させ、仕事の終了時には、リーダーが総務班の担当者に連絡する。	
		16-8 運営班の仕事の支援を依頼している場合は、班員が立ち会うものとする。	
		16-9 継続的に活動しているボランティアが避難所運営委員会に参加した場合、ボランティア対策部に概要を説明する。	
		16-10 ボランティアの作業がなくなった場合、ボランティア対策部に連絡し、他に移動してもらう。	
17	名簿班は、避難者名簿の作成・管理を行う。	17-1 新たな避難者に『避難者名簿』の①～③の該当部分を記入してもらう。	F5-02-06 避難者（帰宅困難者・テント生活者・車生活）名簿
		17-2 転出先を確認し、退所世帯に『避難者名簿』の④を記入してもらう。	F5-02-06 避難者（帰宅困難者・テント生活者・車生活）名簿

対策	実施内容	摘要
	17-3 『避難所状況報告書〔第__報〕』に名簿の整理、集計結果を記入し、行政担当者（救援救護部）に報告する。	F5-02-05 避難所状況報告書〔第__報〕
	17-4 避難者が公開を望んだ場合、避難所受付窓口に住所、氏名を掲示する。	
	17-5 避難所受付窓口に掲示した避難者名簿と同じ内容のものをコピーし、各班長に配布する。	
	17-6 避難所運営委員会において、登録者数や退所者数を毎日確認し、各班長に配布した名簿の訂正・加筆を行わせる。	
	17-7 退所者名簿は、必ず保管する。	
	17-8 避難者やボランティアの協力を得て、周辺の在宅被災者の概数を把握し、総務班、食料班、物資班に連絡する。	
18 食料班、物資班は、それぞれ食料、物資の配給を行う。	18-1 公平に配給を行うため、原則として組ごとに行う。	
	18-2 組ごとの配給以外に配給を求められた場合は、避難所運営委員会で協議した後に実施する。	
	18-3 ミルク・おむつなどの特別な要望については、個別に対処する。	
	18-4 避難者以外の近隣の人にも、等しく配給する。	
	18-5 在宅被災者など避難所から離れて避難している者に物資を配給する場合は、『避難者への物資・食料・水などの配分方針に関する伝達文(案)』を参考に、配給時間、場所などを避難所内の掲示板に掲示するとともに、行政担当者（救援救護部）に広報を依頼する。	S5-05 避難者への物資・食料・水などの配分方針に関する伝達文(案)
	18-6 食料、物資の配給は、災害救助法に基づき実施するため、『「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表』を確認しておく。	F5-01-02 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）
19 食料班は、不足食料などの要請を行う。	19-1 不足食料などの内容、数量を取りまとめる。	
	19-2 『食料供給関係受信票 兼 処理表』に必要事項を記入し、FAXで災害対策本部に提出する。	F5-02-07 食料供給関係受信票 兼 処理表
	19-3 救援救護部は、届いた受信票に必要事項を記入し、『食料処理台帳』の「避難所名、数量、発注時刻、記入者」の欄を記入する。	F5-03-04 食料処理台帳
	19-4 救援救護部は、要請を受けた食料を発注し、台帳の「発注業者名」、「発注時刻」を記入する。	
	19-5 届いた物資と受信票の内容とを確認し、行政担当者（救援救護部）を通じて、災害対策本部に物資の受領を報告する。	
	19-6 救援救護部は、避難所の物資受領を確認後、台帳に「到着確認時刻」を記入する。	
20 食料班は、食料の管理・配布を行う。	20-1 要請した食料等が搬送されたら、食料保管室へ一時保管する。	
	20-2 食料は、数量を確認次第、各組の代表者を通じて、避難者へと配布する。	

<第5章 避難所運営マニュアル>

対策		実施内容	摘要
		20-3 夏場など気温の高い時期は、特に食品の衛生管理に注意する。	
		20-4 飲料水は、びんなどの保存用のものや、ペットボトルなどを優先的に使用する。	
		20-5 ペットボトルが使用できない場合、給水車による給水や濾過機によってろ過した水を供給する。	
		20-6 高齢者や障がい者などからの特別なニーズには、個別に対処する。	
21	物資班は、不足物資などの要請を行う。	21-1 不足物資などの内容、数量を取りまとめる。	
		21-2 『物資依頼伝票』の①の枠内に必要事項を記入し、FAXで災害対策本部に提出する。枠内記入時には、次のことに注意する。 ・同一品種、サイズごとに記入 ・伝票を物資ごとの品名の「受払簿」に伝票No.と依頼数量などを転記 ・転記後、伝票を災害対策本部に提出	F5-02-03 物資依頼伝票
		21-3 救援救護部は、伝票の内容を品名ごとの受取簿に記入する。	
		21-4 物資発送時には、発送する物資の内容を台帳及び伝票に記入し、配送担当者に伝票を渡す。	
		21-5 配送担当者は、伝票の③の枠内に必要事項を記入し、④の枠内に避難所の行政担当者のサインを得てから物資の受け渡しを行う。	
22	物資班は、救援物資の管理を行う。	22-1 救援物資が到着した時は、内容を確認し、不要な物資は受領を拒否する。	
		22-2 行政担当者（救援救護部）が不在の場合、『物資依頼伝票』にサインをして物資を受取り、物資保管庫へ一時保管する。	F5-02-03 物資依頼伝票
		22-3 搬送された物資について『避難所用物品受払簿』に記入する。	F5-03-05 避難所用物品受払簿
		22-4 物資は、種類ごとに分類し、保管場所には鍵をかけて物資班班長が管理する。 【物資の分類】 ・男性衣類、女性衣類、子ども衣類、食料品、タオル、毛布、紙製品、生理用品、その他に大分類する。 ・衣類は、防寒着、セーター・トレーナー類、スカート、ズボン、下着、靴下、と種類別に中分類する。 ・さらに、衣類の種類ごとにS・M・Lに小分類する。 ・生活用品は、石鹸、台所洗剤、洗濯洗剤、歯ブラシ、カイロ、乾電池、文房具、書籍、おもちゃ、雨具、鞆、医薬品、電気製品など用途別に中分類する。	
		22-5 高齢者や障がい者などからの特別なニーズには、個別に対処する。	
23	救護班は、高齢者、障がい者など要配慮者の支援を行う。	23-1 名簿班と協力し、救護の必要な高齢者・障がい者・乳幼児など要配慮者の人員構成を把握する。	
		23-2 要配慮者用の窓口を設置し、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を実施する。	

対策	実施内容	摘要
	23-4 窓口には、女性や乳幼児のニーズを把握するため女性も配置する。	
	23-5 要配慮者に対して、『災害時に「災害時要援護者」とみなすべき住民』『災害時要援護者の避難行動などの特徴と配慮したい主な項目』を参照し、避難者の協力を得て、環境の良い場所へ受け入れるよう配慮する。	S5-06 災害時に「災害時要援護者」とみなすべき住民 S5-07 災害時要援護者の避難行動などの特徴と配慮したい主な項目
	23-6 避難所施設内で、高齢者や障がい者が生活する上で障害となるものをできる限り取り除く。	
	23-7 避難者の障がいの程度や体力、病状などの状況を判断し、必要であれば、福祉避難所または社会福祉施設などの適切な場所へ転所できるよう、行政担当者（救援救護部）を通じ、災害対策本部に要請する。	
	23-8 介護が必要な要配慮者について、避難所内に専用スペースを設け、間仕切板の設置によるプライバシーの確保、簡易ベッド、障がい者用仮設トイレ、車椅子などを設置する。	
	23-9 要配慮者をケアするため、介護職員、手話通訳者等の専門職員の派遣及びマット・畳等の物資・備品の提供を行政担当者（救援救護部）を通じ、災害対策本部に要請する。	
	23-10 視覚障がい者、聴覚障がい者に対して、以下を参考に情報伝達手段を確保する。 【要配慮者への情報伝達資機材】 ・視覚障がい者に配慮した対応として、点字による掲示板、トイレへの案内用のロープの設置など ・聴覚障がい者に配慮した対応として、文字や光による伝達方法（例えば呼び出しの際に赤色ランプを点滅させて知らせるなど）	
	23-11 避難生活が長期に及ぶ場合、適切なリハビリテーション等を実施する。	
	23-12 必要に応じて、行政担当者（救援救護部）を通じ、ボランティア対策部にボランティアの支援を求める。なお、ボランティアとは情報の共有や提携を図る。	
24 救護班は、外国人の対応を行う。	24-1 日本語が不自由な外国人避難者がいる場合、通訳できるボランティアなどが避難所内にいないか確認する。	
	24-2 避難所内にいない場合、行政担当者（救援救護部）を通じ、通訳または通訳ボランティアの派遣をボランティア対策部に要請する。	
	24-3 外国人への物資・食料・災害情報の提供について、以下を参考に、提供の手段や言語などを配慮する。 【要配慮者への情報伝達資機材】 ・外国人に配慮した対応として、ボランティアの他に翻訳機、パソコンの翻訳ソフトなどを用いた伝達方法	

<第5章 避難所運営マニュアル>

対策	実施内容	概要
25 衛生班は、仮設トイレを設置する。	25-1 行政担当者（救援救護部）は、施設管理者と協議の上、仮設トイレの必要数を災害対策本部へ要請する。最終的におおむね100人に1基の割合で確保する。	
	25-2 仮設トイレが搬送されてきたら、直ちに所定の場所に設置する。	
	25-3 トイレ使用上の注意事項を仮設トイレ内、施設内のトイレにそれぞれ掲示し、避難者への周知徹底を図る。	
	25-4 避難所に視覚障がい者がいる場合は、少なくとも1基のトイレを壁や塀沿いに設置し、その旨を障がい者へ周知する。	
26 衛生班は、トイレの防疫、衛生、清掃対策を行う。	26-1 行政担当者（救援救護部）とともに、施設内・仮設トイレの消毒、殺菌などについて、災害対策本部及び保健所と連絡調整をして対応する。	
	26-2 避難所施設・トイレなどの清掃及び手洗い消毒液の交換などの衛生管理は、避難者自身に当番を割り振り、毎日行う。	
	26-3 トイレの清掃時は、放送などで伝達する。	
27 衛生班は、ごみに関する対応を行う。	27-1 施設管理者と協議の上、ごみ集積所を指定し、貼り紙等により避難者へ周知徹底を図る。	
	27-2 ごみ集積場は、屋外の直射日光の当たらない場所とする。	
	27-3 避難者各自に、可燃・不燃ごみなどを分類するよう要請する。	
	27-4 避難者は、組ごとにゴミ袋を用意し、交代でごみ集積場に運ぶ。	
	27-5 簡易トイレで使用したごみは、場所を指定し、特に衛生状態に注意して処理する。	
	27-6 避難所内や空き地での大量のごみの焼却は、原則禁止とする。	
28 衛生班は、防疫に関する対応を行う。	28-1 手洗いを励行し、手洗い所には、消毒液を配置し、定期的に交換する。	
	28-2 物資班に、消毒液・トイレットペーパーの確保を定期的に依頼する。	
	28-3 食器はできるだけ使い捨てとし、再利用する場合は、各避難所の責任者において行う。	
	28-4 情報班と協力して、地域の公衆浴場の開店情報を収集し、避難者に提供する。	
	28-5 もらい風呂を奨励する。	
	28-6 仮設風呂が利用できる場合、利用計画を作成する。	
	28-7 飲料水の安定的な供給が可能になった場合、トイレ、手洗い、洗顔、洗濯などの生活用水の確保を行う。	
	28-8 生活用水の確保に際しては、食料班、物資班、総務班と協議を行い、保管や利用方法を検討する。	

対策	実施内容	摘要
	28-9 生活用水が確保できるようになった場合、洗濯場や洗濯物干し場を確保する。	
	28-10 風邪や下痢など体調を崩している人の有無について、組長を通じて把握する。	
	28-11 避難所生活の長期化に伴う運動量の減少による廃用性症候群や、トイレ未整備により水分摂取をひかえたことによる脱水症状に注意する。	
	28-12 必要であれば、行政担当者（救援救護部）に医師や保健所の応援を依頼する	
	28-13 避難者に健康管理のためのリーフレットを配布する。	S5-08 避難所生活での健康管理
29 衛生班は、避難所の子どもたちへの対応を行う。	29-1 施設管理者や子ども会の協力を得て、避難した子どもたちの保育支援を行う。	
	29-2 避難所において、子どもたちがボランティア活動として力を発揮できるよう支援する。	
	29-3 可能であれば、子どもの遊び部屋を確保し、夜は勉強部屋として利用する。	
	29-4 子どもの心のケアを図るため、リーフレットを配布する。	S5-09 被災児童のケアについて
30 衛生班は、避難所内のペット対策を行う。	30-1 避難所にペットを連れてきた避難者に、窓口で届け出るように呼びかけ、『避難所ペット登録簿』を作成する。	F5-03-06 避難所ペット登録簿
	30-2 避難所のペットの管理責任は、原則飼育者にあるものとする。	
	30-3 大型動物や危険動物の避難所への同伴は断る。	
	30-4 ペットの飼育場所を決定し、『避難所におけるペットの飼育ルール広報文（案）』とともに、飼育者及び避難者へ通知、徹底する。	S5-10 避難所におけるペットの飼育ルール広報文（案）
	30-5 ペットの救護活動が開始された場合は、その情報を飼育者に提供し、協力を求める。	
31 連絡・広報班は、問い合わせ電話の対応を行う。	31-1 電話で問い合わせがあった場合、名簿班から受け取った避難者名簿と照合する。	
	31-2 避難者名簿は、名簿班とプライバシー保護を図りながら正確性を確保する。	
	31-3 問い合わせ担当者は、次の要領で問い合わせ電話に対応し、メモをとる。 ・誰を捜していますか。捜している人の住所と名前を教えてください。 ・ここでは放送で呼び出して連絡を伝えるのみです。 ・あなたの連絡先と名前を教えてください。 ・なお、呼び出しても連絡のない場合がありますが、それ以上の対応はできません。ご理解ください。	
	31-4 メモは、付せんなどを利用し、受信日時、問い合わせのあった避難者の氏名・住所、問い合わせしてきた相手の氏名・連絡先を記載する。	

<第5章 避難所運営マニュアル>

対策	実施内容	摘要
32 連絡・広報班は、避難者の呼び出しを行う。	32-1 避難者の呼び出し、伝言を行う。	
	32-2 問い合わせ担当者が記載したメモを受け取り、放送・掲示によって呼び出しを行う。	
	32-3 折り返し避難者から連絡する方法を原則とする。	
	32-4 メモは呼び出し終了後、掲示板の「お問い合わせ」欄に貼付する。	
	32-5 相手先に連絡をした避難者は、掲示板からメモを除く。	
	32-6 避難所内の電話は受信専用とし、避難者の発信用電話は携帯電話または公衆電話とする。	
33 連絡・広報班は、生活情報の提供を行う。	33-1 避難者に対して、次の情報提供を行う。 ・安否情報 ・医療・救護情報 ・水・食料情報 ・生活物資情報 ・教育情報 ・長期受け入れ施設に関する広報 ・生活再建情報 ・余震、天候などの情報 ・風呂の開設情報	
	33-2 総務班、名簿班とともに、長期受け入れ施設の応募等に関する情報伝達、資料配布等についての確に行う。	
	33-3 情報収集は、テレビ、ラジオ、新聞などや定期的に役所をまわり、公開されている情報を収集することで行う。	
	33-4 掲示板には、被災者同士が情報交換できる「伝言板コーナー」を設置する。	
	33-5 施設内掲示板のほか、あらゆる手段で被災者へ情報を提供する。	S5-11 避難所における情報伝達資機材
	33-6 委員会で決定された事項は、掲示板に掲示する。	
	33-7 不要となった情報も記録、整理して保管する。	
	33-8 災害後は、デマ情報がやすいため注意する。	
34 屋外班は、屋外避難者の把握を行う。	34-1 避難所周辺の屋外避難者の人員及びテント利用者を把握する。	
35 屋外班は、車中泊者への対応を行う。	35-1 避難所周辺で車中泊をしている避難者に対して、健康管理対策を行う。	
	35-2 エコノミークラス症候群の予防を図るためのリーフレットを配布する。	S5-12 エコノミークラス症候群を予防しましょう！
	35-3 3日以上車中泊をしている者に対し、屋内避難所又はテント生活を勧める。	
	35-4 避難所内への移動を希望する者は、移動させる。	
36 誘導班は、避難所周辺の交通整理を行う。	36-1 避難所周辺の交通整理を行い、車の排ガスが避難者の健康を害さないよう努める。	

M5-04 安定期

対策		実施内容		摘要
1	行政担当者（救援救護部）は、災害対策本部へ状況報告を行う。	1-1	『避難所状況報告書〔第__報〕』により、毎日定時に避難者数、世帯数、必要食料数を報告する。	F5-02-05 避難所状況報告書〔第__報〕
		1-2	『物資依頼伝票』『食料供給関係受信票 兼 処理表』により、物資班、食料班のとりまとめた情報を報告する。	F5-02-03 物資依頼伝票 F5-02-07 食料供給関係受信票 兼 処理表
		1-3	食料と物資は別々の伝票で処理し、受領時・配送時には記載内容の確認を行う。伝票は、必ず保管する。	
		1-4	『派遣職員依頼書』により、避難所運営に不足している職員の派遣を、災害対策本部に要請する。	F5-03-02 派遣職員依頼書
		1-5	地域ボランティア支援本部に、必要とするボランティア活動の作業内容及び人員の情報を伝える。	
2	行政担当者（救援救護部）、施設管理者は、避難所運営委員会に協力する。	2-1	避難者主体の避難所運営が行われるよう、避難所運営委員会に協力する。	
		2-2	心身の負担が過重にならないよう、適宜担当を交代する。	
3	行政担当者（救援救護部）は、食料、物資の提供・配分を行う。	3-1	避難所運営委員会の協力を得て、避難者と在宅被災者に対する食料、物資の調達と配分を行う。	展開期を参照
4	行政担当者（救援救護部）は、避難所内の秩序維持を行う。	4-1	避難所内での迷惑行為の防止や、避難所の共同生活の秩序を守るための問題の解決にあたる。	展開期を参照
		4-2	避難所内でのアルコール問題が懸念される場合、施設管理者と協議し、飲酒コーナーを設置する等の配慮をする。	
5	行政担当者（救援救護部）は、マスコミ対応を行う。	5-1	避難所取材にきたマスコミに対応できるよう、発表事項を整理する。	展開期を参照
		5-2	発表事項は、避難者のプライバシーを考慮し、十分に注意する。	
6	行政担当者（救援救護部）は、ライフラインの復旧情報を提供する。	6-1	掲示板を通して、電気やガス等の復旧時の避難者の立合の情報などの連絡を伝える。	
		6-2	災害対策本部やライフライン業者からの復旧情報を収集し、最新情報の提供に努める。	
7	避難所運営委員会は、定例会議を開催する。	7-1	毎日定例会を開催し、避難所運営に必要な事項を協議、決定する。毎朝1回を原則とし、可能であれば夜にも1回定例会を開く。	
8	避難所運営委員会は、各運営班を編成する。	8-1	運営班の班員は、避難者により編成する。	
		8-2	避難者の公平や班員の健康状態を考慮し、適宜、班員の交代を行う。	
		8-3	編成された運営組織の役割、班編成、班員などを『避難所運営委員会名簿』に記入し、避難所に貼りだし、避難者へ通知、徹底を図る。	F5-03-01 避難所運営委員会名簿

<第5章 避難所運営マニュアル>

対策	実施内容	概要
9 避難所運営委員会は、避難所の移動を行う。	9-1 総務班の提出する移動の計画案を承認し、避難者に了解を得て、移動を行う。	
10 総務班は、災害対策本部との連絡事項を整理する。	10-1 名簿班、食料班、物資班、衛生班などと協議し、災害対策本部へ連絡すべき内容を整理する。	
	10-2 整理した内容を行政担当者（救援救護部）に連絡する。	
11 総務班は、避難所の管理を行う。	11-1 避難所の全体管理として、次の事項を行う。 ・避難所内での居住スペース移動の計画及び実施 ・秩序維持 ・定時消灯 ・火気への注意 ・避難者のプライバシーの配慮	展開期を参照
12 総務班は、ボランティアの受入れ、対応を行う。	12-1 避難所運営状況に応じて、「ボランティア対策部」に対し、行政担当者（救援救護部）を通じボランティア派遣を要請する。	展開期を参照
	12-2 避難所へ直接申し入れのあったボランティアに対して、災害ボランティアセンターで受付するよう指示する。	
	12-3 ボランティアに分担する仕事は、原則、以下にあげるような仕事の支援とし、的確な配備を行う。 ・災害・安否・生活情報の収集、伝達への協力 ・老人介護、看護活動の補助 ・清掃及び防疫活動への応援 ・災害応急対策物資、管財の輸送及び配分活動への協力 ・避難所周辺の交通整理 ・その他危険を伴わない軽易な作業への協力 ・手話・筆話・外国語などの情報伝達への支援協力	
13 物資班、食料班は、不足物資と食料の管理を行う。	13-1 避難所で不足している食料や、特別なニーズのある物資について、行政担当者（救援救護部）を通じ災害対策本部に要請する。	展開期を参照
14 衛生班、救護班は、各種業務を協力して行う。	14-1 衛生班と救護班は、次の業務を協力して行う。 ・トイレ、ごみ、防疫に関する対応 ・高齢者、障がい者など要配慮者の支援 ・外国人への対応 ・避難所の子どもたちへの対応 ・避難所でのペット対策	展開期を参照
15 連絡・広報班、名簿班は、避難所情報の管理・提供を行う。	15-1 問い合わせ担当者を設置し、避難者の呼び出しの対応を任せる。	展開期を参照
	15-2 避難所から対処する避難者について、避難者名簿を変更する。	
	15-3 応急仮設住宅の入居や長期受入れ施設の情報を、総務班とともに収集し、避難者に配布資料の作成などを行い、周知する。	
16 屋外班、誘導班は、協力して避難所外での業務を行う。	16-1 車中泊者に対して、健康管理対策を行う。	展開期を参照
	16-2 車中泊が長期にならないよう、屋内避難所への入所を勧める。	
	16-3 避難所周辺の交通整理を行い、車の排ガスの影響を抑える。	

M5-05 撤収期

対策		実施内容	摘要
1	行政担当者（救援救護部）は、避難所閉鎖時期を検討する。	1-1 ライフラインの回復状態等を見ながら、避難所閉鎖時期について協議する。	
2	行政担当者（救援救護部）は、避難所集約に伴う移動を行う。	2-1 災害対策本部から他の避難所への集約の指示があった場合、避難者に対して説明を行い、避難所の移動に関する理解、了解を得る。	
		2-2 施設管理者と、避難所の縮小、撤収の時期を調整する。	
		2-3 テント管理者と、テントの縮小、撤収の時期を調整する。	
		2-4 移動が決定した場合、移動の日時・荷物などの搬送のための車両、人員の確保などについて、災害対策本部と協議調整を行う。	
3	行政担当者（救援救護部）は、避難者へ撤収の準備を促す。	3-1 避難所閉鎖時期の概ねの目安をライフラインの回復状況におき、避難生活の慢性的な継続を回避する。	
		3-2 避難者に長期避難生活への移行支援を行う。	
		3-3 避難者の生活再建に向けての支援を行う。	
4	行政担当者（救援救護部）は、ライフラインの復旧情報を提供する。	4-1 掲示板を通して、電気やガス等の復旧時の避難者の立合の情報などの連絡を伝える。	
		4-2 災害対策本部やライフライン業者からの復旧情報を収集し、最新情報の提供に努める。	
5	施設管理者は、避難所の閉鎖後の正常業務の体制を準備する。	5-1 施設業務の再開については、各施設の個別マニュアルを参照する。	
		5-2 学校の避難所においては、授業の再開を最優先と考え、縮小・統合を進める。統合する場合、地区・町丁目ごとに行い、避難者への影響をできるだけ小さくする。	
6	避難所運営委員会は、避難所を閉鎖し、運営委員会を廃止する。	6-1 避難所の閉鎖時期や撤収準備などについて、避難者に説明し、合意形成を行う。	
		6-2 使用されなかった物資などの回収が必要な場合、その種類、数量を行政担当者（救援救護部）を通じ災害対策本部に連絡し、処分を行う。	
		6-3 避難所管理に用いた記録や台帳などを、最小限に整理・集約し、行政担当者（救援救護部）を通じ災害対策本部に返却する。	
		6-4 運営委員会は、避難所閉鎖の日に解散する。	

M6-01 災害予防

課の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 町民安全課は、正確かつわかりやすい情報を迅速に伝達できるよう、情報収集・連絡体制の整備を図る。	1-1 県民の適確な行動につなげるため、国、県、その他防災関係機関との情報収集・連絡体制の整備に努める。	
2 町民安全課は、必要に応じ、放射性防護資機材等の整備を図る。	2-1 必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等防護資機材の整備を図る。	
3 町民安全課は、放射線物質等に対する防災対策資料の把握に努める。	3-1 放射性物質等に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質等を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等の防災対策資料の把握に努める。	
4 町民安全課、健康生きがい課は、あらかじめ原子力災害に対応する医療機関について把握に努める。	4-1 放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、あらかじめ専門医を置く国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の県外の原子力災害拠点病院等の連絡先の把握に努める。	
5 町民安全課は、必要に応じ、防災関係機関と連携して原子力防災に関する研修を実施する。	5-1 防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について、原子力防災業務関係者に対する研修を必要に応じ実施することとし、必要な場合には原子力事業者に協力を求めるものとする。 1 原子力防災体制、連絡体制及び組織に関すること 2 原子力発電所等の概要に関すること 3 原子力災害とその特殊性に関すること 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること 5 モニタリング実施方法及び機器に関すること 6 緊急時に県や国等が講じる対策の内容 7 緊急時に県民等がとるべき行動及び留意事項に関すること 8 その他緊急時対応に関すること	
6 町民安全課は、国等の指示に基づく屋内退避、避難誘導等に備え、施設管理者の同意を得て避難所の確保に努める。	6-1 避難所の選定にあたっては、放射性プルームによる被ばくを低減化するため、地震による崩壊の危険性が少なく、かつ気密性の高い施設の選定に努める。	
	6-2 避難所においては、放射性物質の流入を防ぐ対策について検討する。	
	6-3 一時的に避難するための退避所として、同様の施設の確保に努める。	
7 町民安全課は、可搬型測定機器の取扱に関し、職員の習熟に努める。	7-1 緊急時に備え、可搬型測定機器の取扱に関し、職員に対する研修会の実施等を通じて、その習熟に努める。	

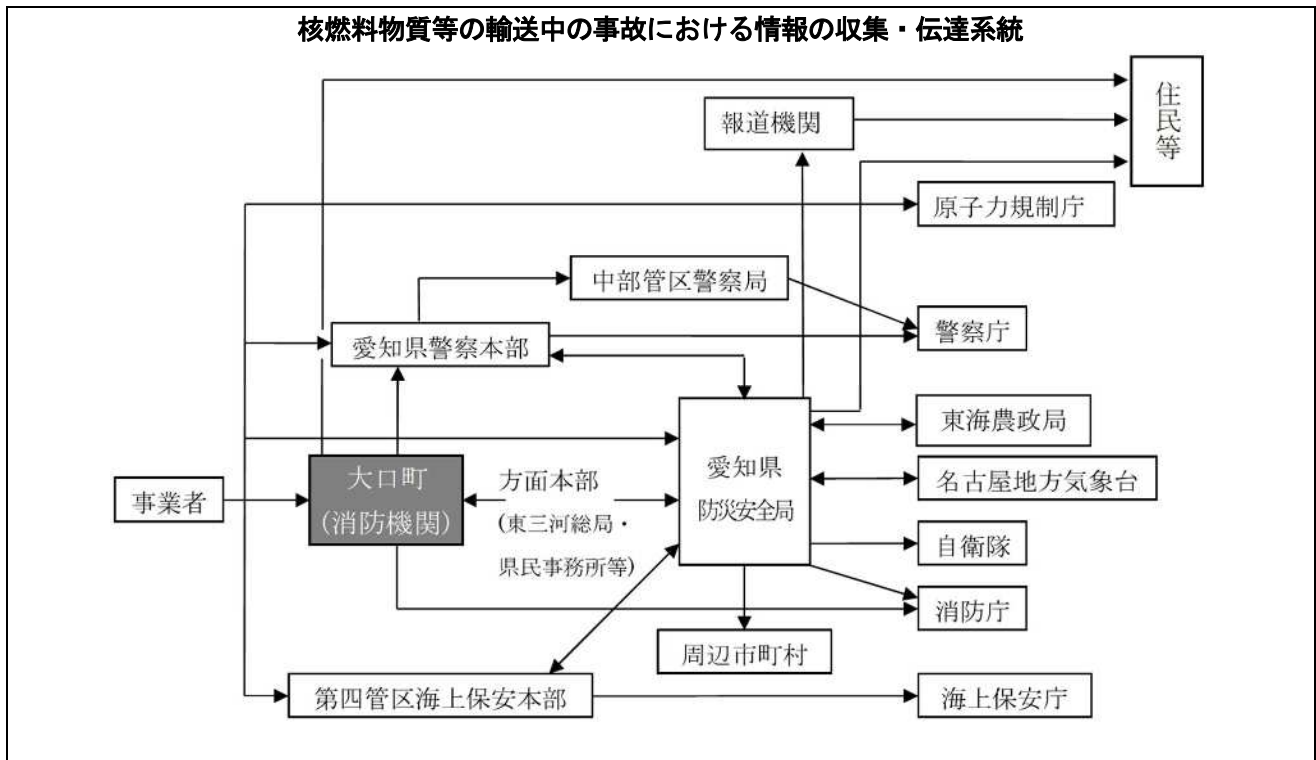
<第6章 原子力災害対策マニュアル>

課の実施内容	詳細実施内容	摘要
8 町民安全課は、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。	8-1 災害時に的確な行動をとるためには、平常時から原子力災害や放射線等に対する正しい理解を深めることが重要であることから、住民等に対し、原子力防災に関する知識の普及啓発を行い、必要な場合には原子力事業者に協力を求める。	

M6-02-01 原子力災害発生時の初動対応～災害対策本部の設置・運営

部の実施内容		詳細実施内容		摘要
原子力施設で異常事象の発生、または、その恐れがある段階（警戒事態）				
1	総務部は、原子力発電所等における異常時の情報を収集する。	1-1	県防災行政無線の一斉指令により、原子力発電所等における異常時の情報を収集する。	
		1-2	本部が設置された場合、テレビ、ラジオ放送からも情報を収集する。	
2	総務部は、初動体制をとる。	2-1	配備人員（地域協働部長＋町民安全課全員、部長会議時：各部長）を確保する。	
		2-2	各部に情報を伝達する。	
		2-3	初動体制を設置した旨を県（防災安全局）へ報告する。	
原子力施設で全交流電源損失などの事象が発生し、住民に放射線による影響が生じる可能性がある段階（施設敷地緊急事態）				
3	総務部は、部長会議での判断に基づき、第1非常配備体制へ移行する。	3-1	庁舎内放送・電話等により、施設敷地緊急情報及び第1非常配備体制（警戒本部）へ移行することを伝達する。	
		3-2	消防団、丹羽広域事務組合消防本部、丹羽広域事務組合水道部、社会福祉協議会事務局へ第1非常配備体制（警戒本部）へ移行することを伝達する。	
		3-3	第1非常配備体制（警戒本部）の参集状況を把握する。	
		3-4	初動体制から第1非常配備体制に移行した旨を県（防災安全局）へ報告する。	
4	総務部は、部長会議での判断に基づき、災害対策本部を設置する。	4-1	災害対策本部を設置する。	
		4-2	消防団長、丹羽広域事務組合消防長、丹羽広域事務組合水道部長、社会福祉協議会事務局長へ災害対策本部を設置することを伝達する。	
		4-3	本部表示板を庁舎正面玄関に掲出する。	
		4-4	災害対策本部を設置した旨を県(防災安全局)へ報告する。	
原子力施設で冷却機能喪失などの事象が発生し、住民に放射線による影響が生じる可能性が高い段階（全面緊急事態）				
5	総務部は、災害対策本部員会議での判断に基づき、第2非常配備へ移行する。	5-1	庁舎内放送・電話等により第2非常配備体制へ移行することを伝達する。	
		5-2	第2非常配備体制の参集状況を把握する。	
		5-3	消防団、丹羽広域事務組合消防本部、丹羽広域事務組合水道部、社会福祉協議会事務局へ第2非常配備体制へ移行することを伝達する。	
		5-4	第1非常配備体制から第2非常配備体制に移行した旨を県（防災安全局）へ報告する。	

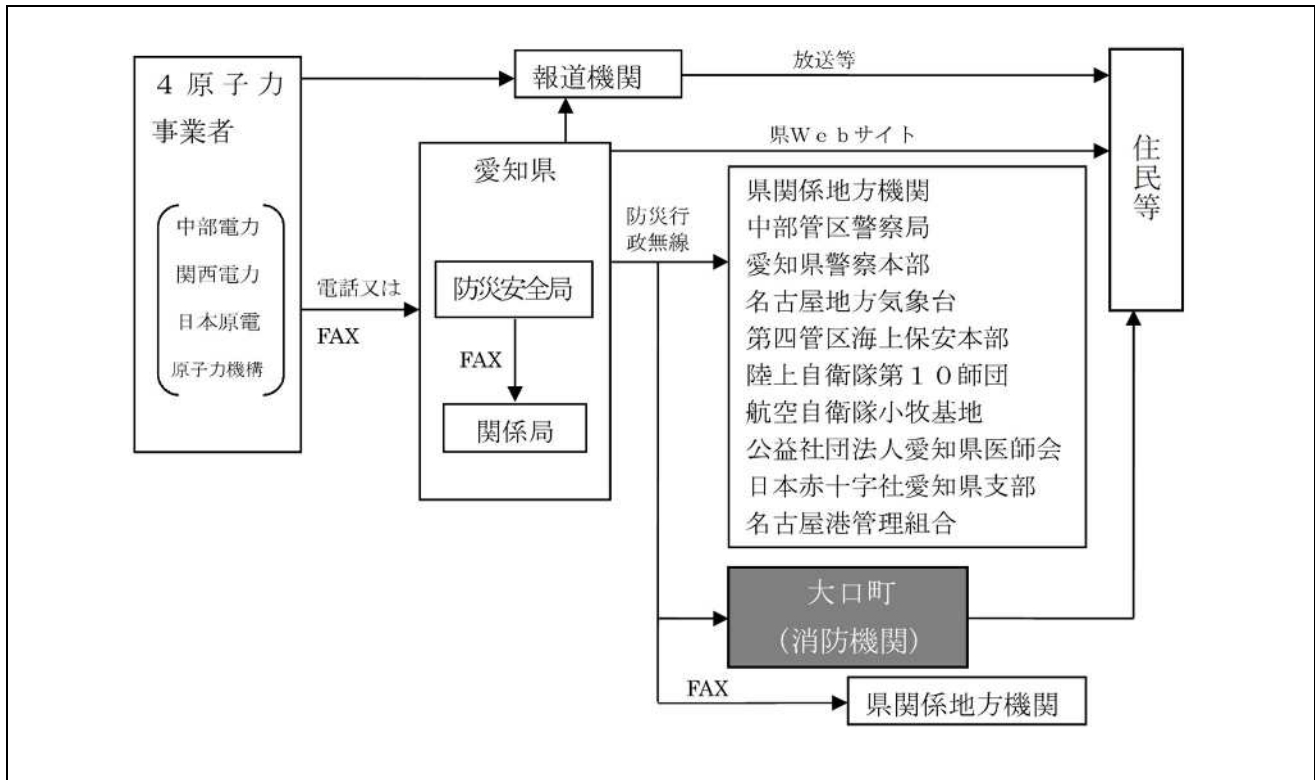
M6-02-02 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策



部の実施内容	課の実施内容	摘要
1 総務部は、核燃料物質等の輸送中の事故における情報を収集する。	1-1 県防災行政無線の一斉指令により、核燃料物質等の輸送中の事故における情報を収集する。	
	1-2 本部が設置された場合、テレビ、ラジオ放送からも情報を収集する。	
2 総務部は、核燃料物質等の輸送中の事故における情報を伝達する。	2-1 収集した情報を、町防災行政無線によって住民に伝達するとともに、多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。	
	2-2 情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。	
3 総務部は、必要に応じ、避難指示を行う。	3-1 原子力緊急事態宣言に際しては、国が示した避難すべき地域の住民等の屋内退避、避難指示を速やかに実施する。	
	3-2 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。	
4 救援救護部は、健康相談窓口において、心身の健康相談に応じる。	4-1 住民からの健康に関する問合せについて、健康相談窓口において対応する。	

部の実施内容	課の実施内容	摘要
5 応急復旧部は、食品の安全等に関する相談、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する。	5-1 食品の安全等に関する相談、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに県民等からの問い合わせに対応する。	
6 救援救護部は、放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められるような場合は、その対応に当たる。	6-1 放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。	
	6-2 放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害拠点病院等に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。	
7 消防・救出部は、放射性物質等の特殊性を踏まえた適切な安全管理のもと、消火、救助、救急を実施する。	7-1 放射性物質に係る消防活動（消火・救助・救急）については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施する。	

M6-02-03 県外の原子力発電所等における異常時対策



部の実施内容	課の実施内容	摘要
1 総務部は、原子力発電所等における異常時の情報を収集する。	1-1 県防災行政無線の一斉指令により、原子力発電所等における異常時の情報を収集する。	
	1-2 本部が設置された場合、テレビ、ラジオ放送からも情報を収集する。	
2 総務部は、原子力発電所等における異常時の情報を伝達する。	2-1 収集した情報を、町防災行政無線によって住民に伝達するとともに、多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。	
	2-2 情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。	
3 総務部は、国等からの指示に基づき、屋内退避若しくは避難に関する指示があったときは、住民等に対する屋内退避又は避難の指示の措置を実施する。	3-1 屋内退避対象地域の住民等に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。	
	3-2 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。	
	3-3 退避・避難のための立ち退きの指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。	

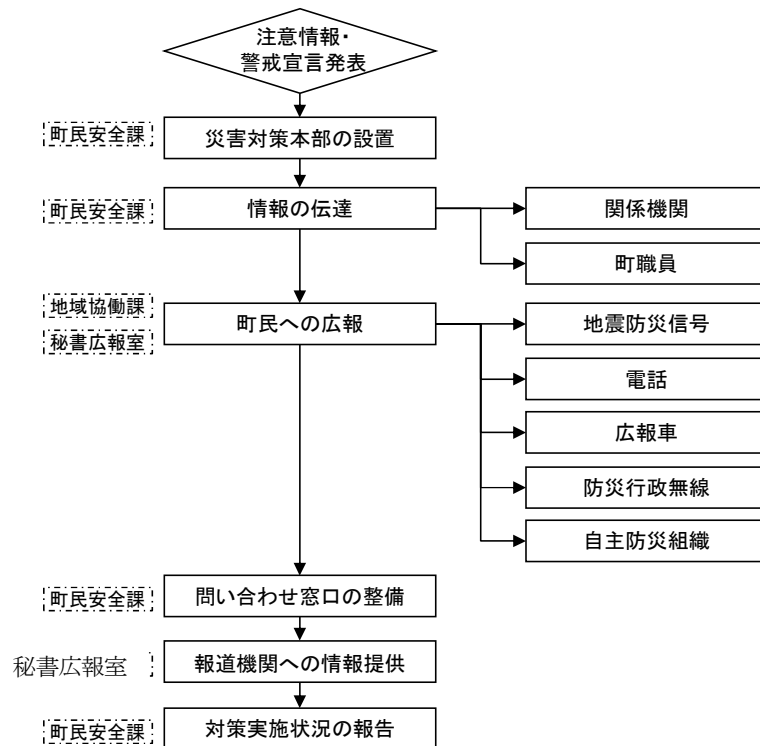
部の実施内容		課の実施内容		摘要
		3-4	退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、地域住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。	
4	救援救護部は、健康相談窓口において、心身の健康相談に応じる。	4-1	住民からの健康に関する問合せについて、健康相談窓口において対応する。	
5	応急復旧部は、食品の安全等に関する相談、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する。	5-1	食品の安全等に関する相談、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに県民等からの問い合わせに対応する。	
6	救援救護部は、放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められるような場合は、その対応に当たる。	6-1	放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。	
		6-2	放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害拠点病院等に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。	
7	応急復旧部は、OILの基準による国からの指示に応じて水道水、流通食品、農林水産物等の放射能濃度の測定を実施する。	7-1	OILの基準による国からの指示に応じて放射能濃度の測定を実施し、又は、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。	
8	応急復旧部は、国及び県からの指示があったときなどは、汚染農林水産物の採取及び出荷制限等を実施する。	8-1	国及び県からの指示があったとき、又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林水産物の生産者、出荷団体及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。	
9	総務部、応急復旧部、救援救護部は、県外からの避難者の受入れについて、県の要請により実施する。	9-1	県の要請により、避難施設を提供する。	
		9-2	中期的（6ヶ月から2年程度）な避難者の受入れについては、町営住宅等の受入れも検討する。	

事業者連絡先	
連絡先	電話番号
中部電力株式会社 総務室防災グループ	052-951-8221
中部電力パワーグリッド株式会社小牧営業所	0568-71-7191

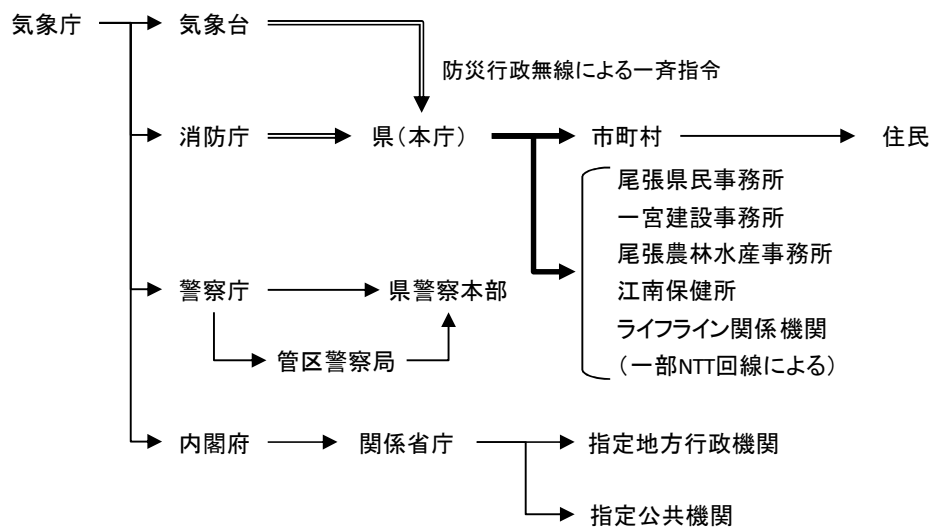
M6-03 災害復旧

部の実施内容		詳細実施内容		摘要
1	町民安全課、環境対策室は、放射性物質による汚染の除去について、国の施策に協力する。	1-1	事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的社会的条件に応じ、適切な役割を果たす。	
2	救援救護部は、健康相談窓口において、心身の健康相談に応じる。	2-1	住民からの健康に関する問合せについて、健康相談窓口において対応する。	
3	町民安全課、戸籍保険課は、災害地域に係る記録等を作成する。	3-1	避難及び屋内避難措置をとった住民に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等を記録する。	

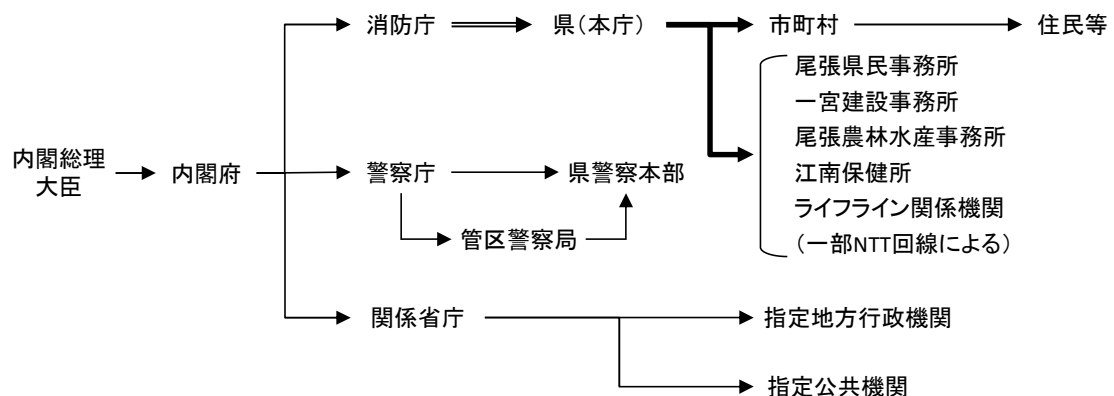
M7-01 災害対策本部の設置、情報の伝達等



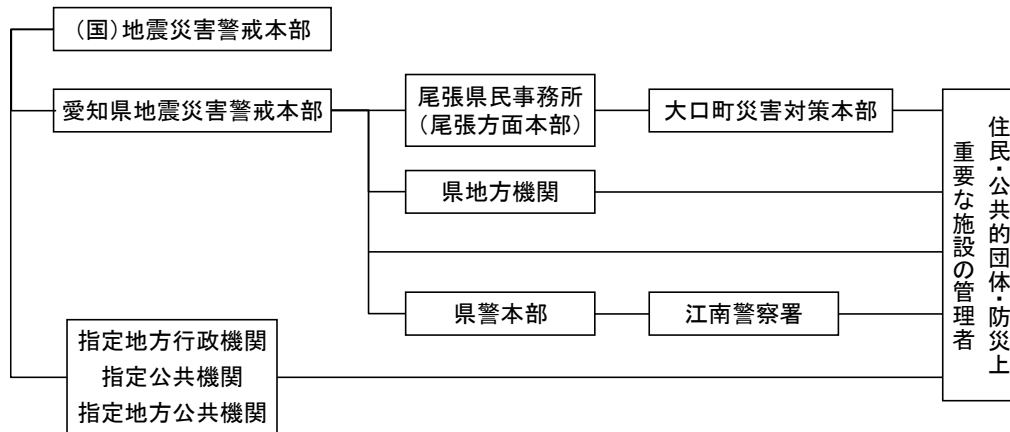
東海地震に関する情報の伝達系統



警戒宣言の伝達系統



避難状況等に関する情報の収集・伝達系統



課の実施内容		詳細実施内容		摘要
東海地震注意情報の発表又は警戒宣言が発令				
1	町民安全課は、災害対策本部を設置する。			
2	町民安全課、政策推進課は、東海地震に関する情報を伝達する。	2-1	警戒宣言、地震に関する情報を関係機関に伝達する。	
		2-2	勤務時間内においては、庁舎内放送及び一般加入電話等で、職員に伝達する。	
		2-3	勤務時間外においては宿日直者が町民安全課長及び必要な職員に伝達する。	
3	地域協働課、町民安全課、秘書広報室は、警戒宣言が発令された場合、住民に広報を実施する。	3-1	警戒宣言発令、地震予知情報発表等に伴い予想される社会的混乱の発生を防止し、応急対策が的確に行われるよう、次の広報活動を実施する。 1. 東海地震に関する情報の内容、特に県内の震度及び津波の予想 2. 東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するための適切な対応の呼びかけ 3. 東海地震注意情報が発表された場合の防災関係機関の準備行動に関する情報 4. 町長から住民への呼びかけ 5. 強化地域内外の交通規制の状況、公共交通機関の運行状況 6. 強化地域内外のライフラインに関する情報 7. 避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ 8. 事業所及び地域住民が緊急にとるべき措置 9. 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置 10. 金融機関が講じた措置に関する情報 11. その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項	
		3-2	広報は、次の手段を用いて行う。 1. 地震防災信号 2. 電話 3. 広報車 4. 防災行政無線 5. 自主防災会	S7-01 主な防災行政無線サイレン(鳴り方)
4	町民安全課は、問い合わせ窓口の体制を整える。	4-1	住民等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口の体制を整える。	

課の実施内容	詳細実施内容	摘要
5 秘書広報室は、各報道機関に情報を提供する。	5-1 収集した情報等を各報道機関に提供し、住民への伝達を要請する。	
6 町民安全課は、定期的に県へ報告を行う。	6-1 警戒宣言が発令された場合、1時間以内に別記様式1により県に報告する。	F7-02-01 避難・地震防災応急対策の実施状況報告（速報用・愛知県様式）
	6-2 危険な事態、その他の異常な事態が発生した場合、直ちに様式2の①避難の経過について報告する。	F7-02-02 避難・地震防災応急対策の実施状況報告（愛知県様式）
	6-3 避難に係る措置が完了した場合、速やかに様式2の②避難の完了について報告する。	F7-02-02 避難・地震防災応急対策の実施状況報告（愛知県様式）
	6-4 地震防災応急対策のそれぞれの措置を実施するため必要な体制を整備した場合、逐次、様式2の③～⑩について報告する。 ③東海地震予知情報の伝達、避難情報等 ④消防、水防その他応急措置 ⑤応急の救護を要すると認められる者の救護、保健 ⑥施設・設備の整備及び点検 ⑦犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持 ⑧緊急輸送の確保 ⑨食料・医薬品等の確保、清掃、防疫の体制整備 ⑩その他災害の発生防止・軽減を図るための措置	F7-02-02 避難・地震防災応急対策の実施状況報告（愛知県様式）

M7-02 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

課の実施内容		詳細実施内容		摘要
1	福祉子ども課、健康生きがい課、学校教育課は、主要食糧を確保する。	1-1	警戒宣言が発令された場合、米穀の販売組合と密接な連絡を取り、米穀を確保する。	
		1-2	米穀の確保と併せて、パン、副食品等の確保について、関係機関に協力を求める。	
2	福祉子ども課、健康生きがい課、学校教育課は、生活必需品を確保する。	2-1	被服・寝具等の生活必需品は、原則町内で確保する。	
		2-2	スーパーマーケット、小売店舗について、警戒宣言が発せられた場合も、極力営業を行うよう関係団体を通じて要請する。	
3	建設課、まちづくり推進課は、応急仮設住宅の建築及び住宅の応急修理を確保する。	3-1	東海地震注意情報が発表された場合、町内の建築業者に対し事前に、応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理等の協力を要請する。	
4	建設課は、緊急輸送確保用の資機材及び人員を配備する。	4-1	東海地震注意情報が発表された場合、応急復旧の資機材の確認、人員の確保等を実施する。	
		4-2	警戒宣言が発令された場合、県公安委員会は、住民等の避難を実施し、又は緊急輸送車両等の通行路を確保するため交通規制標識板等を必要箇所に設置する。	
5	丹羽広域事務組合水道部は、給水確保用の資機材及び人員を配備する。	5-1	配水場の操作に必要な人員、及び応急給水、応急復旧に必要な人員、車両、資機材を確保する。	
6	丹羽広域事務組合水道部は、上水道確保用資機材及び人員を配備する。	6-1	東海地震注意情報が発表された場合、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材の整備点検を実施する。	
		6-2	警戒宣言が発令された場合、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材及び人員を配備する。	
7	建設課は、下水道確保用資機材及び人員を配備する。	7-1	東海地震注意情報が発表された場合、各施設の点検を実施する。	
		7-2	応急復旧用資機材の点検、確保及び職員の配置を実施する。	
8	中部電力パワーグリッド(株)は、電力供給確保用資機材及び人員を配備する。	8-1	東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し、地震災害警戒本部を設置する。	
9	東邦ガス(株)は、都市ガス供給の資機材及び人員を配備する。	9-1	東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し、災害対策本部を設置する。	
		9-2	車両等の整備・確保し、応急出動に備えるとともに、備蓄資機材の数量確認及び緊急確保を実施する。	
		9-3	あらかじめ定められた連絡ルートにより、対策要員を確保する。	
10	西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海は、通信確保用の資機材及び人員を配備する。	10-1	東海地震注意情報が発表された場合、配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量の確認、広域応援計画に基づく手配を実施する。	

課の実施内容	詳細実施内容	摘要
11 町民安全課は、通信確保用の資機材及び人員を配備する。	11-1 東海地震注意情報が発表された場合、配備している防災行政無線の整備、確認を行い、事前に相互の連絡調整を行う。	
12 建設課は、浸水対策用の資機材及び人員を確保する。	12-1 大口町土木建設協会の協力を得て、浸水対策用資機材及び人員を配備する。	
13 環境対策室は、し尿収集運搬及び処理に必要な資機材、人員を確保する。	13-1 警戒宣言が発令された場合、必要箇所に仮設トイレを設置できるよう、人員体制及び資機材を確保する。	
14 環境対策室、健康生きがい課は、防疫活動確保用の資機材及び人員を配備する。	14-1 被災地域及び避難所等における防疫等の保健衛生対策を実施するために必要な防疫用資機材（消毒機、電動噴霧器）及び人員の配備体制を整備する。	
15 健康生きがい課は、医療救護用資機材及び人員を配備する。	15-1 東海地震注意情報が発表された場合、愛知県医師会及び尾北医師会との連絡、連携を密にし、収容病院としての機能を確保する。	

M7-03 発災に備えた直前対策

課の実施内容	詳細実施内容	摘要
1 町民安全課は、避難対策を実施する。	1-1 警戒宣言が発令された場合、食料、飲料水、生活必需品等の物資を支給しない場合は、その旨を周知する。	
	1-2 避難所までの移動手段は原則徒歩とするが、徒歩での移動が困難な者については、必要最小限の車両の活用を検討するなど、地域ごとの実情に応じて避難行動の実効性を確保する。	
	1-3 出張者及び旅行者等について、関係事業者と連携をとり、避難誘導等を実施する。特に、帰宅困難者、滞留旅客者については、鉄道事業者と事前に調整しておく。	
2 町民安全課、建設課、維持管理課は、消防及び浸水対策を実施する。	2-1 東海地震注意情報が発表された場合、次のような準備体制をとる。 1. 正確な情報の収集及び伝達 2. 火災、水災等の防除のための警戒 3. 火災発生の防止、初期消火についての住民への広報 4. 自主防災会等の防災活動に対する指導 5. 迅速な救急救助活動のための体制確保 6. 監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知 7. 水防資機材の点検、整備、配備	
	2-2 警戒宣言が発令された場合、大口町地域防災計画及び消防計画に基づき、消防活動を実施する。	
3 町民安全課は、緊急輸送対策を実施する。	3-1 輸送手段の競合が生じないよう、緊急輸送関係機関及び実施機関は、あらかじめ相互の連携協力体制を十分整備する。	
	3-2 警戒宣言が発令された場合、発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため、必要とされる人員を確保する。物資の輸送範囲は、概ね次のとおりとする。 1. 応急対策作業に従事する者 2. 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者 3. 食料、飲料水、その他生活必需品 4. 医療品、衛生材料等 5. 救援物資等 6. 応急対策用資材及び機材 7. その他必要な人員及び物資、機材	
	3-3 地震防災応急対策のための緊急輸送、あるいは発災後緊急輸送等に備えて、緊急輸送車両及びヘリポート等の確保を図る。	
	3-4 緊急輸送は、県、町及び関係機関が保有する車両等の輸送力により、必要最小限の範囲で実施する。	
4 町民安全課は、帰宅困難者・滞留旅客の対策を講ずる。	4-1 警戒宣言が発せられ、交通機関の運行停止等により帰宅が困難となった人に対しては、原則として徒歩による帰宅を促す。	
5 学校教育課、福祉子ども課は、児童生徒等の安全対策を実施する。	5-1 東海地震注意情報が発表された場合、原則として次の対策を実施する。 1. 在校中の場合、授業、部活動等中止し、あらかじめ定められた方法に基づき、速やかに下校させる。 2. 登下校中の場合、あらかじめ定められた方法に基づき、速やかに帰宅するよう指導する。 3. 在宅中の場合、休校とする。	

課の実施内容	詳細実施内容	摘要
6 福祉こども課、健康生きがい課、学校教育課は、生活必需品の確保対策を実施する。	6-1 警戒宣言が発令された場合、食料等の生活必需品の売り惜しみ、買占め、及び物価高騰が生じないように、関係する生産団体、流通団体等に対して、安定して供給するよう要請する。	
	6-2 強化地域外の生活必需品を扱うコンビニエンスストア等小売店舗に対して、警戒宣言が発せられた場合にも極力営業を行うよう関係団体を通じ要請する。	
7 政策推進課は、金融対策を実施する。	7-1 民間金融機関等及び農業協同組合系金融機関と緊密な連携をとり、その業務が円滑に遂行するよう要請する。	
	7-2 営業時間中に警戒宣言が発令された場合、強化地域内にある民間金融機関の本店・支店等向けの手形交換業務については停止し、併せて当該業務停止を店頭に掲示し、顧客の協力を求める。	
	7-3 強化地域内の本店及び支店等が営業停止を取った場合であっても、強化地域外の支店及び本店等の営業所は、平常どおり営業する。	
8 建設課、維持管理課は、道路交通確保のために交通対策を実施する。	8-1 警戒宣言が発令された場合、運転者のとるべき措置について周知を図る。	S2-05 自動車運転者に対する地震教育の内容
	8-2 応急対策に従事する者又は必要な物資等の緊急輸送を確保するため、歩行者又は車両通行を禁止、制限する。	
	8-3 以下の交通規制を実施する。 1. 緊急交通路の確保 2. 交通の混乱防止、緊急輸送確保のための広域交通規制 3. 避難所機能確保のための、避難所周辺道路の規制	
	8-4 警戒宣言発令時の交通規制は、大震法24条並びに道路交通法第5条及び第6条により行い、大震法による場合は、同法施行令第11条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者及び関係公安委員会への通知を行う。	
	8-5 交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等には次の措置をとる。 1. 通行の禁止又は制限を行った路線上の車両については、直ちにこれを同路線以外の道路へ誘導撤去させるとともに、その走行を極力抑制する。 2. 強化地域内へ入ろうとする車両にあつては、その流入を極力抑制する。 3. 通行禁止又は制限されている路線上の駐車車両については、直ちに立退きの広報、指導を行い、状況により必要な措置を講ずる。	
	8-6 交通規制により車両が長時間滞留することとなった場合には、関係機関と協力して必要な対策を講ずる。	
9 江南警察署は、警備対策を実施する。	9-1 警戒宣言発令時等の混乱、交通混雑及び犯罪の発生を防止するため、町本部と連絡体制を確立し、警備活動を実施する。	
10 丹羽広域事務組合水道部は、飲料水の供給対策を実施する。	10-1 警戒宣言が発令された場合、発災に備えた緊急貯水を住民等と呼び掛ける。	
	10-2 給水車に貯水し、出動に備える。	

<第7章 東海地震事前対策マニュアル>

課の実施内容		詳細実施内容	摘要
11	中部電力パワーグリッド(株)は、電気の供給対策をとる。	11-1 東海地震注意情報が発表又は警戒宣言が発令された場合、給電制御所、発電所、変電所等において、構内特別巡視、非常電源設備の点検、燃料・冷却水等の補充、消火設備の点検を実施する。	
		11-2 各電力会社とあらかじめ定めた電力融通に関する契約等に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。	
		11-3 ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震発生時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。	
12	東邦ガス(株)は、都市ガスの供給対策を実施する。	12-1 警戒宣言が発令された場合、ガス利用者に対し、不使用中のガスが閉止されていることの確認、地震発生時におけるガス栓の即時停止等を要請する。	
		12-2 テレビ、ラジオ等の報道関係に対して、上記の広報内容を報道するよう要請する。	
		12-3 警戒宣言が発令された場合、点検が必要な設備については、予め点検要領に従い巡視・点検を行う。	
13	愛知県エルピーガス協会は、LPガスの供給対策を実施する。	13-1 警戒宣言が発令された場合、報道機関を通じて、予め連絡してある広報内容により、LPガスの具体的な安全措置に関する広報を依頼する。	
14	西日本電信電話(株)は、重要通信の確保対策を実施する。	14-1 警戒宣言が発令された場合、利用者の利便に関する次の事項について、ラジオ、テレビ等を通じて広報を行う。 1. 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況 2. 電報の受付、配達状況 3. 加入電話等の開通、移転等の工事、障害修理等の実施状況 4. 西日本電信電話(株)東海支店における業務実施状況 5. 災害伝言ダイヤルの利用方法(171ダイヤル) 6. その他必要とする事項	
		14-2 東海地震注意情報が発表又は警戒宣言が発令された場合、建物及び重要通信施設を巡視し、必要な点検を実施する。	
		14-3 警戒宣言が発令された場合、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、住居者等に対して冷静な対応を呼びかける。	
		14-4 緊急警報放送、臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して、交通・ライフライン・生活関連情報等の正確、迅速な情報を提供する。	
15	大口町コミュニティバス事業者は、乗客の安全を確保するための措置を講ずる。	15-1 東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言が発せられた場合における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等による情報を収集する。	
		15-2 東海地震注意情報が発表された場合、乗客に対して、警戒宣言が発せられた場合には車両の運行を中止する旨を伝え、速やかに帰宅を促す。	
		15-3 警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、乗客に対し避難地の教示を行うものとする。	

課の実施内容	詳細実施内容	摘要
	15-4 乗客を降ろした後、車両は、安全な場所へ退避する。	
	15-5 滞留乗客に対し、警戒宣言の内容、最寄りの避難地及び運行中止の措置を取った旨の案内を掲示物、放送等により広報する。	
16 事業所は、帰宅困難者の発生抑制対策を実施する。	16-1 従業員、学生、顧客等に対し、東海地震注意情報が発表された段階から正確な情報を提供する。	
	16-2 警戒宣言が発令された場合、交通機関が運行停止する旨の情報を提供する。	

M7-04 町が管理又は運営する施設に関する対策

課の実施内容		詳細実施内容	摘要
1	建設課、維持管理課は、注意情報が発表された場合、所管道路における対策を実施する。	1-1 道路情報板、交通パトロール車を活用して、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他地震に関する情報及び措置を道路利用者に伝達する。	S7-02 主要道路
		1-2 東海地震に関する調査情報（臨時）が発表された場合、道路表示板によって内容を伝達する。	
		1-3 道路巡視及び応急復旧作業の担当業者の事前配備について、連絡・確認を行う。	
		1-4 交通パトロール車等により巡視を実施して、交通状況、工事中箇所、通行止め箇所を把握する。	
		1-5 工事中箇所については、工事の中断を指示する。	
		1-6 応急復旧資機材の保有状況について、情報収集・把握を行う。	
2	建設課は、注意情報が発表された場合、河川対策を実施する。	2-1 堤防、排水機場、水門、樋門等の点検、応急復旧が実施できるよう準備する。	
3	福祉こども課、健康生きがい課、学校教育課、生涯学習課は、管理・運営する施設等の対策を実施する。	3-1 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、その旨を伝達する。	
		3-2 東海地震注意情報が発表又は警戒宣言が発令された場合、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、その旨を伝達し、警戒宣言が発令された場合には、強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を的確、簡潔に伝達する。	
		3-3 施設等から撤退するように誘導し、施設等を閉館する。	
		3-4 東海地震注意情報が発表又は警戒宣言が発令された場合、次の措置をとり発災に備える。 1. 施設の防火点検及び応急補修、設備備品等の転倒・落下防止措置 2. 出火防止措置 3. 受水槽への緊急貯水 4. 消防用設備の点検、整備と事前配備 5. 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピューター・システムなど重要資機材の点検等の体制	
		保育園	
		3-5 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、施設責任者は、保護者に対し防災行政用無線、又は一般電話等を用いて、その旨を伝達する。	
		3-6 東海地震注意情報が発表された場合、施設責任者は、保護者に対し防災行政用無線、又は一般電話等を用いて、その旨を簡潔に伝達し、園児を引き渡し帰宅させる。	
		3-7 警戒宣言が発令された場合、施設責任者は、保護者に対して、警戒宣言が発せられた旨を的確、簡潔に伝達するとともに、安全確保を図るため、子供を受け渡し、施設から退避するよう誘導する。	

課の実施内容	詳細実施内容	摘要
4 行政課、町民安全課は、庁舎の対策を実施する。	4-1 災害対策本部がおかれる庁舎については、次の措置をとる。 1. 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の点検及び確保 2. 無線通信機等、通信手段の確保 3. 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保	
5 避難所に指定する学校、施設等の管理者は、施設の地震防災応急対策を実施する。	5-1 町が行う避難所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。	
6 まちづくり推進課は、工事中の建築物について、対策を実施する。	6-1 工事中の建築物その他工作物又は施設については、東海地震注意情報が発表された場合、安全対策を講じた上で、原則として工事を中止する。	